矯正図書館

刑政

第四十五卷　第九號

昭和七年八月二十八日印刷納本・昭和七年九月一日發行

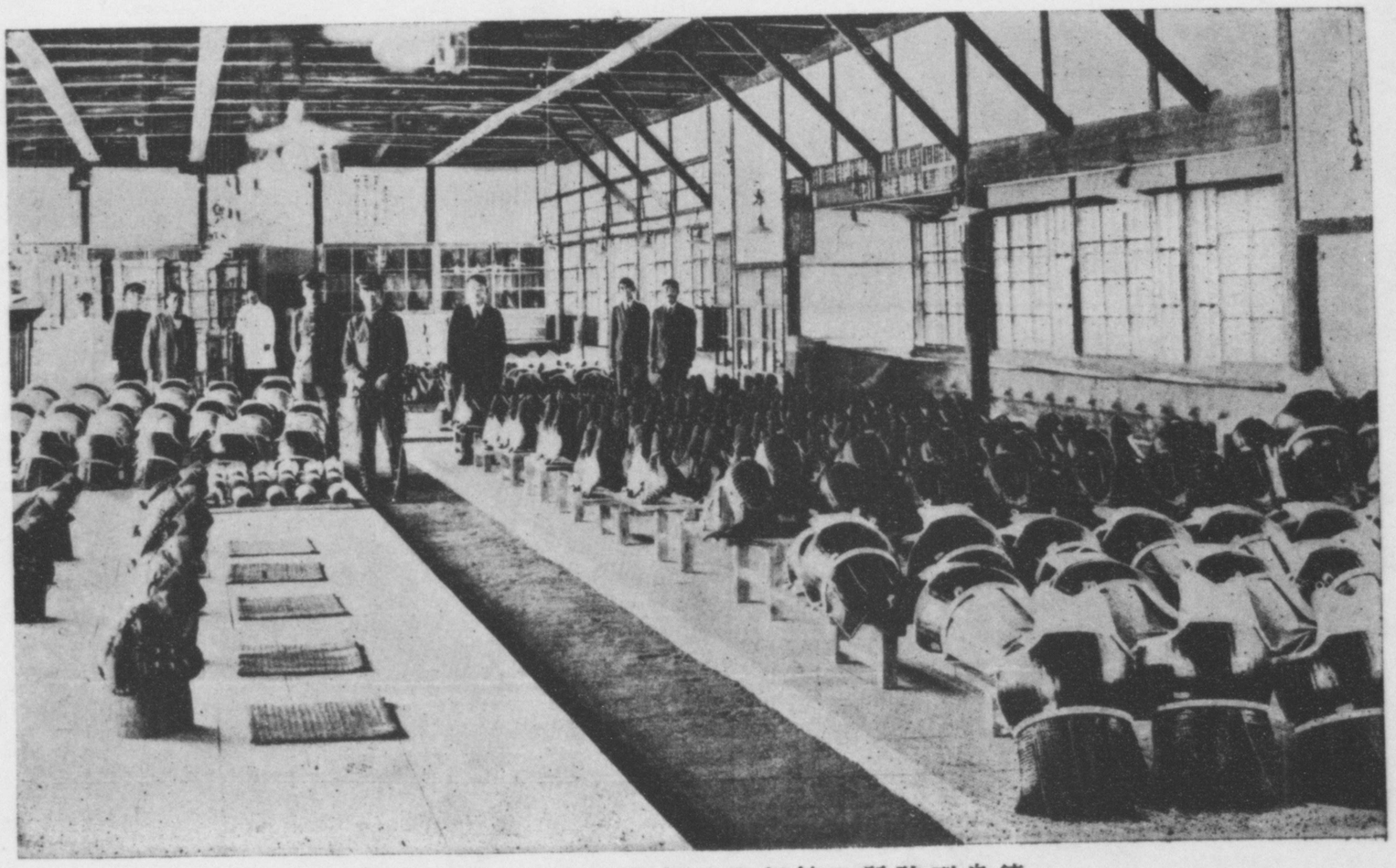
第四十五卷　九月號　第九號

生活の柱石を奪はれたる受刑者の家族保護（卷頭言）	正木亮	2
パレルモ會議の行刑問題	木村龜二	4
刑務作業に關する諸問題（上）	尾後貫莊太郎	14
少年犯罪の趨勢及其犯因に就て（下）	白井勇松	25
逃走の研究	中尾文策	32
行刑官吏の問題（下）	ブランド・ステッター	47
收容者の閲歷に就て（完）		52
英國の刑務所（上）	アレキサンダー・ペーターズン	58
海外時報		67
所長會同諸問並に協議事項に對する答申		74
朝鮮行刑だより	村上茂市	81
極東問題の過去及現在に就て	鈴木貞一	88
雜報——海外異聞錄——刑政俳壇——敍任辭令——家庭の頁——讀者の頁——行刑統計		

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

中央軍服ハ第十一師團經理部長



德島刑務所の銃劍術並劍道具仕上及荷造工場

刑政第45巻第9号

矯正図書館



政　刑

第四十五卷

第九號

生活の柱石を奪はれたる受刑者の家族保護

正木亮

今日の刑罰制度は犯人を處罰して、さてしかるのちに起る家庭悲劇を顧みる遑を持たない。犯人は處罰すべきである。しかし、處罰された犯人の留守中の家庭がさし當り食ふに困つたら國家は之をどう處置したらよいのか。

國家は犯罪を未然に防壓し國家自らを衛らねばならぬ。故に、國家は一を衛つて二を捨てるの愚を學ぶべきではないのである。法律を制定する場合に於て、又施設を爲す場合に於て國家は常にこの點に留意せねばならぬのである。

今日の、否數百年來の世界の刑罰制度を通覽して見ると、刑罰制度に於てのみは常にこの留意すべき點ゝ留意されて居らないのである。わたくしは一家の柱石たるおやぢが刑務所に繋がれた場合にその家族のどれもが皆又候犯罪に陷るとはいはぬ。さりながら、恒產のないおやぢを奪はれた子供、亭主を奪はれた妻が明日より食に窮せざるべからざる狀態におかれることは之を否定することが出來ないのである。

食に窮する狀態に置くことは人類を死か或は犯罪の休火山頂に置くとおなじであつて彼等はいつ爆發するかも知れないのである。卽ち、國家は一人の犯人を奪ひ得て、次に數人の犯人の卵を孵化しつつあるのである。

人はいふ、刑輕ければ犯罪追隨者が多いと。行刑寬なれば刑務所志願者增加すと。しかし、犯罪追隨者も刑務所志願者も生活安定の前には追隨を捨て志願を拋棄することは何人も肯定出來よう。故に、犯罪增加、刑務所志願の責を輕き刑罰や行刑の進歩に結び付ける前に吾人は常に國家民人の生活安定に努力を拂はねばならぬのである。

社會政策に於て既に然り、刑事政策に於てわれわれは一個の犯人を奪ふ前に、いかにすれば次の犯罪を未然に防止し得るやを考察する責を負はねばならぬのである。

行刑學徒は常に行刑最終の目的を犯人の社會復歸だと叫ぶ。しかり、それにちがひない。しかし、社會復歸は同時に家庭復歸であることをも忘れてはならぬのである。だが、その復歸すべき家庭は彼の留守の間に困窮と不安と焦慮とによつてもみくちやにされて居る場合が多い。そんな家庭に復歸させてどうして彼の改善性が持續出來よう。

行刑有終の美は單に彼等の釋放後に於て彼一人を保護せんとする從來の保護態形に滿足すべきではなくて受刑者の家族の生活を安定にせしめることに及んでゆかねばならぬのである。

現代の刑事政策及び行刑の領域はそこにまで廣まり行つたといふことを提言して、わたくしは、玆に受刑者の家族保護の方法の二三を提案して置き度いのである。

第一に、受刑者をして家族保護を可能ならしめるだけ作業上の所得を增加使用せしむべき法律思想を一般に扶植してその點の法律改正を促進せしむることが吾人の責務ではあるまいか。

第二に、刑務作業上注文過多なるとき之を困憊せる受刑者の家族に從事せしめ得る方法が可能ではあるまいか。

第三に、困憊せる家族を救濟すべき慈善財團を設置することが當面の問題として考へられるのではなからうか。

思ふに、今日の行刑、今日の保護は共に受刑者一人を對象とし之に偏するの嫌がないでもない。一人を對象とすることもよろしい。しかし、その一人に最も密接な環境を善化するなくしてどうして眞の改悛、眞の保護が出來得よう。そこに、今日の刑事制度に大きな缺陷がひめられて居るのである。

自由刑の法律上の問題としても受刑者の家族の保護は既に擡頭して來たのである。ここでは、わたくしはその點の多くはいふまい。只事實問題として彼等の家族を保護することがいかに行刑上の重要問題であるかを殊更らしく叫ぶのみである。

昭和七年八月十二日夜

刑政第45巻第9号
矯正図書館

パレルモ會議の行刑問題

自由刑執行の法律化

木村龜二

一

本年の復活祭にイタリアのパレルモで開催せられる筈となつて居つた國際刑法學會の第三回の會議はイタリア政府の都合上一年延期せられることゝなつた(一)。このパレルモ會議の議題(二)とせられて居る事項は六箇であつて、その第三は『刑法典及び刑事訴訟法典の外に行刑法典を持つことは望ましきことなりや』となつて居る。その理由は『今日まで、刑事法制は二分制に從ひ、實体法規と形式法規とに區別せられて、それぞれ二つの異つた法典になつて居る。刑の執行は行政法規に讓られ、その行刑法規において刑法に規定せられた甚だ僅かな原則が活動せしめられることゝなつて居る。しかし、かやうな主義は、餘りに大きな領域を行政上の擅斷に任せるものであるとの非難を受けて來た。即ち、かゝる主義の下では、刑法の總ての領域を支配せねばならぬところの法定主義から刑の執行を免れしめることになるといふのである。それで、民事訴訟法に關する例に倣ひ、執行法典を制定して、從來の法典二元主義に對して三元主義を採るべきであるか』といふのである。

(一) Revue de droit pénal et de criminologie, Janvier 1932, 12e Année 1, 1932, p. 109 : Revue internationale de Droit pénal, 9e Année, 1932, p. 1.

(二) 議題の邦譯としては、大塚學士『第三回國際刑法會議の議題』(法學志林第三三卷第五號第九二頁以下)參照。Congrès de Palerme Revue de droit pénal et de criminologie, 11e Année, 1931, p. 212-3.

このパレルモ會議の行刑問題に對し興味ある對照を形造つて居るのは、千八百七十八年のストツクホルムにおける國際刑務會議の議題である。その第一部第一問は『刑の執行の方法は如何なる程度まで法律を以つて規定せらるべきか。監獄行政は、場合に依り、受刑者に對し自由裁量に從つて一般的規定から離れることを得るか』といふのであつて、之に對する決議は『監獄行政は、法律の定めた限界内において、自由裁量に因り能ふ限り一般的規定の精神を各受刑者の特質に適應せしめ得るものであらねばならぬ。但し、刑の執行は平等性を離れることは許されない』とせられたのであつた。

即ち、ストツクホルムの國際刑務會議において、法律の範圍内において、如何にして行刑上の個別化を實現すべきかといふことが問題とせられたのであり、それより半世紀の後におけるパレルモの國際刑法學會においては、行刑を如何にして法律的關係として理解すべきかが問題とせられて居るのを我々は見る。この問題の變化は何事を語るものであらうか。それを理解す

ることに依つて、我々は、パレルモ會議に提出せられた行刑上の問題を正確に摑むことを得ると同時に、現代における行刑法の立法乃至その改正の中心的問題を理解し得ることゝなるのである。

二

牧野博士は、刑法における重點の變遷を論じて、次の如く謂はれて居る。曰く、『罪刑法定主義が特に重要視せられた時代においては犯罪論に關する概念的形式論理的鬪爭が刑法の重點を爲したものであつた。その後、刑法理論が一變するに從つて、その概念的論爭が客觀的な立場においての煩瑣的なものから主觀的な見地において簡單化されることになり、それに對して刑罰論に立法的論策が重んぜられることになつた。さうして、今や、その刑罰論が更に實質的になり實際的になつて、行刑論が刑法の重點を爲しつゝあるのである』(一)と。この刑法の重點が行刑論の上に移りつゝあるといふことは、現代では、殆んど一致して認められるに至つて居る。例へば、マコウスキーの如きも同樣のことを次の如く述べて居る。曰く、犯罪現象に對する鬪爭方法の進化を考察すると、我々はその重點が、段々と、近代的行刑制度の原理の上に立てられたところの個別化を中心とする行刑の上に移りつゝあること及び、それと同時に刑事立法において刑罰の問題が單純化せられ殆んど不定期刑が採られんとする程になりつゝあることも見るのである。この不定期刑においては鎭壓及び刑事政策の全重心は刑の宣告から刑の執行の上に移されるのである』(二)と。

(一) 牧野博士『刑法に於ける重點の變遷』第二九二頁。

(二) Makovski cité par R. Mommaert, De l'individualisation judiciaire de la peine, Pevue internationale de Droit pénal, 9e Année, 1932, p. 92; Rabinowicz, Est-il désirable d'avoir, à côté du Code pénal et du Code de procédure pénale, un Code d'exécution des peines?, Revue int. d. Droit pénal, 1932, p. 106.

かく刑法の重點が行刑の上に移つて行つたことの原因については、之を種々擧げ得るであらうが、その最も重要なる事實は、犯罪の原因的研究の發達と刑罰觀念の變化とであると爲し得るであらう。犯罪の原因的研究は、犯罪が單に道義的意識に反して爲されるところの行爲でなくして、社會的環境、個人的性格に由來するところの必然的事實であることを人々に認識せしめるに至つた。從つて、單に行爲を主として加へられるところの刑罰のみでは足らず、行爲者を對象として爲される犯罪鬪爭の手段即ち保安處分が必要であるとせられるに至つた。又、刑罰の觀念に付ては、行爲に對應する應報的害惡を加へることから行爲者を改善教育して再び有用なる社會の一員たらしめねばならぬといふことゝなつたのである。かくして、この保安處分と改善教育刑の思想とが行爲本位の從來の刑法思想を根本的に轉倒せしめるに至つたのである(三)。

(三) Rabinowicz, ibid. p. 102; Magnol, Est-il désirable d'avoir, à côté du Code pénal et du Code de procédure pénale, un Code d'exécution des peines?, Revue int. d. Droit pénal, 8e Année, 1931, p. 351 et suiv.

保安處分と教育刑の思想は行爲者を對象とする個別化の原理である。それ故、これらの思想を基礎とするところの現代の行刑制度は受刑者の全人格を行刑の對象の中に引き入れんとす

るものである。然しながら、そのことは受刑者を單純なる行刑の客体として、行刑の下にその人格を全然無視するといふことを意味するものではない。行刑における個別化及び教育といふことは、受刑者を單なる客体、義務の主体としてのみ見ることではなくして、これを權利の主体として取扱ふことであらねばならぬ。故に、眞に個別化の原理が徹底せしめられ、教育刑が實現せられる爲めには個人の自由は、法律上、根本的に保障せられねばならぬ。こゝに、行刑を以て單なる行政的規定に委すことなく、之を國家と犯罪人との間の法律的關係として規律し、行刑法典を刑法、刑事訴訟法典と並んで制定すべきではないかといふパレルモ會議の問題が提出せられるに至つたのである(四)。然るに、ストックホルムの國際刑務會議の當時に在つては、尙ほ、刑罰についてはいざ知らず、保安處分の制度も意識的に認められるに至らず、寧ろ、古き刑罰思想からの解放の手段として監獄行刑當局の自由裁量に因る個別化が問題とせられたのに外ならなかつたのである。之に反し、パレルモ會議の問題は、かゝる古き思想から解放せられたところの個別化行刑を如何にしてその濫用から防ぎ眞の作用を營ましむべきかといふことを中心として居るのである。

(四) Vgl. Grünhut, Rechtliche Garantien im Strafvollzug, Reform des Strafvollzuges, 1927, S. 20 f.; Magnol, ibid. p. 355, Rabinowicz, ibid. p. 103.

三

パレルモ會議における行刑の法律化の問題は、右に述べたるが如く、自由刑の執行において個別化の原理を徹底せしめることに伴つて生ずるところの受刑者の個人的自由の保障を全ふせしめる爲めに、行刑における受刑者の法律的地位を法律的に保護することの必要を意味するものであつて、その限りにおいては充分肯定せられねばならぬものである。然しながら、そこにはソルナールが指摘したやうに(一)、更に二つの問題が含まれて居る。第一は、刑の執行に關して一般に法律を以つて之を規定することが必要であるか及び如何なる程度においてそれが必要であるかといふことである。第二は、若し行刑の法律化が必要であるとして、これを刑法及び刑事訴訟法に關する法典と獨立なる行刑法典として立法すべきかといふことである。この第二の問題については チェコスロヴアキアの如く、行　法典を獨立のものと爲すことなく刑法典草案の中にその第四章『刑罰及び保安處分の執行』として規定して居るものもあるが、ドイツの行刑法草案、ロシアの勞働改善法の如きは行刑法典獨立主義を採り、日本の現行監獄法も刑務法豫備草案も亦同じく獨立主義の下に規定せられて居る。然るに、この二つの立場は、私の考へでは、單に立法技術的問題であるに過ぎない。從つて、その範圍において、日本が獨立立法主義を採れる限りにおいては、私の考へでは、第二の問題は解決せられて居るものと見ることが許されると思ふ。然るに、第一の問題については、行刑を一般に法律を以つて規定すべきかといふ點については、從來、行刑に關する獨立の法律を持たず殆んど之を行政規定に任して來て居つたところのフランス、ベルヂツクの如きにとつては重要でもあらうが(二)、既に、形式的には、法律としての行刑

法を持つて居る日本の如きに採つては、行刑を法律を以つて規定するといふことそれ自体は必ずしも重要なるものと爲すことを得ない。寧ろ如何なる事項に關して自由刑の執行が法律を以つて規定せられることを必要とするかといふことが重要であつて、それが明にせられることに依つて今後の行刑法改正の根本的規準が確立せられることゝなるのである。

(一) Solnar, Est-il désirable d'avoir, à côté du Code pénal et du Code de procédure pénale, un Code d'exécution des peines ?, Revue int. d. Droit pénal, 1931, p. 359.

(二) Revue int. d. Droit pénal, 1931, p. 344 et suiv.; 1932, p. 83 et suiv. には、Vieitte, Magnol, Solnar, Relyn, Monmaert, Rabinowicz のベルモ會議に對する報告が揭載せられて居るが、問題が單に從來獨立の行刑法を持たぬ國の立場から取扱はれて居るに過ぎない。

この最後の問題を解決する爲めには、先づ我々は、行刑における二つの要素を區別せねばならぬ。その第一の要素は、行刑といふことが、現代の如く個別化の原理の上に立つ限り、常に如何なる方法を採ることに依りその行刑の個別化の問題であるといふ技術の問題であるといふことである。然るに技術は常に科學の發達と實驗の結果とに從つて進歩せしめられ、發達せしめられなければならぬものである。故に、この行刑における技術的要素については、固定的な且つ變更の困難な法律を以つて之を規定することは、能ふ限り、避けられ、專ら行政規定に讓られなければならぬ。事實上も、例へば、人格調査、累進制の細則は、ドイツに於ても、ベルヂツクにおいても行政的方法に依つて實現せられ來たのである。否、最近の行刑における技術の目まぐるしい改革は殆んど悉く行政的方法に依つて實現せられて來たのである(三)。然しながら、行刑は

かく一方において技術であると同時に、他方において人と人との關係である。そこに、擅斷の支配の可能性が殘されて居る。それ故、特に最近の如く、自由刑が單なる自由の剝奪のみを內容とすべきであつて、身体、名譽、財産等に關する侵害であつてはならぬといふ思想の自覺せられる場合においては(四)、これ等の自由刑と關係のない或は自由刑の前提となる受刑者の法益の保護といふことが最も嚴密に實現せられねばならぬことゝなるのである。そして、正しくこの點について行刑は法律的規定の下に置かれる必要があるのである。換言すれば、行刑の法律化といふことは受刑者の法律的地位を確保する爲めに且つその限りにおいてのみ根本的に必要であることになるのである。

(三) Solnar, ibid. p. 360 et suiv.

(四) 正木學士『行刑法改正の基本問題』(刑政第四四卷第七號第一五頁以下)、『法制上より見たる自由刑の本質』(法學志林第三三卷第九・一〇・一一號)參照。

四

行刑の法律的規定が自由刑執行の如何なる要素について爲されねばならぬかといふことが明らかにせられた。それに因つて、同時に、ベルモ會議の行刑問題の中心的意味と解決の方向とが明白にせられたと思ふが故に、更に進んで、自由刑執行の法律化の對象と爲るべき事項について一言觸れて置きたく思ふ。

自由刑執行について法律を以つて規定せらるべき中心的事項は、右に述べた如く、受刑者の法律的地位である。そして、この受刑者の法律的地位は、一方では受刑者をして自由刑以外の体刑・生命刑・財産刑・名譽刑・家族刑の目的物となることから保護することに依り、地方では自由刑執行の過程における受刑者の權利とその侵害に對する抗告權若は情願權を確立することに依つて、保障せられ得ることゝなる。これ等受刑者の法律的地位の內容に關し論じたものとして、我々は日本における唯一のそして最も重要なる文獻として、正木學士の『法制上より見たる自由刑の本質』(法學志林第三三卷第九・一〇・一一號)を持つて居る。この正木學士の著述を通して、私が、特に、行刑上受刑者の權利の保護の爲めに規定せられることとその使用の場合とを法律上限定すること、衣服については不名譽となるべきものを排し、健康に有害なる寢具・糧食を給與することなく、原則として衣食住は社會的標準に從ふべきこと、思想・信仰の自由を保障すること、作業條件を社會のそれに從つて定め、特に休日、賃金請求權を認めること、累進制においては累進請求權を、又假釋放については假釋放請求權を認めること、懲罰における重屏禁・減食の如き体刑的要素を排除し、同時に、受　者の辯護權を認めること、等であらう。且つ、又、受刑者の權利侵害に對する救濟手段としては、確實に保障せられたる情願權が法律を以て確立せられねばならぬ(一)。

(一) 詳細については、特に、正木學士、法制上より見たる自由刑の本質』(志林第三三卷第一〇・一一號)參照。尙ほ、國際刑法及び刑務委員會の決定した『受刑者處遇原則』(Grundsätze für die Behandlung der Grefangenen, Zeitschrift, 50. Bd. S. 597 ff.)。

今、日本の現行監獄法を見ると、それは形式上法律を以つて立法せられ、外國の立法と比較して甚だ進歩したる形式・內容を持つて居る。然しながら、現代の行刑法立法の中心問題たる受刑者の法律的地位の確保に至つては甚だ忽緒に付せられ殆んど見るべき何らの規定をも持つて居らず、寧ろ單純なる行刑官の執務規定に近い。この點こそ、私は、將に行はれんとする行刑法改正においても考慮せらるべきところの中心問題であつて、實に將來の行刑法立法乃至改正の價値は、行刑の個別化の實現と併せて、行刑の上に如何なる範圍まで罪刑法定主義の精神が徹底せられたかに依つて決せられるものであると考へる。そして又、このことが、パレルモ會議のために提出せられた行刑立法の問題の考察から現時の日本の行刑法改革の爲めに導き出し得る唯一の教訓であると考へられねばならぬのである。

刑政第45巻第9号
矯正図書館

刑務作業に關する諸問題（上）

尾後貫莊太郎

目次

一 はしがき
二 作業方法の問題
三 勞働の强制と勞働の權利（以上本號）

一

自由刑の近代的形式はもはや犯罪人に對して復讐や報復を行はんとするものではなく、心理學的處遇によつて彼の犯罪的傾向や性癖を根絶せんとすることを目的とするものである。此の結果が達せらるるならば犯罪人は社會に出でて再び彼の地位を回復することが出來る。「社會的復歸」こそ現代の刑罰制度の目的に外ならないのである。

ジョン・ハワードの Make men diligent and they will be honest と云ふ言葉は右の社會復歸の目的を達するための受刑者處遇方法をして作業的組織によらしむべきことを教へたものである。クリーグスマンに從へば、行刑卽ち作業であり(*) 更にリストによれば自由刑の骨子は强制勞

働にあるのである(**)。さうして此の見解は多くの國々の刑法に採り入れられてゐるのである。ベルン國際刑務委員會によつて作成せられたる「受刑者の處遇に關する標準的最低規則」も亦氏の見解を支持してゐるのである。卽ち、その第四條に、受刑者處遇の主要目的は彼等をして秩序と勞働とに慣れしめ且その德性を强固にするにある旨を規定してゐるのである。刑務作業强制が受刑者に對する最善なる訓育手段であり、その敎化的價値の顯著なるものある點に於ては、かの敎誨や敎育の比ではないのである。作業强制は、受刑者に對する紀律と勤勉との習慣を涵養する點に於てその敎化的價値を有するのみならず、又それは刑務所本來の性質から歸納せらるる自給自足主義の立場から見ても敎化的價値を有するものである(***)

(*) Kriegsmann, Gefängniskunde, S. 206.

(**) V. Liszt, Die Gefängnisarbeit, S. 5.

(***) 正木學士は夙に「自ら働きそれによつて自ら生きんとする生活方針を樹立せしめ、同時に社會に對してその負擔を輕減せしめようとする責任觀念の喚起は結局に於て敎育目的の最後のものなのである」（刑政第四四卷第八號第一〇頁）と說かれ、更に又「犯罪人の生活を被害者の納稅をも含む國費より支辨する今日の狀態は決して合理的のものではないので、この不合理を補ふためにわれわれは第一に能率主義をとり自給自足に邁進せねばならぬのである」（刑政第四五卷第七號第一二頁）と主張されるのである。

しかしながら、社會復歸と云ふ原則を採用するとしても、それは必ずしも受刑者處遇に關する舊時の思想を全く振ひおとすわけにはいかなかつた。犯罪に對する鬪爭に於て最も新しい又

最も模範的な方法を採用した國々に於てさへ、その古い思想が尙屢々勢力を振ふてゐるのである。さうして、たとへそれが刑法典の中から姿を消してしまつても、尙刑務所の內部行政の上に現はれてゐるのである。之は何故であるか。それは、多くの國々に於ては刑法典は唯科すべき刑罰を規定し、さうしてその各刑罰の性質の概要を示してゐるにすぎないのであつて、その各刑罰の執行に關する詳細な事柄が行政官憲の手に委せられてゐるからである。それ故に、殆ど何れの國に於ても受刑者の處遇は行政的な規則によつて決定せられ、さうしてその規則の多くは國家の中央官憲によつて作られたものではなく、各刑務所の內部的規則の形式を以て各刑務所の任意に委せられてゐるのである。從つてそれを執行する官吏は微細な點に亙つては非常に廣汎な裁量權を有つてゐるのが普通である(*)。統一された原則的法規がないと云ふことは、その執行の方針が執行者の犯罪並に刑罰に對する個人的見解によつて左右せられることになるのである。

(*) 正木學士「刑務官の據るべき思想が特別豫防を基本とせねばならぬこととなると玆に行刑立法上採られてゐた傳統とは行刑に於ける刑務官吏の獨裁權を意味する」(中略)「特別豫防がこの官吏の自由裁量によつて定められたる點を基點として行はれねばならぬのであるから、わたくしは行刑上累犯率が降らぬと云つて批難を受けても仕方がないと思ふ」(中略)「一抑も何故に從來の行刑法規はしかく官吏に絕大な自由裁量を與へたのか。わたくしはその理由として二つのものをあげ得ると思ふ。その一は從來の刑罰觀念が囚人を以て普通人よりも下位に屬する階級者と考へて居たからである」(中略)「その二は囚人の改善それ自体よりもむしろ刑務所の統制に重きをおいたからである。否刑務所の統制よろしきに於ては改善はおのづから期待出來ると考へたからである。人の性向、心情の動きは非科學的な斷案で決せらるべきものではない。況んや權力などで律し得べきものではないのである。故に、特別豫防の觀念が高まるにつれ凋落して行くのは刑務官吏の概念的な自由裁量でなくてはならないのである」(刑政第四四卷第七號第八頁以下)と說かれてゐる。

刑罰は犯罪に對する償ひであるとか刑罰は威嚇作用を營むものであるとか云ふ思想が刑務作業の上にあらはれるときに、受刑者は徒に無益な苦痛多き仕事を反覆して强制せしめられることになるのである。刑務作業は一般民間の勞働に比して多くの相異るもののあることは事實である。極めて稀有な場合の外、受刑者は强制によつて勞働に從事し、民間の勞働者のやうにその勞働の種類を自由に選ぶことは出來ぬ。さうして、通常は、彼に割り當てられたる仕事は何事でも之を行はねばならぬ。しかも、その勞働條作は國家の一方的意思のみによつて決定せらるるのである。受刑者はそれに關しては何等の發言權も有しないし、又之が不服を申立てる權利も原則としては與へられては居らないのである。

此の嚴格なる服從は受刑者にとつて又結局はその家族にとつて大なる危險を生ぜしめる。受刑者はその勞働力の不當なる搾取を受ける處れがあるし、しかもそれは釋放後に於ても尙引續き彼を不利な地位に立たせることになるであらう。若しも彼が扶養せねばならぬ家族を擁してゐるならば、彼の勞働力の喪失はその家族をして非常にみじめな地位に立たせることになるであらう(*)。

(*) フロイデンタール、フェンニンガー等の學者は今日の自由刑が純正な意味の自由刑でないことを強調してゐるのである。

斯くの如き危險をさくるために使用主(此の場合に於ては國家)の最高權を制限しなければならないのである。さうして、それがための適當なる方法は國家自身をも拘束する法律を作ることである。刑務所内に於ける勞働の保護に關する凡ゆる規則は、能ふ限り、法律の形式によらなくてはならぬ。刑務所勞働は、かくして、官吏の意思によつてのみ指揮せらるる恣意的方法をさけんとする一般の社會政策的原則の影響下にもちきたされることにならなければならぬのである。

監獄法の目的は受刑者を改善することである。受刑者の改善とは受刑者をして釋放後の合法的社會生活に適應し得る人間にまで改造することである。人類が法律の規律するところに從つて權利と義務との生活を爲すべき社會人にまで改造せんとする刑務所に於て、刑務官吏の專斷によつて事が決せられ、受刑者の權利は少しも認められず、義務なき義務が强要せられてゐるならば、刑罰の合目的的效果は何處に求めらるべきか。受刑者は、その權利を奪はれることの多い程益々彼は合法的社會生活に對する適應性から遠ざかつて行くのである。それ故に、民間に於ける勞働者の契約による保護に代るべきものとして、刑務所勞働者は法律の保障による保護を與へられねばならないのである。

ベルン國際刑務委員會の標準最低規則(*)の第四、三十三、三十四、三十六條等は刑務所行政に關する或る事項については法律を以て之を規定せねばならぬ旨を要求してゐるのである。刑務所内に於ける勞働條件は、たしかに、此の種の方法を以て規整せられなければならぬ事柄であらうと考へる。私は、法律の制定を必要とする事項として、刑務作業に關する諸問題——作業方法の問題、勞働强制の問題勞働條件の問題受刑者の釋放後の就職問題等に就て、以下若干の考察を試みたいと思ふのである。

(*) Series of League of Nations Publications. IV. Social. 1930, IV. 10.

二

刑務所に於ける作業と民間に於ける產業とは、就業者の勞働率及び技術上の設備の點に於て著しい差異の存在することを免れない。

先づ就業者の年齡について云ふならば、受刑者は大體に於て民間の勞働者よりも生產力を豐富に有つてゐるが如き外觀を示してゐるのである(*)。卽ち、受刑者の多くは青春期にある男子である。婦人受刑者は男子に比すれば遙に少く、しかも婦人は青春期にある者は極めて少いのである。

(*) 昭和三年度第三十行刑統計年報によれば新受刑者の年齡別百分比は二十歲以上三十歲未滿が最高であつて、四〇・五パーセント、次は三十歲以上四十歲未滿の二六・七パーセント、第三位は四十歲以上五十歲未滿の一五・六パーセントである。

かかる有利な條件あるにも拘らず、受刑者の平均能率は民間勞働者のそれに比して低いことが論證されてゐるのである(*)。之れは果して何に因るのであらうか。受刑者の健康は大體に

於て民間の自由勞働者よりは劣つてゐる。受刑者中完き健康狀態になき者は約三分一を占めてゐるであらうことを主張する者さへあるのである。それは、多くは拘禁の結果としての不健康に惱んでゐるのである(＊＊)。屋外作業に規則正しく從事する受刑者の健康狀態が比較的佳良なる事實は、蓋し、之れが裏書を爲すものであらうと考へらるるのである。

(＊) 正木學士は「監獄勞働は傳統的に普通勞働より劣つてゐるやうに考へられてゐる。故に囚人の科程は最初から普通勞働者の能率よりも三割四割の割引をされるが事實囚人の勞働なるが故に低いのではなくて、それは働かせ方がわるいのであると云はれてゐるが事實働かせ方がわるいせいもあるであらう。それ故に「先般の軍需品作業により囚人の能率は從來よりも平均八割の增加を示した」さうである。私は軍需品工場の能率を知り得る資料を有たないから、この刑務作業との比較が不能であるが、八割の增加が働かせ方一つによつて招來し得た結果であるならば、行刑當局の關心は必ずや今後此の點に注がれることになるであらう。

(＊＊) International Labour Review. Vol. X. XV, No. 4. April 1932, p. 501.

次に、多くの場合に於て、受刑者の智的能力は、民間の勞働者のそれよりも低いレベルにある。彼等の多くは殆ど職業的訓練を受けて居らないし、又、無學者の割合も社會一般人に於けるそれよりも大きいやうである。

受刑者としての心理狀態が又大きな原因を與へてゐることもあるであらう。逮捕監禁審問等のことは彼等の精神に陰鬱な影を投げるに相違ない。さうして、その結果として彼等の勞働

は——しかもそれは强制勞働であり又慣れざる勞働である——自由勞働者のそれに比して進捗の程度がおそいことであらう。

第二に、刑務所產業と民間產業との間には技術上の設備に關して、亦大きな差異のあることを否むことは出來ぬ。例へば印刷作業に於て輪轉機を設置してある刑務所は、世界中果して幾何あることであらうか。多くは平床式或は手壓式印刷機による舊式作業の狀態を脫し切れずにゐることであらう(＊)。此れらの例は刑務所產業の技術上の設備が自由產業のそれに遠く及ばない事實を證明するものである。

(＊) International Labour Review, Vol. XXV, No. 4. April 1932, p. 501.

行刑の教育的見地から之を見るならば、之は誠に遺憾事にちがひない。何故ならば、受刑者は社會に於ける流行の方法を知らないならば、刑務所に於て會得したる手腕を釋放後の社會に於て容易に利用することが出來ないからである。それ故に『刑務作業は漸次機械作業に轉換せしむることを以てその敎化的使命を完ふする所以だと考へ』らるるのである(＊)。社會に於ける作業方法の推移に順應して刑務作業をして社會より孤立せしむることのなきやうにせねばならないのである。

(＊) 森山武市郎氏「刑務作業に對する敎化的考察」(行刑論集第二八二頁)。

近代の刑務所組織は犯罪人の精神的改造を通じて犯罪の原因を除去しようとするのである。受刑者をして有益な教育的な作業に従事せしめるのは此の目的を達せんとする方法の一つに外ならないのであるから、法律を以て自由刑の刑罰の一要素としての労働の義務を規定せねばならぬことは何人も理解し得らるる所である。

しかしながら、現存の法律の中には、労働の絶對的強制と條件附強制との二つを認めてゐるのである。勞働の絶對的強制の下に於ては受刑者は自己に割り當てられたる仕事は必ず之を行はねばならぬ。條件附強制の下に於ては、勞働の義務は受刑者の體力と能力とに應じたる仕事に限局せらるるのである。ドイツの重懲役(Zuchthaus)は絶對的強制に係らしめ、輕懲役(Gefängnis)は條件附強制たらしめてゐるのである。此の區別はフランス(travaux forcés 及び emprisonnement)並にイタリヤ(ergastolo 及び arresto)にも認められてゐるのである。私は、かかる區別を以て無用むしろ有害なものであると考へるのである。ベルン委員會の規則第十條第二項は受刑者の體力、智力並に過去の職業について注意を拂はねばならぬ旨を規定してゐるのであるが、かかる規定を採用することは誠に著しい進歩と謂はねばならないのである(*)。

(*) わが監獄法第二四條、ドイツ行刑法草案第八七條參照。

多くの國々の現存の法律は受刑者に對して勞働の義務を認めてゐるが、その權利を認めてゐるものは極めて少い。ベルン委員會の規則さへ、此の種の一般的權利は認めて居らないのである。その第九條第一項は、受刑者は勞働の義務ありとせられたるものであるから、必ず仕事を與へられなければならぬとのみ云ふてゐるにすぎないのである。

受刑者に勞働の權利を與へなくてはならないか否かの問題は、極めて重大な社會的重要性を有つ。もしも釋放の際に受刑者がもはや十分なる勞働能力を有しないならば、社會に於て就職の機會を獲得することが不可能でなくとも、少くとも困難であるにちがひない。受刑者の勞働能力を維持する最良の方法は、受刑者をして有用なる仕事に從事せしめることである。受刑者にとつては如何なる事情あつても勞働は常に害惡であるとする考へは刑罰の目的が犯罪人を社會から驅逐せんとするにあつた時代の殘滓である。勞働が受刑者にとつて有益なる慰安であると云ふことが理解せられなくては、受刑者の勞働に對する權利は承認せられないであらう。此の權利の承認は焦眉の社會的必要事ではあるまいか。

法律が明白に受刑者に勞働の權利を與へなくとも、此の權利の存在は受刑者の更生に對する國家の責任の結果として、多くの刑事學者は論及してゐるのである。法治國思想の展開と共に、國家と受刑者との關係が單純なる事實關係や威力關係ではなく、一の法律關係、權利關係たることが承認せらるるならば、それと同時に、受刑者は一方的に義務付けられたる存在から解放されて、義務とさうして權利との主體としての存在が確認せらるべきであることは、蓋し當然のことと謂はねばならないのである(*)。

(*) 森山武市郎氏「國家の受刑者に對する行刑權は受刑者の國家に對する權利保護請求權と相對立し、別段の規定ある場合を除き受刑者は法定の限界を維持するの權利があるとともに國家はこの權利を侵犯せざる義務を負擔するものである。か

刑政第45巻第9号
矯正図書館

くの如く國家と受刑者との間に於ける關係が一種の法律關係たることが確認せらるるところに、いはゆる自治制度の根據も認められ、その他眞の行刑の生成展開を期待することが出來る」（前揭第二四三頁）。尙、Grünhut, Rechtliche Garantie im Strafvollzug in "Reform des Strafvollzuges."

少年犯罪の趨勢及び其犯因に就て（下）

白井勇松

(5) **教育の關係**

教育の振否盛衰が一國の文野に甚大の反映を爲すは、勿論であつて、犯罪の消長にも大なる關係を有すること是亦言を俟たざる所である。殊に初等教育に於て然りとするのである。教育なき者若くは不完全なる教育者に犯罪が多くして完全なる教育を受けたる者には犯罪者少きを認むるのである。教育の盛衰や文化の程度に依て犯罪の態様にも變化があるのである。私の曾て調査した所に依れば、少年受刑者中百分の九・八は義務教育に關し全然不就學者であつて、義務教育未了者は百分の五八・四義務教育終了者は百分の三一・八である。全國學齡兒童の就學歩合は百パーセントに近きにも拘はらず事實上の不就學者は約十分の一、義務教育未了者半數以上あるの狀態であつて、犯罪少年には義務教育を了らざる者が約三分の二を占むるの有様である。

(6) **宗教の關係**

宗教心は道義の源泉であつて、朝夕神佛を崇敬し其の獨りを愼むことは信仰生活の本領である。而して亦道德生活の要領である。縱令誤つた奉教心、若くは迷へる奉教心であつても、苟くも奉教心があるとすれば、神佛の照覽に對し獨を愼むの念幾分かはあり得る筈であつて、奉教心ある者は奉教心なき者に比して其行狀も亦善良なるの理である。

犯罪者の多くは奉教心の乏しい者である。少年受刑者に於て殊に然りとするの有様である。少年受刑者の三分の一以上は自家の宗門を知らないのである。理窟から言へば自家の宗門と個人の信教と一致するものとは限らないのであるが、大體に於て家庭に宗教觀念の乏しいこと

を示すものと言ふべきである。兎に角奉敎心を有する者の行狀は奉敎心を有せざる者に比して、善良であることは事實の證明する所である。

(7) 發情期の心理變化

少年の遊惰、放逸は發情期に於て、著しく其度を增すのである。此年齡の時期は人生の危險時代であつて、動もすれば學校生活を爲す者に在ては學校を厭ひ、戶內に在る者は戶外生活を好み、日常慣熟せる境遇は甚だ無味乾燥の感に滿さるゝ等抑制し難い傾向が、次第に增加して來る者が尠からぬのである。浮浪的性情は此年齡の時期に於て釀成さるゝことが多いのである。少年の浮浪的性情は殆んど盲目的に衝動することがあるので、嚴密に之を解すれば、其少年は境遇に應じて、其性質を順應せしむる力のないのを示すものとせなければならぬ。其れ故に家庭に於ける管理監督が一度機宜を失するならば、少年は各種の犯罪殊に窃盜に陷る危險は甚大である。私の調査した所に依れば犯罪少年の三分の一强は浮浪の境遇に於て犯罪せるものである。職業の見習奉公卽ち徒弟生活が少年犯罪と大關係を有することは、社會政策上看過することの出來ない問題であつて、適當の主人と適當の職業を選むことは必要である。

(8) 誇大空想

少年の多くは空想に耽つたり、絕大の理想を描いたり又は誇大、倨傲に走つたりして、細事に拘泥するを恥ぢ若くは一躍昇天の快擧を夢み、或は一攫千金の事案を描き或は空想に馳せたりして、實際的の穩健着實なる想は兎角心裡に浮ます、實理的の訓言は却て之を喜ばず、單に誇大空想に耽つて其時機を失し其途を誤り、遂に犯罪の岐路に彷徨する者が尠くないのである。概して兒童時期に於ては、盛に想像に耽り種々荒唐無稽の陳述を爲すを樂むの風があるのである。虛僞は何事にも認容し難いのであるが、最惡なる虛僞は私慾の爲めに行ふ虛僞である。私利的虛僞に次で少年犯罪上特に注意すべきは詐欺狂とも稱すべき種類の虛僞である。近時の不良少年には此種の者が甚だ尠くないのを認むるものである。

(9) 憤怒

憤怒は偶然の機會卽ち何等顯著なる動機又は格別の原因なくして、現はるゝことがあるけれども、一般に自己の强烈なる意思に對する防害、自我に對する攻擊、自負心の損傷、自由の抑制、個人的反感、嫉妬、一種の習慣及び自發衝動等に原因するを常とするのである。此等の諸原因は、少年時期に於て特に銳敏に感知せらるゝもの

である。憤怒は他の感情と同じく青春期に於て殊に其勢力を加ふるのである。多くの少年は春氣發動期の頃には爭鬪を爲すの傾向著しく增加し來つて、往々何等の原因なきに事每に憤怒と憎惡とを向けることがあるのである。徒らに不平、不滿の念に驅られて身を誤るは此危機に在るのである。

(10) 嫉妬

少年犯罪の有力なる一要素は嫉妬である。嫉妬に原因する犯罪は、成年犯罪者に於て寧ろ多きを認むるのであるが、少年犯罪者が此情に驅られて罪を犯すに至つたこと尠からざるを見るのである。或る犯罪學者は、少年が嫉妬の情に驅られて行ふ罪過中、男女共に侮辱的行爲が最も多く、之れに次ぐは稍重き傷害であつて、之れに次ぐは稍輕き傷害、次に誣罔及び誹毀的の罪、之れに次ぐは殺人等であると云ふて居る。嫉妬の本能は男子よりも女子に甚しきことは、何人も熟知して居る所であるが、蓋し容色、才能、敎育、地位、境遇等の點に於て他人が自己に優越して居ることを認容するは、女子に在ては頗る堪へ難い所であつて、敵對的競爭心は自然之れを驅つて畢生の行爲に出でしむるに至るのであらふ。ロンブローゾーの如きは二人の妙齡女子間に在ては、如何なる堅固なる友情も嫉妬の勢力に抵抗することは出來ない、且つ常に之れが爲めに猜疑と不安の狀態を免るゝことは出來ないと言つて居るのである。嫉妬が最も激烈の度に達するのは、春氣發動期に於ける異性の愛情に對する競爭に見ることは周知の事實である。

(11) 作虐本能（惡戲本能）

他人を揶揄翻弄し或は挑發激昂せしめて、恰も憤怒又は號泣の程度を試むると云ふ樣の惡戲を爲すことは、少年時期に於て多數あるを見るの狀態であつて之れが一轉すれば犯罪を發現するに至るのである。兒童が往々自己より年少の者若くは自己より力弱き者に對して、或は投石し或は抓掻、掌打を加へ、或は毛髮、衣類を摑取したりなどして之を苦しめ、其苦痛に堪へないことを訴へたり又は號泣したり、若くは哀憐を求めたりなどするに至るまで之れを止めないと云ふ樣のことであつたり、又は妄りに暴力を揮つて爭鬪を構へ、甚しきに至つては財物を强奪し、勞役を强要し、或は弱者を威嚇、虐待するに普通人の最も嫌忌する手段を用ゆる等のことがあるのであつて、一般に性質溫良と認めらるる者に於てすら往々發露することのある、不可思議なる一種の本能的發動があるのである。之れ卽ち少年の作虐本能（惡戲本能）の

實現である。此本能の興奮は暴行、脅迫となつて現はれたり又は事實を虚構したり或は他人を失望せしめ又は羞恥若くは嫉妬の念を激成せしむる等種々の點に於て現はるるのである。

(12) **買喰及映畫、劇等の觀覽**

買喰の習慣や映畫、劇等の觀覽の影響が、如何に少年を惡化するか實に測るべからざるものがあるのである。勿論映畫や劇其ものが大に教訓となり修養となり、卽ち其内容が善き感化を與ふるものであるならば、之れが爲め大なる社會教育的の價値を認むべきことにはなるのであるが、其觀覽は一の觀覽癖を成し、其れより種々の惡影響を見るに至り、又は友交上の弊害を生ずるに至るのである。買喰の惡習は最も原始的なる本能作用に依て、幼孩の内より染み易く、放埒なる家庭又は貧困なる家庭に在ては著しく少年を惡化し、遂に其食慾を滿足せしめんが爲めに、窃盗、詐欺、横領等の如き犯罪行爲を演出するに至るのである。活動寫眞の觀覽や芝居見物の如きは習慣癖を爲し、又は友交上の弊害を生ずるに於ては、善良なる影響を受くる點よりも惡しき結果を見ることが多きやも知るべからずと云ふべきである。

(13) **模倣**

善事にも惡事にも模倣はあるので、犯罪も模倣的に行はるゝものも隨分あるのである。意識的に模倣する譯でなくして模倣の發現することが往々ある。少年でも成年でも同樣である。曾てはジゴマの映畫からジゴマ的の犯罪が可なり多く現はれた時代があつた。第一の鬼熊事件があれば第二の鬼熊、第三の鬼熊が出る。第一の說教强盗があれば第二、第三の說教强盗が出る。政治的の暗殺などは別としても、富豪などに對する暗殺的の行動が一つあれば、又其次にあると云ふ樣の有樣である。犯罪でなくて他の方面で言へば、例へば自殺の如きでも、曾て藤村操なる青年が日光華嚴の瀑の巖頭より千仞の深淵に飛込み自殺を演じて以來、華嚴の瀑の自殺者が相次で起りそちこちに瀑布飛込の自殺が流行したり、信州淺間山の噴火口に飛込自殺を演じたる者があつて相次で之れに倣ふ者が出たり、又一つの鐵道踏切附近に轢死自殺者が出れば次で同一場所で飛込自殺を爲す者が度々ある、所謂魔の踏切なる名が傳へられ、地藏菩薩の石像を立てゝ供養し、之を以て豫防の一ともすると云つた樣のことが隨所にあるのである。

少年の模倣性は前にも述べたる如く、映畫や芝居など

の觀覽に依て激發せらるゝことは少くはないのである。戀愛劇や戀愛を筋としたる映畫の如きが少年に如何なる影響を與ふるか、又其觀覽が謀介する影響は如何であるか實に想像の外に在るのである。

戀愛小說や危險思想を誘發せしむる著書、雜誌とか此等の記事ある新聞紙等が、少年を不良化し、危險化すること勘からざるは我等の屢々するまでもなき事である。

(14) **虚榮**

絢爛たる虚榮の物質的光景に憧憬するは、少年の陷り易き通弊である。少年が春氣發動期に於て殊に虚榮心の旺盛なることは周知の事實である。此虚榮心の爲めに身を誤ることが多いのである。此關係は女子に於て一層甚しきを認むるのである。例へば虚榮に基く女性の萬引等の如きである。

(15) **性慾**

性慾は食慾と共に人生の最も重大なる本能作用であつて、又最も重大なる衝動行爲として現はるゝのであつて人生問題の殆んど總てに密接の關係を有し何人も考慮すべき問題である。春氣發動期は青年の危機であつて深く留意せなければならない時であるから此時期を安全に經過せしむべく適當の注意を要するのである。此時期は生理的には主として性的器管に於ける複雜なる變化として現はるゝものに過ぎないけれども、其結果は心身兩方面に大なる影響を及ぼし、甚しき動搖を來し、種々の危險と惡習とを生ずるの虞あるものである。我等は犯罪者の犯罪動機若くは犯罪原因の奥底が此性慾衝動に在るもの、最も多きを常に感ずる所であつて、少年犯罪者の大部分が燃ゆるが如き青春の性慾衝動に驅られて、重大なる犯罪を爲す者あるを思ふに於て、實に慄然たらざるを得ないのである。私が曾て調査したる所に依れば、少年犯罪者の三分の一以上は入所前に於て女子と關係せるものである。以て一般を推知するに足ると思ふ。

放埒なる家庭に生育したる者は、少年時家庭に在て既に淫慾の惡習を覺え、或は家業が性慾挑發の媒介を爲す樣のものであるとか、周圍の狀態が早く此惡習に浸染せしむるとか、若くは之れが因を爲して、遊女界に放浪するとか、女色を覺ゆるに至る者は頗る多いのである。生來の性質及四圍の特別事情等の關係より所謂早熟的に十三、四歲の頃より春氣の發動する者あるを見るのである。

(16) **誘惑**

春氣發動の時期は生理上、心理上大なる變化を來す時なる爲め、感情の銳敏、意思の浮動を來し思想甚しく變

轉するものである。それ故に最も誘惑に感じ易く殊に女子に對する性交の關係を結び易いのである。不良少年は其周圍の關係上早く女色に接する機會多く、且つ放縱に性慾を發揮せしめたることを以て、不良少年なりと言ふ分類の中に墮落せしめて居る樣の事實があるのである。

性慾關係より墮落せしむる內的の誘因とも謂ふべきものは、第一に家に於ける年長者の不心得である。卽ち年長者相互が兒童の面前に於て卑猥の談話を爲し、又は兒童に淫靡なる事を語りて平然たるに在るのである。年長者のエロ談を聽いて劣情勃發、自制することが出來ないので強姦や猥褻行爲を敢行したる少年犯罪者がある。大に愼まなければならぬのである。

外的誘因とも謂ふべきものは（一）新聞雜誌に揭載せらるゝエロ百パーセントの記事若くは大にエロ氣分を挑發する記事が大なる惡感化を與ふることは事實である。（二）多くの工場は精神的及風敎的に不健全と目すべきものがある。下流生活の家庭に於ける子弟は多く此不健全なる工場に出入し不知不識其惡習に感染し、共に遊惰となり共に墮落する者が尠くないのである。（三）花柳界と不良少年との關係は實に大なるものがある。一方花柳界は青年男子の衝動を巧みに誘ふと共に、一方不良なる年長者は少年を誘惑して、其域內に沈湎せしむるに至るのである。私が曾て調査したる所に依れば、少年受刑者の入所前に女子と關係せりと云ふ大部分の初めての關係女子は、花柳界の者であることを知るに於て不良少年と花柳界との關係は實に寒心に堪へざる問題であると云はなければならぬ。其關係せる者の約八割五分は私娼、公娼、藝妓、カフエーの女給等である。

(17) 群集心理の作用

群集心理の作用が事の善惡兩方面に多大なる關係を有することは、周知の事實であるが、現時の不良少年が群集心理の作用に依て一種の惡團體を組織し、益々社會を蠹毒するの狀あるは、都會は勿論地方に於ても愈其甚しきものがある。近時の不良少年團は極めて巧妙なる組織を以てするのであつて、其內容驚くべきものがある。之れ團體的勢力を利用すると共に、其責任觀念が甚しく減少するに在るのである。惡事を爲すは我れのみにあらず他の人も然りと云ふが如き漠然たる觀念より、其責任觀念甚しく減弱を來し團體員として橫行活步するに至り又は甚しき不逞の計畫的犯罪行爲を行ふに至るのである。我等が犯罪者を取扱ひたる上に於て往々遭遇したのであるが、一見柔和であつて可憐なる狀態にある少年が

惡辣なる成人も及ばざるが如き犯罪を敢行せる者が多々あるのである。如何にして斯くの如き大膽なる犯罪を爲せるかを仔細に調査するに、其多くは團體的結合に基礎を置けるものであつたのである。其團體徒黨が根底となり、基礎となり、之れに屬せる惡少年が、心中此多數を恃み一種の優勝的勢力を感じ、如何にも柔和可憐の少年でありながら全然別個の人の如き狀となり、驚くべき惡事を爲すものあるを見るのである。

我等は少年の犯罪原因に付尙ほ細別して之れを分解的に詳述したく思ふも、餘りに長くなることであるから他日の機會に讓ること丌して之れ位に止め置くのである。

又少年犯罪救治の現狀に就ても述べ尙ほ其施設の上に於ける管見の二、三を述べたきも之れも他日の機會に讓り玆に擱筆する。

今日、あらゆる方面に起つておるリーダーシップを求むる巳まざる叫びは、この我々のかくも分化し錯綜した世界に在つて、まとまつた責任を持つ統制力に對する大衆の本能的な要求なのだ。

オーウエン・デイ・ヤング
（ヤング賠償案の立案者）

刑政第45巻第9号
矯正図書館

逃走の研究

中尾文策

一 序言
二 その數
三 その人
四 動機
五 時期（以上本號）
六 場所
七 手段
八 後の犯罪
九 發見と逮捕
十 その處分

一

逃走は、形式的には國家の刑罰權に對する正面からの反逆であり、實質的には其の教育作用の否定不承認であると謂ふ可く(1)、まことに行刑に於ける一大不祥事である。言ふ迄もなく行刑は拘禁其れ自體が目的となるものではないから(2)、單に消極的に逃走なきの事實のみに依り行刑の目的を到達せりとは結論し得ないけれ共、受刑者を一定の教育的軌道に乘せて之より逸出せしめざる事は行刑の目的を遂げる不可欠の前提要件として、その最小限度の要求をなすものと言はなければならないから、教育刑の前に逃走の嘲笑を許す事は我々の恥辱である。又之を受刑者の側に就いて言ふも、行刑の効果は彼の内心に於ける一定の精神的態度と準備との存在を條件とする事、恰も病人が醫師に其の心を許して彼の指導に服從するに依つて治療の効果を收め得ると同樣である。然るに逃走は此の病人の反逆の最大最露骨なものであり、此くの如き心情の持續する限り、人と人との關係を基調とする教育的雰圍氣 pädagogische Atmosphäre は少くも彼に關する限り其の醸成を期待する事を得ぬ。更に社會に及ぼす影響は、彼が必然的に犯罪す可き者として之に飛込み、實力を以て其生存を要求するのであるから、危險實に量り知る可からざるものがあるであらう。尙又中には同情す可き事情の下に思ひ餘つて遂に逃走を計るに至る者もあるから、之に對しても適當の處置を講ずる爲に其內容を知る事が必要である。故に單に逃走が行刑の部分的消極的方面に過ぎざるの故を以て之を看過するのは適當ではないのであり(3)、從つて私が玆に若干其內容を研究する事は徒爾ではないと考へるのである。本稿に於ける私の目的は、我國の逃走事件から各種の統計をとり、一の實證的材料を提供せんとするに在る。唯、資料の範圍が甚しい限定を受ける爲、到底充分なる調査を行ふ事が不可能であり、特に心理的方面のそれが出來なかつたのは遺憾である。加ふるに本省保管の舊時の書類は多く廢棄せられたるが爲、大正八年に迄しか遡るを得なかつた。從つて以下に述べるもの、資料は、之を大正八年より昭和六年に至る迄の十三年間、樺太以外の殖民地を除外した全國の逃走事件にして、各刑務所長より司法大臣に對し報告のあつた、四五三件、五一一人に關するものである(4)。尙、警察官署の支配下より逃走せる受刑者は之を除外するを適當と考へ、玆に計上しなかつた。

(1) これは受刑者の逃走に就てであり、刑事被告人被疑者に於ては其の性質を異にするのであるが、我が現行法上、後者も其の拘禁では監獄當局の支配下に在るので、本稿に於ては之をも併せ研究する。

(2) 私見に依れば 行刑は犯人改善と拘禁とを目的とするてふ二元論は正確ではない。拘禁は或種の犯人に對する改善の目的を達するにつき、さしあたり思考し得る唯一の止むを得ざる手段たるに過ぎずして其自体何等刑罰の本質的な目的に屬するものに非ざる事、例へば壯丁を兵營に宿泊せしむる事が、單に國軍の養成なる目的に奉仕する手段たるに等しい。個人並びに社會に對する國家の責務を高きものとする教育刑の理論に於ては、少くも純正な議論としては排害處分 Unschädlichmachung と言ふ事を刑の本質的な目的として取上げる事は出來ない。

(3) さればこそ、逃走の防止と言ふ事は、司法大臣、同次官行刑局長等により、數十回となく繰返し注意を喚起せられて居るのである。

(4) 玆に特に「報告ありしもの」と限定した所以のものは、其の報告が、實際の逃走事件（勿論未遂を含む）よりも少いと言ふ疑ひがあるからである。例へば昭和四年の逃走事件の報告は後述の如く合計三七人であるが、一方懲罰小票の報告に依れば、「逃走ヲ計ラントセシ者」として懲罰に附せられた者合計四六人であり、（第三十行刑統計年報第三七九頁）明かに後者が多數である。之は前年度次年度の持越し繰越しを想像して見ても一致を得ないが今は之を詳述しない。要するに實數を知り得ないと言ふ事は遺憾である。

我國過去十三年間に於ける逃走件數は前述の如く四五三件であり、人數にして五一一人であるが、之を年次別にすると次の如くである。

	受刑者	被疑者被告人	合計
大正八年	二八件 三六人	二九件 二九人	五七件 六五人
九年	二二 二九	二一 二五	四三 五四
十年	一六 一八	一六 一六	三二 三四
十一年	二六 三一	一〇 一〇	三六 四一
十二年	二六 三一	一〇 一〇	三六 四一
十三年	二六 二七	一七 一八	四三 四五
十四年	一四 一四	一〇 一〇	二四 二四
十五年昭和元年	二〇 二一	一三 一六	三三 三七
二年	二三 二八	一三 一三	三五 四一
三年	一九 二四	一二 一二	三一 三六
四年	二四 二七	一〇 一〇	三四 三七
五年	一八 二三	八 八	二六 三一

即ち大正八年を絶頂として一時漸減し十一年より震災の翌年に至る迄再び增加を示し以後昭和二年を境として漸減の趨勢に在り、昨年の如きは大正八年の二分の一にすら及ばない。然し此の絶對數のみに依つて比較する事は不正確であつて、其の相對數即ち各年度に於ける收容人員との比率を比較しなければならぬが、それに依れば次の如くである(1)。(收容人員百人に對する逃走率)

	受刑者	被疑者被告人	合計平均
大正八年	〇・〇六九	〇・八八〇	〇・一一七
九年	〇・〇六〇	〇・八六二	〇・一〇五
十年	〇・〇四一	〇・六二一	〇・〇七三
十一年	〇・〇七五	〇・三七五	〇・〇九三
十二年	〇・〇七九	〇・三五八	〇・〇九八
十三年	〇・〇七三	〇・六七八	〇・一一四
十四年	〇・〇三五	〇・二八七	〇・〇五五
十五年昭和元年	〇・〇五三	〇・五三六	〇・〇八七
二年	〇・〇七三	〇・四八三	〇・一〇〇
三年	〇・〇六六	〇・四七二	〇・〇九一
四年	〇・〇七五	〇・二四八	〇・〇九二

五年・六年不明

合計	六年	一三	一三	一〇	一二	二三	二五
二七四	三二二	一七九	一八九	四五三	五一一		

卽ち、全體としては大正八年を最高、同十四年を最低とする事、前述の絶對數と同樣であるが、其他に就ては可成り差違が現はれて居る。更に私は之を、戒護力との比較に於て見んとした。卽ち各年度に於ける異なれる戒護力を、共通分母上にある分子に直して之を比較するのである。但し物的戒護力の比較は容易ならざるを以て之を度外視し、刑務所職員一人當りの收容者數と今右に得た逃走率とから、職員一人に收容者一人なる場合の逃走百分率を計算し(2)、之に依つて更に、各年度逃走比率の實質的眞實を捉へんとするのである(3)。その結果に依れば(受刑者被告人を分たず)

大正八年	〇・〇一五四	同 九年	〇・〇一四四
同 十年	〇・〇一一六	同十一年	〇・〇一六六
同十二年	〇・〇一七五	同十三年	〇・〇二〇四
同十四年	〇・〇〇九三	同十五年昭和元年	〇・〇一四七
昭和二年	〇・〇一七二	同 三年	〇・〇一五七
同 四年	〇・〇一六一		

もつとも右は職員の全部に戒護を期待し且つ戒護力は職員の實數に正比例するものと假定した結果なる事言ふ迄もない。

以上に依り、大體次の如き事を歸納し得ないかと考へる。

1. 逃走事故は、絶對的には多少減少の傾向はあるが相對的には其の傾向を認むるを得ぬ。思ふに〇・〇〇九三位いの所は、我行刑に於ける平均逃走率のミニマムなのではあるまいか。

2. 逃走は受刑者に在ては、十萬人に就き約六四人、被疑者被告人(以後煩を避くる爲被疑者を被告人に含ましめ、假に、單に被告人とのみ言ふ)に於ては約九三二人であり、少くも相對的には、被告人は受刑者よりも遙かに多く逃走する。

3. その比例は、被告人は受刑者の十四倍强であるが此の著しき比率の相違は、思ふに、刑の確定の前と後との甚しき精神上の差違に歸せしむ可きであらう。

4. 臆測を許されるならば、我國の逃走は之を外國のそれに比して頗る少數である樣に思はれる。此の點に就ては、私は據る可き材料を豐富には手にしないのであく迄臆測に止まるが、例へば一九二八年に於ける英國の統計による時は(4)、同年中、ボースタル院では收容者一日平均一、二八八人なるに對し、逃走事件(未遂を含む)五九人であり、其の百人に對す

刑政第45巻第9号
矯正図書館

る比率は實に四・五八七であり(5)、其他の刑務所では九、六七八に對し〇・一七六である。次に同年プロイセン統計では(6)、二四、〇八〇人に對し六六九人の多數であり、百人につき二・七七八である。然も之は未遂を含まざる事明かである。又米國では或刑務所に honor system を施行する時その二〇パーセントの逃走を覺悟したと云ふ事(7)、ロルトン Lorton 改善所では、一九二五年に於ける收容者二九六人中、三人の逃走者(未遂)ありしを「僅々 nur」と稱して居り(7)、ラウウェー Railway 改善所では累進制の最上級者を農園に送つて、自治的に作業せしめて居るが其の最も信任を受くる之等の者の逃走率は毎年一パーセントであり(8)、何れとして我國の〇・〇九三を越えざるはないのである。

(1) 收容平均人員は行刑統計年報（昭和三年同四年）によつた。

(2) 前揭年報所載、職員一人と收容者數の割合を用ひた。

(3) 前揭收容者數をaとし。同年の逃走百分率をbとすればaが一なる場合の逃走率xは、戒護力がaの減少に反比例して增大するものとする限り、$x=\frac{b}{a}$ に依つて得られる。

(4) Report of the commissioners of Prisons and the Directors of Convict Prisons for the year 1928, p. 43 et suiv.

(5) 加ふるに、之には被告人のそれが含まれて居ないのである。

(6) Statistik über die Gefangenenanstalten der Justiaverwaltung in Preussen für das Rechnungsjahr 1923, S. 142 ff.

(7) Hobhouse and Brockway, English prison to-day, 1922, p. 668.

(8) M. Liepmann, Amerikanische Gefängnisse und Erziehungsanstalten, 1927, S. 37.

(9) Liepmann, a. a. O. S. 25.

長年米國に於て監獄巡閲官 Inspector of Prisons たりし Fishman は、「かつて世界の中に、逃走なき監獄ありやを眞に疑問とする」と喝破して居るが(10)、少くも我國に於ては、遺憾乍ら其の疑問に値するのであり、過去十三年を通じ無逃走なりし監獄は一も發見するを得ないのである。此間最も多く逃走を出した所では、本支所合して十八件であり、最少の所では一件と言ふ事に成つて居る。十三年間に十件以上を出した監獄の數は二十三。概して少年刑務所には逃走が多く、收容人員との比率よりせば、逃走率は成年刑務所よりも多いであらう。然し私は、此の事が直ちに、所謂處遇の緩和なるものと簡單に因果關係をつけられるに至るのを恐れる。

(10) Joseph F. Fishman, Crucibles of Crime, 1923 p. 186.

三

逃走の主觀的事情、卽ち逃走者の個人的條件を調査して見やう。先づ年齡は左の如くである。

	受刑者	被告人	合計
二十歲以下	七〇	三二	一〇二
三十歲〃	一四四	九八	二四二
四十歲〃	八〇	三五	一一五
五十歲〃	三三	一三	四六
六十歲〃	二	四	六

二十歲から三十歲の間が最も多く全體の四七パーセントを占め、三十歲より四十歲迄の中年者之に續き二二パーセントであるが、之は全收容者の年齡別人數に比例するものと思ふ。次に其の前科の關係は、

初犯	一二〇人	二犯	七〇
三犯	三〇	四犯	三四
五犯	二六	六犯	一七
十犯以下	一一	十犯以上	九

（受刑者にして判明せる者のみ）

初犯者に多く、全體の約三八パーセントを占める。然し私は法律上累犯者とせられない者でも、犯罪の經驗を有する者は總べて之を累犯者に入れたので、此處の初犯者は、行刑統計等に於て初犯者とせられる者の數よりは相當少くなつて居る。在監人數の比率は大體、初犯者（法律的意味に於ける）二、累犯者三であるから、之に對する逃走率から言へば初犯者の割合は多い事に成る。拘禁生活の打擊は、初犯者に對し、累犯者に對するよりも大きい事が其の主要なる原因であらう。次に、少くも五犯以上の者の逃走は、眞の凶惡不良性に基くものと見得る。累犯者の中には、逃走の前科を有する者が可成り多く、私が知り得たもののみでも（實數は之より遙かに上である事疑ひを容れぬ）二三人、次の如くである。

一度の者	一八人	二度の者	三
三度の者	一	四度の者	一

刑期の關係は

一年以下	四六人	二年以下	五九人
三年	四六	四年	二三
五年	二五	自六年至十年	七六
自十一年至十五年	二〇	十五年以上	一五
無期	一〇		

右の計算は言渡刑期より、通算あるものは之を控除した。之が實質的な自由の壓迫に成るからである。拘禁期間の長い者程社會の自由生活を憧れるの思念に强く反之短期刑者は遠からず社會を見得るのであるから、逃走比率は後者に於て少い。今その刑期一年以內の者に付き考察するにその絕對數は四十六人、全體の約一四パーセン

トと成るけれ共受刑者全收容數中一年以下の者の數は大體に於て五六パーセント乃至六〇パーセントであるから、相對的には遙かに少數なるものと言はなければならぬ。相對數より言ふ時は無期の一〇人、十五年以上の一五人の如きは極めて多數であると言へる。然し乍ら單に刑期のみを問題とするは片手落ちであつて、之には、逃走當時に於ける其の殘刑を見る事を必要とする。次の如くである。

一年以下	七二人	二年以下	五四人
三年	四一	四年	三九
五年	二六	六年	一八
七年	一四	八年	一五
九年	七	十年	九
十年以上	一六	無期	一〇

之に依ると、自由社會に出づるを得る迄の期間の長短と言ふ事が、さ迄逃走の動機として重きを爲すものと言ふ事が出來なくなりさうである。何となれば殘刑一ケ年以下の最短の者にして尙逃走者最多數であり、殘刑期間の增加は逃走者の數に反比例するからである。前述の如く刑期一年以下の者四六人あるのであるから、之を殘刑一年以下の七二人より控除するも尙二六人ある。これ逃走が、拘禁生活の單純なる嫌忌より發するものに非ずして功利的な打算を以てしてはよく制禦する事能はざる逃走の誘惑に見舞はるゝ事の多きを示すに依るものと認めなければならぬ。此の事は順次後述する。

次に入所後如何程の期間を經過した頃の逃走が最も多いかを見やう。

即日	二人	一月以内	三六
二月以内	二〇	三月	一六
四月	二七	五月	一九
六月	一四	七月	一七
八月	七	九月	一一
十月	五	十一月	六
一年	一五	一年半	一九
二年	二一	三年	二〇
四年	八	五年	七
八年	一〇	十年	四
十年以上	二		

即ち一ケ月以内の逃走最多數であつて、約一三パーセントであり、六ケ月迄に逃走する者の合計は四七パーセント、一ケ年には六八パーセントである。之よりすれば逃走者の過半數は入所後一ケ年内に之を決行して居るのであつて、此の危險時期を經過すれば逃走を企てる者が減少すると言ひ得るであらう。思ふに入所當初に於ける境遇の激變、社會的諸關係よりの離脫等の原因力が强く

逃走心を誘惑す可く、又一方から言へば、入所後短期間なるが故に刑に依る受刑者の教育が未だ完きを得て居ない事にも依ると見るを得る。要するに、入所後一ケ年が逃走の危險期であると言ふ結論が得られる。

又此の經過期間の部分を分數で表して見ると、

刑期の十分の一未滿	一〇二人	五分の一	五四
四分の一	三一	三分の一	三七
二分の一	五六	三分の二	二七
四初の三	五	四分の三以上	五

之又刑の初期に於て逃走する者の多數なるを示して居り、卽ち十分の一の經過前に旣に三一パーセントの者が逃走して居る事になる。監獄法施行規則第六六條第二項の立法理由は此の方面に實證的根據を持つものと理解し得るであらう。

逃走者の行刑成績(逃走に至る迄の)を知る事も興味のある事であるが、不幸にして其の詳細を知るを得ず、次に揭ぐるを得るは其の中の一部分に限る。先づ行狀では

不良者	二七人
普通者	三一
良者	三八

此の行狀良者の多くは構外作業中逃走せるものであり不良者の中には、現に懲罰執行中の特別房より脫走せる者が數人ある。次に賞罰は、

賞表一箇を有する者	七人
二箇を有する者	二

懲罰一回の者

二回	一二
三回	五
四回	三
五回	一
十五回	二
十七回	一
	一

注意す可きは、逃走を企圖する者が必ずしも行狀不良者乃至は改悛の狀無き者に限らざる事である。勿論之には行狀又は改悛の判定が形式に流れて實質を捕捉し得ぬ爲に、不良なる者をも尙善良なる者として誤認したものもあらうけれ共、逃走の心理は我々自由社會の中に生活する者からは容易に實感し得ない複雜な、深刻な事情に支配せられて居るものがあり、それは時に改悛の有無の彼岸に在る事、恰もランガーが指摘せるが如くである(1)賞表二箇を有する者の逃走二件であるが、實際は更に多數なる可く、否此く現實の逃走事件に迄逼迫せざるも、逃走の誘惑を感じつゝある有賞者の多數なる事は想像に容易であつて、これ自由刑自體が負ふ所の運命的なヂレムマの生む結果であり、此の矛盾とヂレムマとを如何に

克服するかが今後の行刑の要點たるの感がある(2)。

(1) 正木學士「行刑上の諸問題」昭和四年第二四頁參照。

(2) さなきだに社會性に欠くる者を、更に社會から隔し、その諸條件を脫せしめて之を社會に適する者に教育しなければならないもの、これ現實の自由刑が有するヂレムマである。自由刑が與ふる非社會的な生活は、その儘では受刑者を改善せざるのみならず、同時にその僅かな社會性をすら奪ふものであり、逃走は、或場合にはその奪はれつゝある社會性の微かな最後の呼吸であるとも見るを得る。故に此の點を誇張して自由刑の破產をすら說かれるのであるが、我々は自由刑の本質の反省を重ね、漸次之に社會を入れる事に依り、其のヂレムマを脫する事に努力しなければならないのである。

四

何故に逃走するに至れるかに就ては、逃走者自身に於ける主觀的な動機と、監獄當局の側に於ける戒護上の缺陷卽ち客觀的な原因との二方面から考察し得るのであるが、後者は私に之を云爲するの資格が無く、且つ井川氏の研究が發表せられて居るから(1)之を略し、唯前者、卽ち逃走の動機を左に揭げる。もつとも此の動機も、しかく簡單なものではなく、種々研究の餘地を殘すものと考へられるのであるが、資料の關係上如何ともなし難い。

右に依り明かなる如く、親に遇ふ爲の逃走が最も多數であり、之と次の妻子兄弟とを加へた一〇三名は全體の

	受刑者	被告人	合計
親に遇ひ度き爲	四九人	二九	七八
妻子同	八	一一	一九
兄弟同	五	一	六
情婦同	一四	五	一九
家事心配の爲	一三	八	二一
家人に申譯なく	三	一二	一五
自由に憧れ	二八	六	三四
厭世自殺の爲	一	三	四
重刑を悲觀し	二二	二三	四五
嚴刑に耐えず	四二	一	四二
作業に不平	一二	一	一二
減刑に洩れ	六	一	六
職員に不平	八	一	九
人に誘はれ	一二	二	一四
仲間と反目	六	一	七
精神異常	二	一	三
突發的に	三一	一八	四九
其他	九	四	一三

二六パーセントである。情婦はさておき、其の次の家事心配家人に申譯なくを加へたものは、畢竟、家族家庭に惹きつけられて逃走するものと認むるを得るのであり、其の合計一三九人、全體の三五パーセントと成る。これ注目す可き事と言はなければならぬ。卽ち逃走を企圖する者は、必ずしも凶惡不良の故に怠惰の生活を欲し刑役を嫌忌する事を第一次の動機とするものに非ずして、その最も多數なるものは、後に殘した家族と家庭とを懷ふの情切なる餘りに出づるものなのである。(特にも其中につき親を戀ふる者の多き事を注目しなければならぬ)。蓋し彼等の甚だ多くが凶惡性の深刻化の道を辿る事なく、其の心臟に殘されたるたましひの故郷たる親を、家庭を戀ひ慕ふの思念に切なるものがある事は、教育刑の努力と効果とに對する我々の期待を深からしめるからである(2)。其れに次いでは突發的な逃走の多い事、表の示すが如くである。これは被拘禁者の前に何等かの程度で戒護力の壓迫が一時に減少し逃走の可能性が現出した時に殆ど本能的に、恰も魅せられたるが如くに逃走の衝動に驅られる心理狀態に因るものであり(3)、從つてそれは構外作業に多く、全體としては相當の數に上るのである。

次に此の動機を、年齡との關係に於て見やう。

	二十歳以下	三十歳以下	四十歳以下	五十歳以下	六十歳以下
親に遇ひ度き爲	二三人	四一	一一	二	—
妻子同	二	一八	十	二	—
兄弟同	三	三	—	—	—
情婦同	三	一〇	六	—	—
家事心配	二	一一	四	一	—
家人に申譯なく	四	七	四	—	—
自由に憧れ	一〇	一二	六	二	—
厭世自殺の爲	一	一	一	—	—
重刑を悲觀し	七	二〇	一三	四	二
嚴罰に耐えず	一一	一三	一〇	九	一
作業不平	三	八	二	一	—
減刑に洩れ	—	二	四	—	—
職員に不平	一	一	三	五	—
人に誘はれ	二	六	四	一	—
仲間と反目	一	三	二	—	—
精神異常	一	一	二	—	—
突發的に	九	二三	一〇	六	—
其他	六	四	二	一	—

親に遇ひ度い動機は、二十歳より三十歳迄の者が最も多く有して居り、四十歳より五十歳に至る迄の者二人あ

刑政第45巻第9号
矯正図書館

り、必ずしも之が若年者の獨占でない事は奇であるが親を思ふ心が尙此の年齢の者をも逃走させて居る事を知り得る。尙全部の動機につき、二十歳より三十歳迄の者が最多數を占めて居る事は注目して可なる點であつて、此年齢の者は、殆どあらゆる種類の受刑者の條件に觸れて居る事を知り得るのである。

(1) 非川信一氏「刑務事故の統計的考察」刑政第四四卷第五號第五六頁以下。

(2) 私は受刑者一般に望鄉の念の生ずる事を寧ろ歡迎す可き事と考へる。唯それが善導を忘り漫然彼を煩悶懊惱の中に放置してはならぬ丈けの事である。此の點に於て私は、「接見ノ場合又ハ信書ヲ受ケタル場合ニ於テハ特ニ視察ヲ爲シ望鄉ノ念ヲ惹サシメサル樣注意」す可きを命ずる通牒に對し（大正十一年五月監甲第六五七號監獄局長通牒收容者自殺豫防ニ關スル件）多大の疑念を有するものである。

(3) Hobhouse and Brockway, ibid. p. 668.

五

犯罪と季節との關係に就てはイタリヤ學派の學者とかアシヤツフエンブルグとかに依り研究を積まれ、既に或程度の實證的法則が發見されて居る。私は假に此の方法を逃走に適用して見たが、勿論之により得たる結果の普遍性を主張する勇氣はなく單なる推測を述べるに止まる。逃走なるものは、逃走者の側に於ては多くは必然的な動機に支配されるのであるが、監獄當局の戒護と言ふ側に於ては偶然的な理由に依るものが多く、從つて共處には、例へば冬期と財產犯と言ふが如き普通妥當的な因果關係の存在を認むる事困難なるが故にである。然し一日の中の逃走と時間との關係に於ては戒護力と時間との關聯を大體判定し得るが故に、或程度の普遍性を推測するを得た樣に思ふ。

先づ季節との關係であるが、私は便宜上、氣候に依り我國を次の如き四部分に分ち、可及的共通な條件下に於ける結論を得ようと試みた。（內は構內より外は構外よりの逃走を示す）

	北海道樺太		奥羽及裏日本		表日本		四國九州		合計	
	內	外	內	外	內	外	內	外	內	外
一月	人	三	二	二	二	二	五	一	三	三
二月					五				八	
三月	一				二		二		一四	
四月	三	一	二		九		三		一七	
五月	一	二	三		一〇	六	五	三	一九	一四

	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
一	一	二	一	四	一	三	六	二六
二	三	一	四	二	二	二	一	一八
三	二	一	三	三	一〇	三	四	二七
四	一四	九	一	三	二	一	一	一三
五	六	三	四	五	七	五	一〇	一六
六	三	四	一	二	七	一	五	四九
七	二	四	一	二	四	一	七	四五
八	一〇	一六	一六	一三	一	一	一	一六
九	一三	一八	一六	一三	一三	三	二七	一三四
六					三	五	五	九六

被告人は計算の中に入れなかつた。彼等は拘留期間が極めて短く、又裁判所出廷も多く、其の逃走の機會とか時期とかに就き一定のコンスタンシーが缺けて居ると認め得るからである。

右の表に依る限り大體次の如きを結論し得る。

1. 構內よりの逃走の最多なるは九月であり、最少は二月である。構外逃走の最多は七月、最少は構內同樣二月である。七月は氣候の爲に戒護力弛緩し又農作物等繁茂せる爲構外の逃走容易であらうし、反之二月は耕耘等の出業少なき爲、被服厚き爲、等に依り逃走少かる可く、又氣分の上から言つて、暑熱は良心の緊張を缺かしめ寒氣は之に反する事も一の理由ではないかと考へる。

2. 一年を通じ全體として、二月は逃走最少にして九月が最多である。前者の理由は寒氣に因るものであらう（現に北海道樺太には十三年間二月の逃走絕無である）

3. 構外逃走は夏期に多い。

4. 奥羽及裏日本では、十二月から四月迄の間、構外逃走が無い。

5. 十二月は、總じて構內逃走の多い月である。年を送ると言ふ氣持が、一種の刺戟となるのではあるまいか。

6. 月に依る逃走數の動搖の多いのは表日本であり、他は大差なく各月に配分されて居る。

次は時間である。之は脫出場所との關聯に於て見た。故に例へば居房病舍午前一——二時七件と言へば、此の時刻に此の場所より脫出逃走したるもの七件と言ふ意味である。之は被告人を省く理由がないので之を加へ、他方、裁判所出廷の時逃走せる被告人の如きは時間的コンスタンシーを缺くものとして除外し、同樣の理由に依り押送中の逃走も亦計算に入れなかつた。

時間／場所	居房病舎	工場	其他ノ建物	建物外部（構内）	構外	合計
前零時	三件	一	一	一	一	三
一時	七	一	一	一	一	七
二時	五	一	一	一	一	五
三時	五	一	二	一	一	七
四時	二	一	三	一	一	七
五時	一	一	三	一	一	八
六時	四	二	三	一	一	一一
七時	二	一	一	一〇	五	一六
八時	一	一	一	一〇	八	二一
九時	一	一	一	四	四	九
十時	一	二	一	三	五	一三
十一時	二	二	一	二	七	一二
后零時	一	一	二	五	八	一七
一時	一	一	一	四	六	一二
二時	一	一	二	五	一五	二三
三時	一	一	二	五	二	九
四時	一	一	二	五	二	九

右を綜合すれば

1. 居房の脫出は言ふ迄もなく夜間が多い。それも就寢後一時間乃至二時間の間に最も多いのは、思ふに就寢直後の氣分が戒護力を弛緩せしむる爲であらう。要するに、就寢時間の逃走數は四十件であつて、全部の六二パーセントに當る。尙此の居房は殆ど全部が獨居である。

2. 工場脫出の著しい時間的特徵は、午後六時以後即ち夜間作業時間に多いと言ふ事であり、此の約二時間に、一日分の約五五パーセントが逃走して居るがこれ明かに戒護看守の疲勞、夜間に於ける物的戒護の不充分と言ふ事に歸す可きであらう。同樣に起床後より午前八時迄に多いのも、夜間勤務の看守の交代前の爲と見るを得る。

3. 其他の建物逃走とは倉庫炊場等であり、特に起床時前後のそれは全部炊場である。炊場には就寢時中既に炊夫を出業せしめるのであり立ちこめるスチームとその音とに依り戒護が頗る困難であつて加ふるに夜勤看守の疲勞が强いので、屢々逃走されるのである。

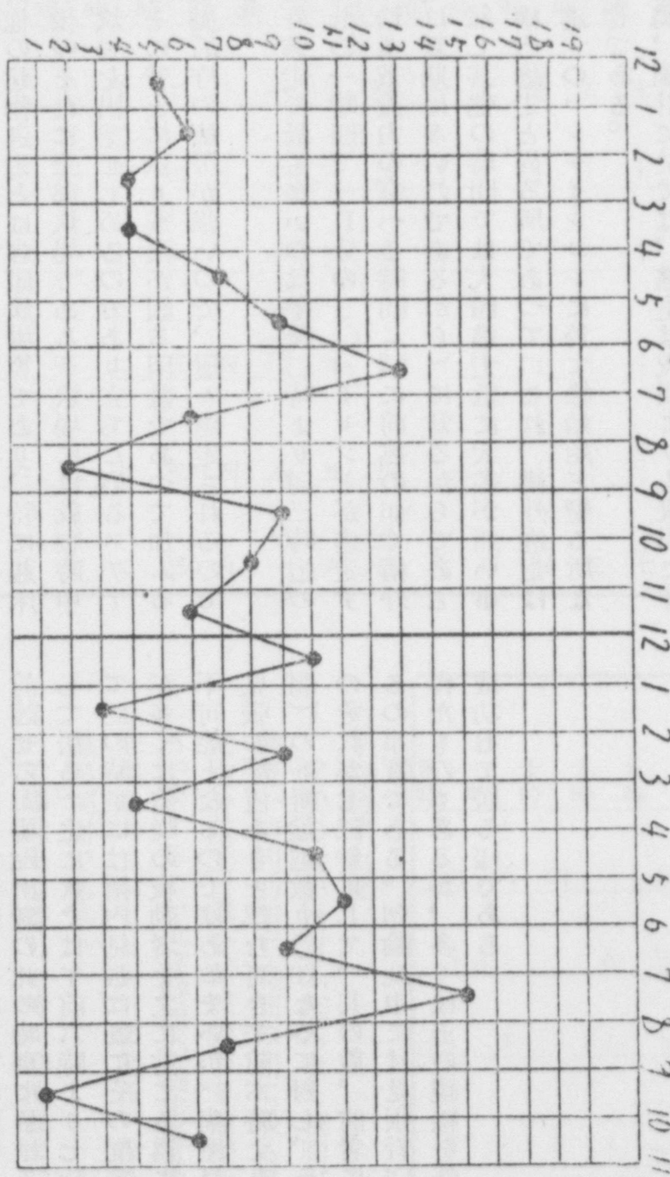
4. 構外逃走の最も多いのは午後二時より同三時迄の間で此の一時間で一日分の二〇パーセントが逃走する。恰も戒護力の衰へる時間（特に前述の如く構外逃走は夏期に多いのであるから）に當るからであらう。然し其他の時間では大體逃走數に大差が無い事は、構內逃走と異る所であつて、これ、構外逃走はその逃走のコンデイションに於て終始殆ど變る所なきが故である。

5. 結局、總計に於ては、逃走は夜間よりも晝間に多い。

次に外塀を踰越せるものゝ、その踰越時間を見やう。これは簡單ならしむる爲にグラフとする。上部の横の數字は時刻であつて左より右に進行し、側部の縱の數字は件數を示す。

零時	十一時	十時	九時	八時	七時	六時	五時
六	八	四	一	七	一	四	一
一	一	一	六	一三	九	六	二
一	一	一	一	一	一	一	五
一	一	一	一	一	一	五	五
一	一	一	一	一	一	四	五
六	八	四	七	二一	一一	二〇	一七

最高は午後七時より八時迄の一五件であるが、これは前述せる工場脫出者の此の時刻に於ける數の多きに相應して居る。之に次ぐは午前六時より七時迄の一三件にして此の時刻には構內見張は既にその配置がある筈であるが多くは前晩の夜勤者を之に當てる爲に、充分の視察が不可能となるのではあるまいか。尙注目す可きは、構內見張の配置ありと認む可き午前六時より午後六時迄（晝間）の外塀踰越數九〇件なるに對し、その配置なき夜間のそれが七三件にして、其の數、前者に於て多數を占むるの事實である。勿論此中には見張看守發見して追跡し得たものもあるが、多くはその視線を外して踰越するに成功して居る樣である。



(外堀を踰越せるもの、時刻と件數)

行刑官吏の問題

(下)

ブランドステッター

次に來るものとして保健技師 Anstaltsärzte 教誨師 Pfarrer 及び教師 Lehrer を考察せねばならぬ。彼等は教育事業又は其の共助に付き、立派な基礎を持つて居る。もつとも此の三種の職業は、後述の如く、一般には行刑の要求を滿足せしむる社會教育的事業を、制限された範圍内にしか行ひ得ない狀態に在る。先づ保健技師であるが、彼が受刑者處遇の生理的方面にたづさはつて居る限り、其分野に於ては彼は主動者である。彼は多方面よりして教育者に對し、受刑者の個性にして生理的條件の壓迫を受け、又教育に際し考慮を要するものに付き、有益なる進言をなすことが任務であり、彼に對し共れ以上を期待希望してはならぬ。精神病醫 Psychiater に就ては事は別であつて、彼は普通の醫師よりも遙かに廣大な範圍につき進言を爲すを得る。特に彼は精神的異常者の處遇を第一の任務として居るのであるが、然し教育的な問題からは一定の距りを保つて居なければならぬのである。此の事は、現在我がドイツに於て精神病學者の教育學的領域に對する役割 Wirkungsmöglichkeit を過重する著しき傾向あるが故に、特に高調せられる事を要する。教育家たると同時に精神病學者たる人のある事は確かには違ひないが、それを以て精神病學者と教育家との關連の標準としてはならない。

教誨師は精神的な教誨を行ふ任務を有し、其の任務の結果として、當然に、之に對する信仰上の結合 Weltanschauliche Bindung を庶幾して居る。故に此の任務は、受刑者に對し强制教育として働きかける必要あるものよりは、遙かに高いものである。從つて此の全任務たるや教誨が教育の範圍に關する限り、教育者たる教誨

師の世界觀に對する被教育者たる受刑者の完全なる了解を基礎とし其の上に立つものである。故に教誨師に依り教誨せられ得る受刑者の範圍は著しく制限を受けるのであり、此の範圍は强制的に擴張す可きものではない。

苟くも此の事在らんか、そは實に受刑者に與ふべき法律上の保障を實質的に踰越するものであり、教誨師の教育可能性を單に表面的に擴張せるものに過ぎないであらう。被教育者の承認なき教育は不可能である。此の承認は、教誨師の世界觀と遠ざかつて居る受刑者には一般に期待する事を得ぬのであり、此處に最も明白な限界を置く事としなければならぬ。行刑に完全な限度を設定する爲に、將來は、其の信仰を奉じて教誨を希望する受刑者には總べて、教誨を爲し得る事とする必要がある。受刑者に肝心な內的準備のある時、之を教誨師の信仰に向つて導き得るが爲には、彼は、出來る丈け多くの活動餘地を合理的に所持して居なければならぬ。此仕事は監獄の中に於て行はれる教育の全領域に亙り有意義に適合するを要するが、用意周到意志善良の人には可能であり、教誨師が行ふ教育事業の信仰的色彩が妨害を受けぬ範圍に迄も及ぶ。監獄に依る規範の教育なるものは是認せられる事を要し、教誨師に依る個人教育が授與せられ得るやうになる必要があるが、唯それは——重ねて私が其の重要性を高調せんとする事は——受刑者が進んで心からの準備を有する時にのみ可能な事なのであり、其他の事に就いては、教誨師は遠ざかつて居なければならぬ。然らざれば最善意の者と雖も、其處に利益をもたらすよりは寧ろ害毒を流す可く、特にも其の信仰に固執する教誨師は、他の信仰を有する受刑者に對し其の教育的な企圖に依つて內心の不安を惹起し、容易に受刑者の教育的心構へを破壞し、又は少く共教育者に依る教育の基礎を、非常に困難なものとする危險が存在して居るからである。尙一言、自己の任務は宗教々誨を爲す事に在つて、最狹義に於ける教育を行ふ事には無いと明かに自覺した立場に立つて居る教誨師の數人を私が知つて居る事を述べて置き度い。本問題に就いて私は、社會教誨家として、私に對する如何なる批判をも許容するを得ぬ。唯次の事を簡單に擧げて置かう。單に教義上の根據のみに立つて教誨を行はんとし、教育的事業の遂行を拒否する教誨師のあるといふ事を。

次に來る者として教師が考察されねばならぬ。其の監獄に於ける活動の初期に於ては、學科教授を分擔する事が其の任務の主たるものであつたが、此の職務範圍は時

代と共に著しく擴大し、今日に於ては非常なる廣範圍にわたり學科教授及圖書の管理から本來の教育を行つて居る。悲しむ可きは多くの監獄に於て、多くの點で、教誨師は屢々固有の監獄事務以外に何かをして居るのであり惜しい事である。彼は教授者、書籍管理者、音樂擔任者としての任務を以て、監獄の經營に參與して居る。特に之は專任教育官吏 Haup'amtlichen Erziehungsbeamten の設置が無く、教師が代表者として行刑に於ける教育の優位を實踐する場合に特に然りである。教師が固有の教育官吏であり、之に監獄全體の教育的——若くは社會教育的——良心が附着す可きものなりや否やは、後に教育官吏を考察する時に詳述して明かにしやう。

行刑の教育化は、監獄に於ける主任教育官吏を必要とならしめるが、前述した種類の官吏は何れも之に代る事を得ぬ。非社會的な者の教育は全く特殊の困難なる職務なるが故に、そは、之に當る人の人格に完全なる能力を必要ならしめるのである。ハンブルグ、ザクセン、及びチューリンゲンに於ては、之に相當する教育官吏を社會教誨師 Sozialpädagogen 又は保護司 Fürsorger の形に於て持つて居るが、彼等が其の教育の任務を滿足に遂行せんが爲には、廣く行刑の中に入り込んで居なくてはならぬ。此の教育者を如何なる者とす可きか、他の行刑官に對する職務の限界を如何に定む可きかに就ては、尙若干の疑問がある。確かな事は彼が教育的才能と基本的な職業訓練を有しなければならぬと言ふ事であり、兩者共に絕對緊要であつて、如何なる場合於ても一を以て他に代ふる事を得ぬ。教育的才能とは、よく還境に適應し得る性格の外、人を處遇する一定の天稟の技能、他人との應對に就き優れた思慮を出し得る卒直な感情、心中圓滿な人格及び道德的倫理的の高尙さ等が屬する。その教習は、完備せる一般教習の以外に、全教育學及び社會教育學の全領域に亙る科學的滲透、精神病治療法、治療教育學、心理學、社會學、特に刑事心理學及び刑事社會學の全領域に對する廣汎なる智識、福祉保護概要の理解及び法律學——就中刑法を其の筆頭とする——の根本問題を必要とし、疑ひもなく之は熱心に希望せられて居るのである。此の智識無くしては主任教育官吏は監獄には出現しない。何處に於て彼が此の智識を得可きやは此處に述ぶる限りではないが、此の智識は寸時も缺く事を得ぬ。彼が其の教育任務を正當に遂行し得んが爲には、其の職務に付き、より廣い自由を持つ事が必要であり自

身教育者として積極的に活動し、且つ看守の教育任務を合目的的に指導す可く、其點に於て其の教育の任務に對する教師の責任がある。

此處に尚述べなければならぬ事がある。此の教育官吏の外、尚監獄教師が必要なりや否や、或は、教育官吏は現任の教師の職務を引受けなければならぬか、即ち唯教師のみが設置されて居る所に其の任務を增して主任官吏としての教育的任務を行はしむ可きや否やと言ふ事である。私には後者が正當の如く思はれる。教育は其自身の中に一定の統一を持つ必要があり、主任教育官の職務と教師のそれとが相互に分離した時には、此統一は危殆に頻するであらう。學科教授、書籍管理等此種の特別な教育的事項は、教育事業の統一に適應しなければならないものであり、これ實に主任たる教育者の手に屬するのである。此の見解に反しモーア Mohr は主任教育者を教師の從とするが、モーア自身は監獄の教師であり、本論の見解に於て監獄の實狀を極めて正確に知悉するが故に之は注目に値するものである。如何なる場合にも監獄に於ては、行刑に於ける教育の優位に一致する地位を、主任教育官が占めなければならぬ事は確實である。

典獄は自身、教育の專門家に非ず共、少くも一定度の社會教育學の智識を有して、監獄内の權力分配を行ふに際し、監獄教育者が、其の任務に對する絕對に自由なる活動の天地を保持し、以て存分に活動するを得せしめるが如くに判斷力を持つて居なければならぬ。尚、監獄全部の官吏が、一定の教育的精神を以て充たされる事を要するが、此の精神の創造には、全體方針を決定する典獄の下に於て、監獄の教育的良心を代表する主任教育官が特別の償値を持つ事とならねばならぬ。此精神には一定の統一が必要であり、一の監獄に多くの教育官吏ある場合には、其の實現は最も必要である。それは多くの場合受刑者の數に應じる事が必要であり、多大の困難を伴ふものではあるが、此の困難は、適當なる人事行政と教育官吏の熱意とに依り克服する事を得る。

尚一つ、行刑に於ける私の經驗に依れば、特に著しい現象が示されて居る。驚く可き多數の行刑官が、必要なる專門的智識無くして、積極的な教育事業を遂行し得るものと自認して居るのであるが、之に就き我々は次の三箇の要素を見る。先づよき教育者たらんとするモツトーを揭げ、次に偉大なる實際上の經驗に依つて職務を行ひ然る上所謂よき「指先の感覺 Fingerspitzengefühl」を偉とするのである。實際優れた教育家は教育の仕事を助

ける一定の素質を持つて居るが、之のみを以てしては未だ不充分なのであり、此の素質がよき訓練と結合した時にのみ、「天才的教育家」は出現するのである。人が實際の經驗を積み、即ち自己及び他人の行動の諸關係及び結果を判斷し、其の將來の參考とする事は、極めて重要なるものたる事疑ひを容れないが、此の事たるや、獨りよく批判を下し得る境地に在る場合にのみ起り得る事であり、それは觀察力及び判斷力に加へて、實際の專門的智識を有する時にのみ爲し得る事である。故に經驗は唯專門家のみに依り、その最良の場合には豫備教育を受けた局外者に依り積まれ得るものであるとの結論を生じるものであり、單に年齡とか勤務期間とかに依存するものではない。第二次的の可能 das sekundär Mögliche を第一次的な創造力 primär Schaffenden にしやうとする事、即ち所謂素人の經驗を技能の唯一の基礎とする事に依り、素人を變じて專門家とせんとする事は背理である。優れた直感を持ち「威覺的」に正義を把捉するが如き人のありや否やの「指先の感覺」の考察は、今此處に述べない。よしそれが事實あり得るとしても、私は玆にそれに對し態度を決定する事を欲しない。人が「指先の感覺」の蔭に隱れて、實際には是認し得ざるが如き行爲の遁辭としそれの責任を回避せんとする者に對しては、反對の態度を執る必要がある。私は之を手短かに述べた。何となれば、行刑に於ては、此の遁辭の下に、非教育的な行動を無雜作に教育的方針と決定せんとする事が頗る多いからである。

行刑官の考察に當つては、尚一つの事を注目しなければならない。行刑官は全然特殊なる別世界の壁の中に生活し働いて居るのであり、此の中に在つて彼は容易に自由世界との正當なる關係とか、其の價値標準とかを亡失して居るが、これ、其の任務とする所のものを脅かすのである。げにも彼等は、受刑者をよき囚人に非ずしてよき市民に nicht zur Anstaltstüchtigkeit, sondern zur Lebenstüchtigkeit 教育しなければならぬが、此事は彼が自由社會を正當に知悉し其職務を之に適應して指導する時にのみ可能なのである。彼は故に如何なる場合に於ても斷じて、壁と格子との中に於て腐爛して了つてはならぬのであり、其の任務の分擔は、自由社會との必要な關係を充分に持つ事に依つて、文化生活、現代生活のリズムに抱合せられるの可能性を持つものたる事を要する。

結論に尚一言す可きは、本論述は單なる論文であつて終局的解決を企圖したものではないと言ふ事である。

收容者の閲歴に就て（完）

アメリカ國勢調査院（Bureau of Census）發表

前　科（つゞき）

保護施設收容――行刑施設への前收容數に關する以上の資料のほかに、この國勢調査に於ては各受刑者の保護施設への前收容數に關しても資料を蒐めた。第三十一表はそれを纏めたものである。

この問題に關する回答が今迄提出したものに較べて不完全なものであることはこゝに注意しておかねばならぬ。保護施設收容について報告ありたるものは刑務所及び感化院收容者總數の五四・八%、即ち僅に一〇、四六二人にすぎなかつた。けれども、大体精神又は肉體の異常が著しくてそうした施設に收容されるに適した者は充分含んでゐるやうである。

保護施設收容に關して報告ありたる受刑者中、前に收容されたことのある者は僅か五・一%にすぎない。しかし、この率は男子（四・四%）よりも女子の分が著しく高い（一八・九%）又肺結核療養所に收容されたことのある者は男子の方が決定的に高い。第三十一表に示せる其他の施設收容者については女子收容者の方が遙かに高率を占めてゐる。特にこの比較は、主として一般病院を包含する「雜」の部に於て著しい。即ち女子についてはその一四・四%が、男子の僅かに二・二%に對し、この種の施設に收容されたものである。かく女子の高率なるは主として花柳病を有する女子性的犯罪人の病院處遇によつて説明がつく。

第三十一表――九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院收容者の性別及び前に收容せられたる保護施設別による分類

保護施設別	數			百分比		
	男女合計	男子	女子	男女合計	男子	女子
合　計	19,080	17,882	1,198	……	……	……
保護施設收容について報告ありたる總數	10,462	9,955	507	100.0	100.0	100.0
收容されたことのある者總數	536	440	96	5.1	4.4	18.9
精神病院 ……	118	108	10	0.1	1.1	2.0
精神耗弱者保護施設 …	22	12	10	1.0	0.1	2.0
肺病々院 ……	90	89	1	0.9	0.9	0.2
慈惠院 ……	17	15	2	0.2	0.2	0.4
雜 ……	289	216	73	2.8	2.2	14.4
收容されたことのない者 …	9,926	9,515	411	94.9	95.6	81.1
保護施設收容について報告なきもの	8,618	7,927	191	……	……	……

各種の研究によれば、精神病又は精神的欠陷が犯罪の原因となることは屢々である。從て、こゝに揭げた收容者のうち僅か一・一%が精神病院に收容されたことがあるに過ぎないといふことは驚くべきことである。しかし勿論、少ないやうでもこの率は、精神病で病院に收容される一般人に較べたら非常に多い。

同樣に、精神耗弱のために保護施設に收容されたことのある者は一%の半分に及んでゐる。極く大まかに見積つても精神耗弱者保護施設に收容されたことのある受刑者の率はそれら施設より釋放又は假りに釋放されて社會にある精神耗弱者のそれを遙かに凌駕するであらう。

更に、以上の數字は精神的に欠陷を有する受刑者の小部分に關するものにすぎない。何故なれば、刑務所の記錄にしてこの點に關する資料を揭げたるものは殆どなく且つ受刑者の中には狂人又は精神的欠格者施設に收容された事實を隱蔽するものがあることは一般に信ぜられた處であるから事實上犯罪の原因となる精神病は容易に見逃され易い種類のもので、殊に多くの刑務所には精神病學者がゐないから、特にさうだ。從て、精神上に欠陷を有する犯罪人もこれに接する官吏によつて正常人として考へられるのである。

第三十二表は各罪種に屬する受刑者を嘗て收容された保護施設の種類に應じて分類したものである。

あらゆる種類の保護施設に收容されたことのある男子受刑者の率は藥種法違反者について一六・二%といふ最高限に達し、又詐欺（六・四%）、贓物寄藏（六%）及び强盜（五・三%）についても亦高い。それが著しく低いのは禁酒法違反（一・五%）及び橫領（一・七%）である。

第三十二表——一九二三年前半六ヶ月に於ける刑務所及感化院收容者の前に收容せられたる保護施設別、性別及罪種別による分類

性別及び罪種別	收容者總數の百分比						保護施設に收容されたことのない者
	保護施設全般	精神病院	精神耗弱者保護施設	肺病々院	慈惠院	その他	
男女合計……	5.1	1.1	0.2	0.9	0.2	2.8	94.9
男　子……	4.4	1.1	0.1	0.9	0.2	2.2	95.6
身體犯							
殺人……	4.4	2.2	……	0.5	0.1	1.6	95.6
重罪……	5.9	3.3	……	0.7	0.4	1.5	94.1
輕罪……	3.7	1.7	……	0.3	….	1.7	96.2
傷害……	4.1	0.9	0.2	0.7	0.2	2.1	95.9
財産犯							
强盜……	5.3	1.2	0.1	0.5	0.2	3.3	94.7
夜盜……	4.3	1.1	0.2	0.7	….	2.2	95.7
竊盜及び竊盜關係のもの	3.7	1.0	0.1	0.7	0.1	1.8	96.3
竊盜……	3.4	1.0	0.1	0.4	*	1.8	96.6
橫領……	2.7	……	….	0.9	..	1.8	97.3
文書僞造……	3.8	1.0	….	1.0	0.3	1.5	96.2
詐欺……	6.4	1.3	……	1.3	0.6	3.2	93.6
贓物寄藏…	6.0	0.7	….	2.2	……	3.0	94.0
性道德違犯							
强姦……	3.4	0.6	0.4	0.2	0.6	1.6	96.6
姦通……	……	……	……	……	……	……	……
其他の性的犯罪	5.9	0.3	0.3	1.0	1.0	3.3	94.1
藥種法違反 ……	16.2	4.7	….	6.3	……	5.1	83.8
禁酒法違反 .. …	1.5	….	……	1.3	……	0.2	98.5
雜	5.1	0.3	0.1	1.9	0.1	2.6	94.9
女　子……	18.9	2.0	2.0	0.2	0.4	14.4	81.1
殺人……	……	……	……	……	……	……	……
竊盜及び竊盜關係のもの	……	……	……	……	……	……	……
姦通及び淫賣……	….	….	……	……	……	……	……
藥種法及び禁酒法違反……	……	……	……	……	……	……	….

其他……	21.5	1.7	3.7	4.0	15.7	78.5

* 一%の十分の一以下

精神病院に收容されたことのある者の率は藥種法違反者に於て四・七%といふ最高限を示し、又殺人犯（一・二%）の場合に於ても明かに平均以上に及んでゐる。藥種法違反者について比較的多い理由は、此種犯罪人の大部分が麻醉劑の耽溺者で、從て特に藥物の使用に伴ふ精神異狀を來たし易いからである。又精神病は最も多く殺人事件に現はれるといふ事も刑事學者によつて屢々指摘される處である。精神病院に收容されたことのある受刑者の率は强姦（〇・六%）及び贓物寄藏（〇・七%）に於て著しく低い。橫領及び禁酒法違反については一件もなかつた。

肺結核療養所に收容されたことのある者の率は藥種法違反について六・三%といふ最高限を示し、又贓物寄藏（一・二%）に於ても著しく高い。それの著しく低いのは强姦（〇・一%）、窃盜（〇・四%）、殺人（〇・五%）及び强盜（〇・五%）處犯者についてゞある。

從軍歷

第三十三表は各罪種處犯者につき大戰中合衆國陸海軍に從軍せるものとして報告されたる男子受刑者の率を示す。

しかしながら、合衆國陸海軍に服役せる者の大部分が必ずしも前線に出動したものではないので、この報告は犯罪を促進するについての戰爭の效果を見やうとする上に何等の光明を與へるものではない事をはつきり斷つておきたい。

と同時に、この種の統計は別の點に於て意義があるのである。何万といふ青年を故郷の家庭や、工場、學校などから引き離し、新たに陸海軍の規律、風習の型に嵌め込むことは、そこに何等かの影響を與へずにはおかぬ譯である。戰時勤務のかくの如き間接の影響は、たとへ期間は短くとも、重大なる社會的意義を有するものと考へらるゝ。それは實際上前線に立つた比較的小部分の軍隊に與へられた熾烈な影響よりも、包含する人員の多いだけ、意義が深いのである。

文書僞造處犯者が從軍率に於て最も高く、三〇・六%を占めてゐる。橫領（二六・五%）、遺棄（二六・三%）、强盜（二五・四%）及び贓物寄藏（二四・四%）處犯者についても比較的高率である。最も低いのは禁酒法違反者

で、僅か一一・三%にすぎない。それから殺人（一六・五%）及び強姦（一七・六%）も低い。こゝに注目すべきは、従軍受刑者の率が財産犯罪に於て比較的高く、人身犯に於て低いことである。

従軍したことある者は大部分青年に多ので、従つて、その率が青年によつて犯される罪種について多いのは當然である。例へば従軍率の最も少ない男子禁酒法違反者について見ると、二十五歳乃至三十四歳の者は僅かその二九・七%にすぎない。處が、それが従軍率の最も多い文書僞造處犯者となると、その三四・五%を占めてゐる。けれども、各罪種の年齢割合が従軍率を支配する重要な原因であると同時に、その他の原因も亦有力なものであることは明かである。つまり文書僞造處犯者は禁酒法違反者に較べて従軍率が約三倍にもなつてゐるにも拘らず、二十五歳乃至三十四歳の者の率に於ては僅か六分の一だけ多いにすぎない。

第三十三表——一九二三年前半六ヶ月間に於ける刑務所及び感化院男子收容者の罪種別及び従軍別による分類

罪種別	合計	従軍の有無につき報告有たるもの	従軍者		従軍せざる者		従軍の有無につき報告なきもの
			數	比率	數	比率	
全罪種—男子…	17,882	16,879	3,371	20.0	13,508	80.0	1,003
身體犯							
殺人………	1,635	1,425	235	16.5	1,190	83.5	210
重罪………	523	453	72	15.9	381	84.1	70
輕罪………	1,112	972	163	16.8	809	83.2	140
傷害………	929	856	160	18.7	696	81.3	73
財産犯							
强盜………	1,484	1,436	365	25.4	1,071	74.6	48
夜盜………	3,196	2,927	520	17.8	2,407	82.2	269
竊盜及び竊盜關係のもの…	5,588	5,350	1,239	23.2	4,111	76.8	238
竊盜………	3,397	3,250	651	20.0	2,599	80.0	147
橫領………	251	230	61	26.5	169	73.5	21
文書僞造………	1,304	1,251	383	30.6	868	69.4	53
詐欺………	312	203	67	22.1	236	77.9	9
贓物寄藏………	324	316	77	24.4	239	75.6	8
性道德違反							
强姦………	760	738	130	17.6	24	82.4	22
姦通………	31	30	6	……	56	……	1
重婚………	101	93	37	……	56	……	8
其他の性的犯罪	432	410	72	17.6	338	82.4	22
藥種法違反……	1,023	1,012	192	19.0	820	81.0	11
禁酒法違反……	1,286	1,218	138	11.3	1,080	88.7	68
雜………	1,417	1,384	277	20.0	1,107	80.0	33
無届武器携帶	123	119	21	17.6	98	82.4	4
遺棄………	118	118	31	26.3	87	73.7	
郵便法違反…	132	131	26	19.8	105	80.2	1
其他………	969	153	184	19.3	769	80.7	16
不詳………	75	63	15	……	48	……	12

このアメリカには、誰れにでも仕事（ワーク）は澤山ある。解雇されたといふことは、必ずしも仕事がないといふことではない。

ヘンリー・ホード

公共の救濟といふものは、當つては福利事業のまゝつ子であつたが、今日では、ちやほやされてゐる金持の親戚となつた。

米國ペンシルバニア州福利局長
アリス・リーペライト（女）

刑政第45巻第9号

矯正図書館

英國の刑務所（上）

アレキサンダー・ペーターズン

English Prisons

Alexander Paterson
H.M. Commissioner of Prisons

今月號から、ヨーロッパの主な國々の現行の行刑制度を紹介することにする。以下譯出する諸篇は、米國はフィラデルフィヤのアメリカ政治學々會(American Academy of Political and Social Science)のアンナルス(會報)中に收錄せられたもので、皆夫れ夫れ責任ある人々の手に成つたものである。先づイングランドから。ペーターズンは日本で言へば行刑局長に相當する職に在る人で、「ヒズ・マゼスティス・コムミシヨナー・オブ・プリズンス」(H. M. Commissioner of Prisons)といふ官名を帶びてゐる。

英國で、普通、コムミツシヨナーといふのは、或る特殊の事業を遂行し、又は、特殊官廳の職務をはたすために、アツポイント(任命)せられたオフイサー(官吏)を曰ふのであつて、この特殊の任務(コムミツシヨン)を有つてゐる機關の一員てある。此の意味で、此語はパーマネントリー(政府の更迭により廢止せられざる)に組織せられた政府の一つのデパートメントの職員に適用せられる。シヴイル・サービス・コムミンシヨナース(Civil Service commissioners——文官試驗委員)、コムミツシヨナーズ・イン・ルナシー(commissioners in lunacy——瘋癲病院監査官)の如き即ち是れである。

コムミツシヨナーズ・オブ・プリズンスもこれと同じ意味で、プリズンスを監督する特殊の任務を有つてゐる官吏である。たゞ、このコムミツシヨナーズは特に重きを置かれてゐるので、ホーム・セクレタリー(內務大臣)の推擧によりキング(英國王)の任命する所となつてゐる。

K. N.

一八七七年までは、英國及びウエールスに於ける三年以上の刑期に服するものを收容するプリズンは、所謂コンヴイクト・プリズン(大刑務所)で、其處のデイレクター(director——所長)の支配の下に在つたのである。このデイレクターはセクレタリー・オブ・ステート・ホア・ホーム・アツフエアス(Secretary of State for Home Affairs——內務大臣)の任命する所で、大臣に對して責任を負ふてゐるのである。男女の刑事被告人を拘置し又は三年以下の刑期に服するものを拘禁するローカル・プリズン(local prison——地方の小刑務所)は、カウンテイー(county——英國、ウエールス及びスコツトランドに於ける歷史的な行政區劃の名)のマヂストレート(カウンテイーに於ける治安判事)によつて支配されてゐたのである。但し、同じくホーム・セクレタリー(內務大臣)によつて任命せらるゝ官吏の定期の檢閱を受くるのである。

然るに、一八七七年に、議會(パーリアメント)は、此等のローカル・プリズンの管理を其目的のためにホーム・セクレタリーによつて任命せらるゝプリズン・コムミツシヨナーズ(Prison Commissioners)なる機關に移して、行刑政策を統一しようとする法案を可決したのである。しかし、この法案には、カウンテイーのマヂストレートは、受刑者の情願を聽き、所長の裁決に餘る重大なる受刑者の犯行を處罰するために同僚中よりローカル・プリズンを巡察するものを指命すべきことをも規定してゐるのである。此等の巡察判事の制度は今日も尙ほ行はれてゐて、效果が多いのである。

(一) 現行の監督制度
Present System of Control

然るに、時を經るに從つて、前記のコンヴイクト・プリズンのデイレクターとローカル・プリズンのコムミツシヨナーとは自然に一箇の機關に融合せられて、イングランド及びウエールスに於ける凡てのプリズンの管理は彼等の手に收められることゝなつたのである。この新たに出來たコムミツシヨン(職)は、三人のコムミツシヨナーより成り、中一人が其チエアマン(長)となり、他の二人の中、一人は刑務所の管理に關し、他は醫務に關する監督權を握つてゐるのである。尙ほ、このコムミツシヨナースの下には四人のアツシスタント・コムミツシヨナー(副員)がゐてコムミツシヨナーを助けてゐる。この中の一人はこのコムミツシヨンのセクレタリー(書記)として働くのである。コムミツシヨナーの職に缺員の出

矯正図書館

來た場合には、ホーム・セクレタリーの推擧する所に從つて、キング (King of England) が後任者を任命し、辭令 (royal warrant) にサイン (王の署名) して交付するのである。

三人のコムミツショナー及び其のアツシスタント並びに本局勤務の職員の凡ては、パーマネント (內閣の更迭によつて地位を失はさる職) で、ペンショナブル (恩給を受くべき) なシヴイル・サーヴワント (文官) で、六十歲より六十五才までの間に、本人自らの意志により又は內務省の決定によつて退職することゝなつてゐる。

このシステムの下に在つては、一つの行刑政策は繼續して維持せらるゝことができ、而して、議會 (パーリアメント) の意志には常に服從しなければならないが、プリズンのコントロール (支配權) は時々變化する政黨政治の氣まぐれな態度や心持から離れて存在していけるのである。

必要の起つた時、このコムミツショナーは、內務省なる一つの政府のデパーメントの仕事に於てコムミシヨナー各自擔當する職分に責任のある同役の小さな合議體として、會合するのである。其場合、議論の際意見の相違することは固より有り得るのであるが、かゝる場合でも、未だ曾つて決して投票に訴へて意見を決したことのないのが、このコムミツショナーの傳統で極めて特色のある點であらう。

三人のアツシスタント・コムミツショナー (一人は書記) の一人々々に、コムミツショナーの管理の下に在る三十五箇の施設の三分の一づゝが其受持として割當てられるのである。尙ほ其上に、アツシスタントは、一人は戒護と刑務職員の任免とか、他の一人は受刑者の敎育と釋放後の保護とか、第三のアツシスタントは青年受刑者の訓練とか、夫れ〳〵各自得意として興味を有つてゐる行刑處遇上の特殊の部面を受持つのである。

(二) 刑務所の管理組織
Institutional Administration

各行刑施設 (エスタブリツシユメント) はガヴワーナー [governor——典獄 (所長)] の管理する所であつて、ガヴワーナーの職は刑務官といふ職制系統中に於ける其長官並びに下僚と等しく、パーマネントでペンショナブルな一箇のシヴイル・サーバントである。女子刑務所としては、ウーマン (大人) とガール (小供) とを收容するために二つの施設があるが、其一つの場合では、ガヴワーナーは女で、他のものは、ガヴワーナーは男の醫師で、其副所長 (deputy) は女となつてゐる。

平均一日の收容人員の五百を越ゆるプリズンには、通例デプユウテイ・ガヴワーナー (deputy governor——副所長) が、任命されることになつてゐる。十六歲より二十一歲までの青年犯人 (juvenile-adult) を收容するために設けられたるボースタル・インステイチユウシヨン (Borstal Institution) (註——上記年齡の犯人を訓練陶冶するため、一九〇二年十月創めて英國ケント縣のボースタル・プリズンに設けられたる一種のエルマイラ (米國ニユーヨーク州) 式のリホーメートリーで、次いで一般に他のプリズンにも採用せらるゝに至り、ボースタル式の施設あるプリズンをボースタル・インステイテユウシヨンと呼ぶことになつたのである) に於ては、ガヴワーナーは己れの下に在る多數のハウスマスター (housemaster) (註——ボースタル式の施設では、インメーツ (收容者) は幾個かのハウス (舍) に分かれて收容され、各ハウスにはハウスマスター (舍長) ありて青年犯人を訓練監督するのである) によりて助けられてゐる。ハウスマスターは各自七十人の青年を受持つてゐるのである。このハウスマスターの制度に似たものは、成年受刑者の訓練のために設けられた一二の特殊刑務所に見出さるるのであつて、玆處では、ハウスの長はハウスワーデン (house-warden——舍監) と呼ばれて、五十人乃至百人を受持つてゐるのである。ガヴワーナーの官等は、古參順と刑務所の大小に從つて、四級に分たれる。一級のガヴワーナーの最高のサラリーは、戰時手當及び或種の收入を加へて、年俸一千二百封度 (£1200) となつてゐる。

ガヴワーナーの下に、保健技師 (Medical officer) と敎誨師 (Chaplain) とあつて管理事務を助ける。此の二人は受刑者の醫療と精神的指導とについてガヴワーナーに責任を負つてゐるのである。普通受刑人口四百人を越ゆる刑務所に在つては、この二人は正規の勤務の職員であるが、もつと小さい刑務所では、其地方に於ける醫師と僧侶とがプリズンの囑託となつてゐるが、少くも一日一回、急變の場合には何時たりとも、刑務所に行つて見なければならないのである。

會計帳簿の管理、糧食の配付、諸支拂、並びに、作業の組織等は、刑務所の勤務の書記課で訓練されたスチユアード (Steward——會計係) に任かせられてゐる。戒護職員の長 (ヘツド) たるものは刑務所の職員の主席 (チーフ・オフィサー) (chief officer) で、副所長のないプリズンでは、所長 (カヴワーナー) の不在の場合にプリズンの管理をあづかるのである。この主席と普通職員との中間に主任 (プリンシパル・オフィサー) (principal officer) の等級があつて、職員が

この等級に達するのは普通二十年の勤務の後である。

英國の刑務所の勤務についてゐる職員の總數は二千七百五十人で、彼等のあづかつてゐる受刑者の一日の平均人員は一萬二千である。

(三) 刑務所長の選擇と訓練
Selection and Training of Prison Governors

プリズン・ガヴワーナー(所長)はホーム・セクレタリー(内務大臣)の任命する處で、其罷免は一にホーム・セクレタリーの決定によるのである。文官試驗委員(Civil Service Commissioners)とプリズン・コムミツショナーの代表者より成る詮衡委員(Selection Baord)があつてガヴワーナー中に缺員の生じた場合には、直ちに會議を開いて後任を議することになつてゐる。この委員中の一人は婦人である。志願者は多種多様のタイプの人から取られるのであつて、プリズン・コムミツショナーが此等の願書を査閲した後、選ばれた志願者はセレクション・ボードとの會談のために出頭を命ぜられるのである。インターヴユウは十五分乃至三十分で終る。このインターヴユウで定まつた候補者のこれまでの履歴が細かに査察され、彼の才智、氣質、力量並びに思想目的等について十分の評價が定められるのである。

然る後、セレクション・ボードはホーム・セクレタリーに意見を添へて推擧するのである。セクレタリーはこれを受理し、ボードの撰んだ候補者を任命するのである。

刑務官中には、下級の人で、其稀れに見る人物才能によつて所長級への拔擢の考慮せらるべきことの至當なることを證したものも幾人かあるのであつて、所長に缺員の出來た場合には、かゝる人達はコムミツショナーによつて撰ばれて、詮衡委員にすゝめられるのである。彼等は委員とのインターヴユウで刑務職員ならざる他の候補者と比較されるのであるが、在勤中の職員が外部の志願者に優先して撰拔せらるゝことは決して稀れではないのである。

新たに任命されたガヴワーナーが、以前に刑務所に勤務した經驗を有たなかつた場合には、員外の副所長として三ケ月間大刑務所へ送られ其處でガヴワーナーの仕事を巨細にわたつて十分に教しへ込まれるのである。この三ケ月の訓練期が終ると、副所長として大刑務所へ配置せられ、其處で二年間見習として働くのである。この見習で滿足な成績を示したならば、二年の見習期の終りに

初めて所長の地位が確實なものとなるのである。

(四) 下級職員
Officers of Lower Rank

所長より下のオフイサー(職員)はプリズン・コムミツショナーによつて任命せらるゝのであるが、其職員を免ずる場合には、ホーム・セクレタリーの同意がなければできないのである。刑務職員たらんとする志願者は甚だ多く、一年に五千から一萬に達する。願書は規定の形式に從ひ、且つ、志願者自筆の簡單な履歴書を添へて差出されなければならないのである。コムミツショナーの一人が凡て此等の願書を閲讀して、適當だと思える候補者を撰み出し、其上で、志願者は、コムミツショナー又はアツシスタント・コムミツショナーが志願者の住處に最も近いプリズンを巡閲する當日、當該プリズンへ出頭することを命ぜらるゝのである。旅費は自辨である。當日のコムミツショナーとの試問は十五分乃至三十分間で、この試問をパスしたものは、更らに精到な身體檢査を受け、次いで行はるゝ學科の試驗では、滿點百點から是非共三十點以上を取らなければならないのである。この學科試驗は短かいデイクテーション(書取)と二三の智能檢査である。

職員の缺員は平均一年百二十人位である。合格者は四組に分たれ、各組の練習は二ケ月である。練習の始まる二三週前、各組に屬する三十人の合格者は、練習開始の日に練習所に成績を報告することを要求されてゐるのである。

練習は様々で、骨の折れるものである。彼等はまた十箇或十二箇の班に分たれ、各班は特に撰まれたプリンシパルオフイサー(主任)の下に置かれ、かんごく規則並びに服務規律を仕込まれる。尙ほ、班で主任から與へられる詳細の教示の外に、一週三回或は四回一緒に集まつて、巡閲中のコムミツショナー及び練習所の設けられてゐるプリズンの古參の職員からもつと大きな問題についての講義を聽くのである。二ケ月の練習期間彼等はプリズンの寄宿寮(hostel)に住ふのである。宿料はないが、食費は

一週八乃至十志を支拂ふのである。給料は普通一週二封度十志(£2. 10. 0.)で、食費を差引いた殘りは、大抵家族のものへ仕送られてゐる。ホステルに生活してゐる間も。日々上級職員の注目を受けてゐるのであつて、かくして各自の性質も習慣もよく分明かるようになつて、酒好きなもの、氣分の荒々しいもの、口の臭いもの、かういふ人は容易に發見されるのである。練習生は平服(mufti)を着てゐるのである。これは、制服を着せられるよりも自分の衣服を着てゐる時の方が本人の態度や習慣を知るのに容易だと考へられるからである。

練習期間中は、練習生は練習所に近いリホーメートリー(感化院)とかインダストリアル・スクール(授産學校)とかいふような色々な施設を見學し、更らに、裁判所の内部の事情や護送勤務を學ぶために、刑事裁判所へも伴はれるのである。

(五) 試驗と就任
Examination and Placement

練習期間の中途及び其終りに、行刑事務の詳細を習得するために、どの位の努力が拂はれたかといふことを知るの目的で、筆記試驗が施されるのである。練習の終る頃には、また、體操に於て受刑者を訓練する力量の有無を試めすために、外部の專門家が來て試驗を行ふのである。練習の終る前日には。コムミツショナーの一人が練習所へ來て、練習生を一人々々呼び出して口頭試問を行ふのである。然る後、コムミツショナーは教師並びに上級の職員と會して、練習生箇々のケースについて議するのである。此の場合、一人の練習生の適任不適任について疑議の生じた時には、疑問の利益は行刑當局の方へ與へられて、練習生の方へは與へられないのである。練習所に於ける各組三十人の內大概二十五人は試驗をパスするのである。

首尾好く試驗をパスした候補者は練習所から各地の刑務所へ配置せられる。其勤務先を定める場合には、其者の住んでゐる地方のいづれなるかといふことに考慮が拂はれるのであつて、家族の旅費や荷物の運賃を餘計使はずに濟むように、可成住居に近いプリズンへ勤務を命するのである。且つ、一方では彼等の中で、あるものは青少年の處遇に適し、他のものは成年受刑者に向くといふ場合があり、また、或るものは或る作業についての智識を有つてゐるので、其作業の盛んである或る特殊の刑務所で役に立つといふ場合があるので、特殊なタイプの施設

に對する各人の適應性について、一段の考慮が拂はれなければならないのである。

新たに練習せられたオフイサーが勤務先へ到着するとその刑務所に存する特殊の細かい慣例とか傳統とかを學ぶために、更らに二ケ月示教を受けるのである。二ケ月の終りに、其の刑務所の所長(ガヴァナー)と主席職員(チーフ・オフイサー)とが彼のために有利な報告をすれば、本人は其プリズンで正式の勤務に就いて、職員の正式の一員となるのである。しかし尙ほ八ケ月間は見習中に在るもので、いつ何時何等理由の示さるゝこともなく、其職は奪はれるかもしれないのである。練習所に入つてから十二ケ月經つと、初めて、コムミツショナーの手元で、本人の任命を確實なものとするか(此場合には彼はパーマネントなペンショナブルな文官の一員となる)、更らに見習期間を十二ケ月まで延長するか、それとも、本人は到底プリズン・オフイサーの仕事には不向きであるときめてしまうか(此場合には本人の職を解くのである)、いづれにか相談の上決定せらるるのである。

(六) 職員の研究と活動
Studies and Activities of Officer

こゝまで來て、今や、本人の就任は確實なものとなつたとはいへ、プリズン・オフイサーは尙ほ此の上にも自分で研究を續けなければならないのである。といふのは、オフイサーがこれから先き上級への進級(プロモーション)したいと思へば、更らに今一回の試驗の關門を通過しなければならないからである。此の試驗は、本勤務について五年經つてからでなければならないのである。もつとも、試驗を受けた日から數年も進級しないといふことは結構有り得るのである。

試驗は二部に分れてゐる。第一は、文官試驗委員の手で按排せられた筆記試驗で、オフイサーが或る標準までの一般教育を修得してゐることを證するを目的としてゐるのである。出される試驗問題は、職務についての智識に關するもの、指定された書籍に關するもの、及び一般教養に關するものとである。この第一の試驗にパスすれば第二の試驗が受けられるので、これは、巡閲に來たコムミツショナー又はアツシスタント・コムミツショナーとのインタービユウ(會見)で、三十分から其以上にも及ぶこともあり、職務の全般に亘つて問ひ試みられるのである。この進級試驗をパスする機會を進めるために、自然、職員は授業にも出精し、自分で研究もし、教育の程度を

高めるに努めることになるのである。

一般職員の氣風は、各刑務所に於けるクリツケツトやフートボールのテイームの組織やら、職員同士の家族の會合して種々の娯樂にふける職員クラブの設立やらで、非常に向上淨化されてゐるのである。大刑務所では、一年一回盛んなデイナー（正餐）が催されて、本局（ヘッドクオーターズ）を代表して來るもの及び其地方の多數の裁判官並びに官吏が列席するのであつて、かゝる場合に、職員は團體としてのまとまつた統一の力といふものをつく〴〵感ずるのである。

尙ほこの行刑部（Prison Service）では、其メムバーたる職員のために療養所を設け、且つ又た、共濟基金をも積立てゝゐる。更らに一年二回、刑務職員の中から代表者を選んで、この行刑部の福利に關する種々の問題についてコムミツショナーと商議せしむるのである。

（つゞく）

The Annals of the American Academy of Political and Social Science, September, 1931.

受刑者をリホームするのだといふことは、常にあらゆる懲治場に於ける處遇の主旨であらねばならぬ。不滅の靈魂を有つた、物の道理を辨へてゐる人間として、是れは彼等に對して我等の負ふ義務である　たとへ、彼等がごんな惡性な犯人であるにしても、それは我々が隣の一事を忽にして可いといふ理由にはならないのである。

ヂオーン・ハワード（1726－1790）
（英國のプリズン・リホーマー）

海外時報

スクールからプリズンへ

前きには、先づ第一に、ホームが、次いでチヤーチが、而して今や、スクールが青少年に對する義務に於て頗る欠くる所あるといふ非難を浴びせられてゐるのである。時には、此の三つは一とくるめにして總括的の非難が加へられてゐるのである。特に、面りに、怖ろしい實例を目にしてゐるプリズンのワーデン（所長）にとつては、教育が性格を鍛錬するといふ共役目を毫も盡してゐないように見えてならないのである。

ニューヨークのシン・シン・プリズンのワーデンたるリユウイズ・イー・ローズ（Lewis E. Lawes）は、かういふ見解を抱いてゐるのであるが、固より、彼といへども、教育せられたがために、プリズンへ入るようになるのだ、と曰はうとするのではないので、只だ彼は青少年がほんとうに教育せられないから、そういふ事になるのだ、と主張してゐるのである。彼は、最近ニューヂヤーシー州のアトランテイツク・シテイで開催せられたアメリカのナショナル・エデユウケーション・アソシエーション（National Education Association ——國民教育會）の會同席上一場の演說を試みてゐるのだが、ニューヨーク「タイムス」紙に引用されてゐる氏の演說の要旨によると、其中で、彼は、「我々の立派な金のかゝつた教育施設は今迄に何にもしなかつたのである——我々の青少年の性格を鍛練すへく全く何にも爲さなかつたのである。自分は決して只だめちやくちやにかういふのではないので、幾度も熟考した上で言つてゐるのである。成程、わが教育はイリテラシー（無學文盲）を減少せしめたことは確しかだが、それは只だ、下らない煽情的な讀物の讀者をふやしたといふに過ぎないのである。教育と性格との間には聯絡かとれてゐないのである」、と曰ひ、更らに進んで行刑統計を引き、

「シンシン・プリズンの收容者は以前は小學校を出たものは稀れで、大概は四年か五年でドロップ（廢學）したものが多かつたのであるが、今日では、大低の受刑者は小學校の課程を終了したレコードを自慢にしてゐるので

ある。斷えず增加して行く「兇惡（ヴアイシアス）」な犯人の中にはハイ・スクール（中學校）を出たものも少くないのである。一九三一年に、シン・シンへ收容した受刑者の中、其の一九・五パーセントは中學校を卒業したものであつたが一九三二年の初めの四ケ月に於ては、この比率は二五・二パーセントに上つてゐるのである。

今日の青年の方が前の時代のものよりも犯罪を行ふものが多くなつたのかどうかといふことについては、正直な意見としても色々に見方か異ふかもしれないが、しかし、今日の青年の中から出るクリミナルが、わがアメリカの歷史に於て、以前の如何なる時代と比へてみても、其性質が更らに一層兇惡で大膽で手のつけられないものであるといふことは、何人も否むことはできないのである。しかも、このアメリカばかりではない、他の如何なる文化國の歷史と比へてみても、そうなのである。シン・シンのデツス・ハウス（死刑室）に入る受刑者の年齡が漸次低下してゐる事實は、側面からこの事を證據立てゝゐるものである。」

と述べてゐる。

「罪は一人の敎師に在るのではない。彼等に概して眞面目な人達で、眞面目な人にクリミナルになるものものは殆んどないものである。敎師ではなくして、むしろ、其責は、我が敎育制度に採用されてゐる主義の偏狹な點にあるのである、」とワーデン・ローズは說き、而して、兒童の凡てに、特に「手工の好きな」兒童には共箇々の才能に從つて、課程中、ヴオケーショナル・トレーニング（職業訓練）を含めたいといふのが彼の意見で、この主張を强めるために、シン・シンの受刑者中ヴオケーショナル・トレーニングを有つてゐるものは共五パーセントよりも少なく、而して、受刑者中は、カレツヂを出たものゝ方が職業學校を出たものよりも多い、といふ事實を擧げてゐるのである。

この演說について、ニューヨク「サン」紙は批評を加へてゐるが、

「實際今日ほど、學校が、少年の性格養成について責任を感じてゐることは未だ且つてなかつた所で、現にワーデン・ローズの演說をした國民敎育會でも委員を設けて、キヤラクター・エデユウケーション（性格敎育）の最良の手段を調査しつゝあつたのである。我がアメリカを通じて、文部當局のカーリキユラム・コムミツテイ（學課撰定委員）は、モラル・トレーニング（德操訓練）とか、シテイズンシツプ（公民道）とかに關する學課を小學課程中に包含せしむるか否かについて、今更議論を闘はしてゐるのではなく、進んでこれが訓練について如何なる方法を取るべきかについて頭を惱ましてゐるのである。

性格といふものは學課のシリーズで訓練されるものではない。而して若し、今日の青年が自分の父親よりも弱い道德的素質を有つてゐるといふことが眞箇だとすれば其責は學校にのみ存するものではなく、ホームもチヤーチも兩つながら少くとも學校と同じだけの責任を負はなければならないのである。

德義と技能との間には、必然的の關係は何もないのである。犯罪者が腕の好い職工であるといふことはいくらもあるのである。熟練が彼等をして札つきのクリミナルたらしむるものでないことは勿論だが、一方では又た、技能の熟練を有つてゐるか爲めに法を犯かすことがないといふこともないのである。

職業敎育は漸次盛んになつてゐるが、現在の產業狀態に在りては固より當然そうあるべきものである。しかし余り多くをそれから期待すべきではない。成程、職業敎育が其宣しきを得たならば、良い職工を養成することはできるだらうが、只だそれだけで、犯罪を防止することは出來ないのである。と曰つてゐる。

學校を弁護するものに、更らにシンシンナテイ市の「タイムス・スター」紙がある。同紙は、「アメリカの犯罪は、全く、どころではない、主としてといふ程度にすら世間で謂ふ所のアメリカの敎育の失敗に因由してゐるのではない、」と曰ひ、更らに、

「能力の制限されてゐる點を考へると、我々は余りに多くをスクールに期待しすぎるのである。弊は學課に存するのでもなければ、敎師に存するのでもない。我々か自ら撰んだ一方に偏した敎育主義に存してゐるのである。宗敎を學課科目の中から除き去り、更らに、かなりな限度にまで、德操の訓練をも廢してしまつて、ひたすらに智識をのみ求めた後、犯罪傾向のある人間を出したからといつて、今更學校を責めるのはまちがつてゐる。

元來兒童を敎育するといふ仕事の凡てをスクールに求めるのが誤まつてゐるのである。スクールは、最初からそれだけの權限を與へられてはゐないので、眞の敎育といふ任務を完ふすることができないのである。よし、たとへ、そういふ權限が與られてゐたとしても、身持行狀に關する限りに於ては、兒童のホームの有つてゐる敎化的努力に代るべきものとしては、スクールを極めて價値

刑政第45巻第9号
矯正図書館

の少ないものである。」
と曰つてゐる。

Literary Digest, July 23, 1932.

バース・コントロールに由る世界の自殺

今や、「バース・コントロール」運動は世界の搖籃を空らにしてゐるのである。

若し、世界の産兒率の減退が毫も阻止せらるゝことなく今のまゝで繼續して行くならば、歐米の文明は數十年の內には絶滅してしまうだらう、とは、必ずしも單にあはて者の陳述たるに止まらないで、立派な人口問題の研究家の口にし筆にしてゐる所である。

ヨーロッパの主な國々では、悉く其人口が減少しつゝあるといふことは、イングランド、フランス、イタリー及びヂヤーマニーの最近の産兒統計の明かに證明する所で、いづれも等しく現世紀の初頭以來驚くべき産兒率の減少を示してゐるのである。アメリカに於ても、移民による人口の增加は別として、出産による自然の增加は漸次減じて來てゐるのである。

ロンドンの「デーリー・メール」紙の報する所によれば、統計局のレコードに現はれた今年の三月までの一季のイングランド並びにウエールスに於ける産兒率（バース・レート）は人口千人につき僅かに一五・三で、今迄に嘗つてなかつた最低のレコードなのである。一八七六年にはバース・レートは三六・三であつたのである。しかも亦たこの人口の減少は、この季の死亡率が出産率よりも高いといふ不吉な事實と結びついてゐるのである。卽ち、出産率の十五・三に對して死亡率は十五・四で死亡數の出産數に越ゆること實に一千二百十四件であつたのである。而して、この出産率の減少は決して單に一時の現象ではないのであつて、だん〳〵と重大性を帶びて來た事實の展開なのである。

ロンドンでは、三月までの一季のバース・レートは、一四・六であつた、ロンドン以外のイングランドの百十七箇の都市のバース・レートは千人に對する一五・六で、全國の率よりもほんの少し高いだけで、この事實は、今や人口の減少は國民的の現象で、單に都會にのみ限つた現象ではないことを示すものである。

「デーリー・メール」紙は他の國々に於ける多くの都市のこの季のバース・レートを掲げてゐるが、ロンドンよりも低いのである。數字は下の如くである。

ベルリン	8.8	オスロ	8.9
ドレスデン	8.9	パリ	14.5
ライプチツヒ	10.8	ニューヨーク	15.9
ミュンヘン	11.0	ビカゴ	14.3

出産率の減少は、多くの場合、バース・コントロール運動の發達に由るものと言はれてゐる。このムーブメントは今は世界的に擴まつてゐるといつても可い位で、實際この運動に反對してゐるのは、たゞローマン・キヤソリツク・チヤーチ（ローマ教會）あるのみである。これは、何故にマドリツド（スペインの首府——キヤソリツク教の盛んな處）に於ける去年の終りの季のバース・レートが三一・一——他の國の首都の平均率の約二倍——で、恐らくは亦たリオ・デ・ヂヤネイロ（ブラジルの首府）のバース・レートが一八・一であつたかといふ理由を半は說明してゐるものである。

スペイン、ポルチユガル、及びアイルランドの如きローマン・キヤソリツク教國に於ける、一九二八年以來の人口の自然增加が現世紀の初頭に於けるよりも大きかつたのに、イングランド、ヂヤーマンー、ノルエー、スウエーデン及びベルヂヤムに於ては、人口の自然增加は二十五年前のそれの僅かに四分の一に過きなかつたのである。同じくローマン・キヤソリツク教の盛んなオーストリヤ及びフランス並びにスウイザーランド（スイス）に於ては、人口の減少は五十パーセント以上に及んでゐるのである。

「デーリー・メール」のパリ通信員の報ずる所によると人口の減少はフランスにとつて容易ならぬ事態を惹き起してゐるのであつて、「一九三〇年に於ける徵兵適齡者の數は二十五萬八千人であつたが、一九三五年に於ては、適齡者は僅かに十三萬六千人にしか過ぎまいと見積られるほどに、しかく人口問題は重大な國家の關心事となつたのである。」と「デーリー・メール」通信員は述べ、更らにつけ加へて、「一八三五年には、普通のフランスの家族は平均四人の子供を育てたものであるが、一八九六年には三人に減じ、現在では平均育兒數は僅かに二・二となつたのである。」と曰つてゐる。

出産率の減少が現在の比率で續いていけば、フランスの人口は七十五年後には殆んど半減するだらうと見積られてゐる。

ベルリンからの報道によると、一九三一年のバース・レートは人口千人に對する一六で、最低のレコードだと稱されてゐる。六千三百萬の人口を有するドイツに於ける去年（一九三一）の死亡數を超過する出産數は、一九三〇年の四十一萬六千六百に對して、三十萬五千五百二十五であつた。しかし、ベルリンに於ては、死亡數は出産數を超ゆること一萬〇七百十八であつた。

多産を以て有名なイタリーに於ても、バース・レートは過ぐる五年間に僅少ながらも減少も示してゐるのである。一九二七年の二七から、一九三一年には二五に減じてゐる。一八八四年には比率は三九であり、一九〇〇年には三三であつたのである。

アメリカ合衆國でも、一九二一年にはレートは二四・三であつたが、一九三〇年には一八・九に減つてしまつたのである。

三千一百萬の人口を有つてゐるポーランドは、一九三〇年には、出産數の死亡數を超ゆること五二六、〇〇〇であつた。當時のバース・レートは千人に對して三二・八で、一九二九年より少し高かつ　のである。

合衆國へ來ると、アメリカの十四箇の大都市では、子守歌の聞かれることが以前よりはずつと少なくなつたのである。ニューヨークのメトロポリタン生命保險會社の發行する統計年報によると、此等の都市は、悉く一九三一年に於て、バース・レートの減少を示してゐるのである。この減退は、ボストンに於ては二二パーセント、デトロイトに於ては一七パーセントであつた。ペンシルバニア州のピツバーは合衆國中で千人に對して二〇以上のバース・レートを有つてゐる唯一の都市であるが、玆處でもレートは一九三〇年の數字よりも六パーセント以上減退してゐるのである。

かくして、西の文明は事によつたら滅亡に近きつゝあるのではないかと見られてゐるのである。しかも、滅亡するとすれば、それは內部の生物學上の弱點によるのではなくして、むしろ、西の文明は自殺を行つてゐるのだと　ふのが一般の意見の歸する所なのである。出産率の減退した主たる原因は、何といつても明かに、バース・コントロールが廣く一般社會に行はれるようになつたことに存してゐるのは間違ひないのである。グレート・ブリテーン（英、蘇、ウェールスを合せて）の人口の增加が止まつてしまうのもそう遠くはあるまいと思はれる。已に、數年前、ボーレー教授は、グレート・ブリテンの人口は二十年後には四千八百萬に達し、其後はもう殖えまい、と豫測してゐるのである。人口の增減のないステーショナリー・ポイントに達するのはもう直くだ、とは一般に信せられてゐる所である、」と、「デーリー・メール」紙は述べてゐる。

バース・レートの一般の減退がバース・コントロールに因由するといふ說は、アリゾナ大學の經濟學教授ズペングラー博士によつて確認せられてゐる。

博士は「ズクリブナーズ・マガヂン」誌上で一文を發表して、バース・コントロールなるムーブメントの起つた原因を尋ねて、宗教上の信仰の衰退、心理的不安、女子解放と、並びに經濟上の諸の要因に在りとしてゐる。

「バース・コントロールは今日近代人の風習から切りはなすことのできないものであるといふことは、その實行がキヤソリツク・チヤーチといふ組織のよく整つた唯一の團体によつて非とせられてゐるばかりで、しかも、この教會の命令もだん〳〵其効力を失つて來てゐるといふ事實によつてみても明かすぎることである、」とスペングラー博士は曰つてゐる。

夫婦に子供を持つようにさせるには、親となつたものに國家から扶助料を出すが可い、との案をスペングラー博士は出してゐる。この案によると、親となつた勞働者に對する勞銀は、金錢の支拂と母子の健康手當、望まれた時には無料の看護の如き一切無料のサービスとより成るもので、別に課稅免除の扶助料を支給するのである。生物學上の衰頹と文明の崩潰とを免かれるためには、どうしても子供は經濟學上の貨物として認められなければならない、と博士は曰つてゐる。

Literary Digest, July 9, 1932.



諮問並協議事項に對する答申

答申書

今回招集ノ刑務所長及少年刑務所長會同ニ際シ御諮問相成候各事項ニ付熟議ヲ凝ラシ決議シタルモノ別紙ノ通ニ有之候間此段及答申候也

昭和七年八月八日

刑務所長會同諮問事項協議會議長
行刑局長　鹽野季彦

司法大臣　小山松吉殿

第一、作業統制區域ハ何區ニ分ツヲ可トスルヤ

決議

作業統制ニ關スル規程實施後日尚淺キヲ以テ今暫ク向後ノ狀況ヲ考察スルコトトシ夫迄ハ現在通三區ヲ可トス

第二、作業統制ヲ受負業ニ迄及ホスノ可否

本項ハ地方的ノモノハ除外シ一般的ノモノニ限リ統制ヲ可トスルヤ愼重協議セシムルノ要アリト認メ特ニ渡部千葉、渡邊長野、江藤名古屋、長山岡山、小橋川長崎、安東鹿兒島、辻大阪ノ七名ヲ選ミ熟議セシメタルトコロ左ノ通決議ス

可トス

但シ地方的受負作業ニハ之ヲ及ホササルコト

第三、不況時ニ於ケル作業對策如何

本項ハ現下刑務作業施行上最モ重要事項ト認メ一同愼重協議ノ上更ニ其ノ具體的事項決定ノ要アリト認メ特ニ谷内札幌、坂梁宮城、關川前橋、河邊横濱、岡部巢鴨、辻大阪ノ六名ヲ選ミ愼重審議セシメタルトコロ其答申左ノ通

一、官用主義ノ徹底ヲ期スルコト

特ニ本問ニ就テハ左ノ諸點ニ付考慮ヲ拂フコト

(一)刑務所需要品ノ自給自足ヲ一層徹底セシムルコト

右徹底ノ爲ニハ刑務所需要品ノ規格ヲ統一スルコトモ一方法タルヘシ

(二)裁判所其他司法部官廳ノ刑務所作業利用ニ付一層考慮スルコト

(三)其他一般官廳ニ對シテモ此際一層趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

(四)刑務所需要品自足自給ノ主義ヲ更ニ一歩ヲ進メテ刑務所關係職員竝其家族ノ日常必需品ニ迄擴張シ刑務所生產品ノ製作竝販路ニ新ナル境地ヲ開拓スルコト

右ニ要スル資金ニシテ就業費ノ支出困難ナル場合ニハ刑務協會竝職員ノ委託業トシテ整理シ資金ハ刑務協會竝職員共濟組合ヨリ運用スルコト

(五)有技能者ヲ適當ノ刑務所ニ集禁シテ生產能力ヲ擧クルコト

(六)有能ナル技師技手ヲ採用スルコト

(七)統制區域内適當ナル都會ニ常設即賣陳列場ヲ設置スルコト

二、委託販賣ノ擴張

刑務所特殊製品(例ハ横濱ノ石鹼、靜岡宮城高知等ノ紙類、大阪ノ魔法瓶、德島巢鴨ノ武道用具等ノ如シ)ニ付委託販賣ノ統制ヲ計ルコト

三、刑務所ノ作業勞働力ヲ荒蕪地開墾竝植林其他道路開鑿等ノ公ノ土木工事ニ利用スルコト

四、主タル材料(例ハ木工、靴工、印刷工等)ヲ特定刑務所ニ於テ一手購入シ之ヲ需求刑務所ニ配給シテ生產費ノ遞減ヲ計ルコト

五、民業壓迫ノ非難ヲ避クル爲ニ專賣特許品實用新案品ノ製作ヲ考慮スルコト

六、右各項目ノ實行ノ徹底ヲ期スル爲ニ監督局ノ設置ヲ望ム

第四、刑務作業ヲ特別會計トスルノ可否

本項ハ一同愼重審議ノ結果其實行ニ當リ種々困難ノ點アリ今直ニ可否判定至難ニ付大多數ヲ以テ保留ノコトニ決定ス

第五、戒護勤務者執務規準制定ノ可否

決議

可トス

但シ全國的ニ統一ヲ要スル執務基本ノ原則制定ニ止ムルコト

第六、行刑醫務改善ニ關スル對策如何

本項ハ協議事項第三項精神病者及結核患者特定刑務所ニ集禁ノ件ト一括シ各自書面答申ノコトニ決定ス

刑務所長會同協議會議事報告

右協議會ニ於ケル協議事項ニ對スル議決左記ノ通ニ候條此段及報告候也

昭和七年八月八日

刑務所長會同協議會議長
大阪刑務所長　辻敬助

司法大臣　小山松吉殿

矯正図書館

第一、思想犯人ノ敎化對策ニ資スル爲思想研究ニ關スル機關特設ノ件

決議

本項ハ寧ロ今日迄其ノ實現ノ運ニ至ラサリシヲ遺憾トスルトコロニシテ滿場一致之カ機關特設ヲ必要トス

第二、未決思想犯人ニ對スル看讀書籍ハ全國的ニ統一ノ件

少年刑務所長會同決議事項

昭和七年七月十一日刑務協會ニ於テ少年刑務所長會同協議會ヲ開催シ左記事項ヲ決議ス

一、受刑者ニ歸省制度設定ノ件　川越少年提出

右ニ付種々協議候結果委員會附託トナリ八王子、小田原、川越ノ各少年刑務所長ヲ委員トシ左記報告ヲ受ケ各所長之ニ贊意ヲ表シタリ

決議報告

一、受刑者ニ歸省制度ヲ設定スルヲ可トス

二、歸省ヲ許ス受刑者ハ行狀善良、身元確實ニシテ逃亡ノ虞ナク階級處遇ヲ施行スル刑務所ニ於テハ其ノ最上級ニ在ルモノニ限ル

三、歸省ヲ許ス場合ハ大體左ノ如シ。

a、父母疾病危篤ノトキ

b、近親ノ葬儀ヲ行フトキ

c、釋放後ノ生計ニ關シ特ニ協議ヲ要スルトキ

d、其ノ他敎化上又ハ改悛促進上特ニ有效ナリト認ムルトキ

四、歸省期間ハ最少限度ニ止ムルヲ可トス

五、歸省ノ日數ハ受刑期間ニ算入ス

六、歸省ヲ許サレタル者其ノ期間內ニ歸所セサルトキハ刑法第九十七條ニ依リ處斷スルノ規定ヲ設クルノ要アリ

二、少年受刑者ノ作業服ヲ現在ヨリ尙一層丈夫ナル生地ニ改正ノ件　姫路少年提出

該受刑者ハ運動烈シク且作業上ニモ成年者ヨリ服地ヲ破損シ易ク小倉地又ハ雲斐地ノ如キ丈夫ナルモノニ之ヲ改正セシメラレタキコトニ決定ス

三、少年刑務所看守ノ夏服地ヲ紺サージニ改メ竝ニ其供用期限ヲ二ケ年ニ改正ノ件　八王子少年提出

少年刑務所ノ看守服ハ成年刑務所ト異ニスル關係上汚損シタル場合一層體裁悪ク比較的汚損スルモ目立タサル生地ニ改メラルルヲ相當ト認メ紺サージ位ニ改正セラレタキ旨多數ヲ以テ可決ス

四、事務雇ヲ看守ニ改正ノ件　岩國少年提出

雇ヲ看守ニ變更セハ事務能率ヲ相當擧ケ得ル見込アルモ四圍ノ狀況困難ト認メラレ希望ニ止ムルコトニ決定ス

五、相當敎養アル女子ヲ職員ニ採用ノ件　八王子少年提出

相當敎養アル女子ノ職員ニ採用シ其ノ特質ヲ利用シ戒護又ハ敎誨ノ事務ニ當ラシムルハ相當能率ヲ擧ケ得ルモノト認メラルルヲ以テ希望上申スルコトニ決定ス

六、少年受刑者ノ食糧增給ノ件　姫路少年提出

少年受刑者ハ成年受刑者ヨリ發育狀況著シキ關係上空腹ヲ感スルモノ多ク現在ヨリ一等食增給セシメラルルヲ相當ト認ムル旨多數ヲ以テ決議ス

七、敎育基本規程設定ノ件　川越少年提出

現在各刑務所ニ該規程ナキヲ以テ敎育基本種々多樣ニ分レ居ルヲ以テ之カ規程必要ナル旨多數ヲ以テ希望上申スルコトニ決議ス

八、敎科書完成ノ件　川越少年提出

敎科書ヲ速ニ完成御配付相成樣希望上申スルコトニ決議ス

九、敎練修了者ニ在營期間ヲ短縮セシムルノ件　姫路少年提出

刑務所敎練ハ頗ル成績宜シク依テ在營期間短縮ノ特典ニ浴セシムルヲ相當ト認メラルルニ依リ本省ト陸軍省ト打合セ協議セラレタキ件多數ヲ以テ希望上申スルコトニ決議ス

一〇、少年收容者中最優良者ニ野外運動ヲ認ムルノ件　姫路少年提出

構外運動ハ自由生活ヘノ過渡ヲ漸進的ナラシムルト同時ニ克己自制心ヲ修練シタルヤ否ノ試金石ヲ與フルト共ニ自然ニ親マシメ清新ノ氣分ヲ養ヒ情操ヲ陶冶シ健康ヲ增進スルカ故ニ敎化方法トシテ適切ニシテ且ツ敎練實施上地形地物ノ識別利用等頗ル便宜ト認メ多數ヲ以テ希望上申スルコトニ決議ス

一一、收容者看讀用印刷物刊行ノ件　姫路少年提出

少年受刑者ノ實際能力ニ應シ地方的特色ヲ加味シタル印刷物ヲ

刊行看讀セシメ日常ノ訓育ニ資スルノ必要アリ多數ヲ以テ希望上申スルコトニ決議ス

一二、運動場並ニ其設備充實ノ件　姫路少年提出

諸種ノ運動設備ヲ整ヘ以テ純眞快活ナル氣風ヲ養成スルノ要アリ然ルニ現在ノ設備トシテハ鐵棒等ニ過キサルヲ以テ遺憾ナクトモ横木、跳越臺、梁木、跳繩場、跳下臺、木馬、プール等ヲ設備ノ必要ヲ感ス就中水泳ハ體育上保健上多大ノ效果アルハ論ヲ俟タサルナリ之カ設備ノ必要ヲ認ムル旨多數ヲ以テ希望上申スルコトニ決議ス

以　上

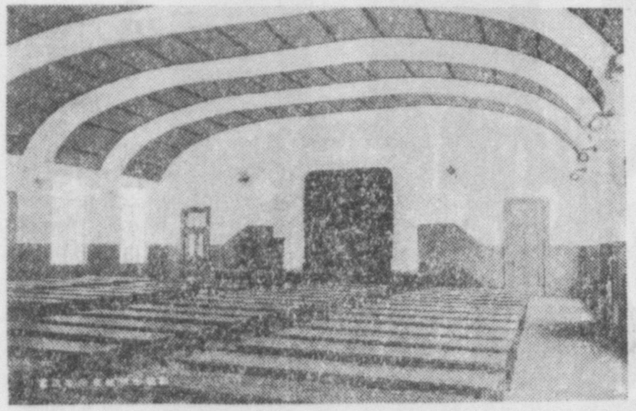
山縣齊高氏の計

從五位勳五等山縣齊高氏は藝州藩士中村家に生れ、長じて山縣家に養子となり、率先軍籍に身を投じて明治七年臺灣征討に或は十年戰役に從軍して功績あり、其後明治十六年監獄界に奉職、同二十三年獄則改良を計る爲め創設せられたる司獄官練習所に選ばれて入所し、獨逸人ゼーバッハ氏の教を受けて、日本に於ける最初の獄則改良に貢獻するところあり、同二十一年八月時の内務大臣板垣伯の監獄改良企圖の下に拔擢せられて山形典獄に任ぜられ、同三十三年六月山口縣に轉任、同四十一年福岡監獄に轉任を命ぜられた。然るに孝養の念あつく夢寐にも養父を忘るゝこと能はざるところから、大正二年斷然退官するに至つたが、監獄界にあること三十年に及んだ。退官後は推されて市會議員に引續き當選、豫算委員長、市會議長に推擧され、又社團法人廣島縣聯合保護會の創立に參劃し、爾來理事として盡瘁するところあつたが、此度遂に長逝された。

和歌山刑務支所入佛式概況

和歌山刑務所は豫て移轉新築工事中の處、既に九分通り竣工し教誨堂も此程落成せるに依り落成式擧行に先立ち、去る六月三十日午後二時より入佛慶讃法要を擧行した。教誨堂は近代樣式による明るさの内に、敎化の道場として申分なき落付を見せ、新に本派本願寺より寄贈にかゝる佛壇は金色燦然と輝き一段と莊嚴味を添へ行刑施設の樞軸として、其の聖容を遺憾なく完備し居る。

當日五百有餘の收容者は襟を正して入場し　來賓としては本派本願寺社會部長山崎精華氏、若林錄事其他本支所職員列席し、鷺森別院輪番は結衆四名を從へ亮々たる路樂に和して入場し、尊前に飾られたる本派本願寺供物の松風鷺森別院供物の紅白盛菓子張菓子朱蠟燭に名香、有志寄贈の立花等美しく飾られたる前に居並び讀經を始められ、次で濱田敎誨師の敬白文朗讀奏樂裡に燒香終つて、辻大阪刑務所長の式辭として懇篤なる挨拶あり、山崎部長の有益なる講話あり、午後四時山内支所長の閉式の辭ある迄相當の時間を要したるに不拘敬虔の念堂に溢れ曾て見ざる嚴肅莊嚴裡に式を終り收容者に多大の感動を與へた。



式後收容者には紅白の餡餅並に御供物を分與し喜びを共にせりと。

茲に當日の式次並に祝辭等左の通り

一、式次

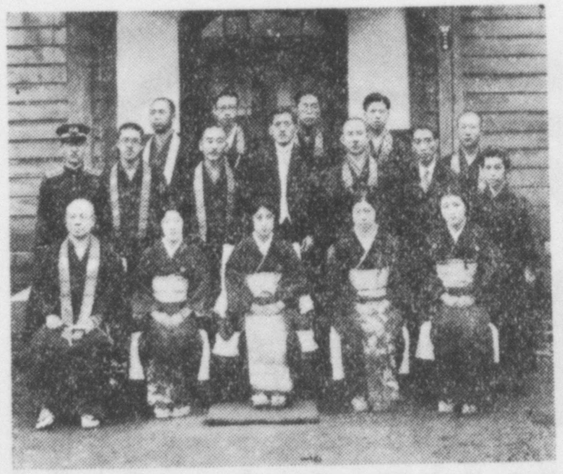
先、來賓職員入場
次、告示　山内和歌山刑務支所長
次、音樂
次　結衆入場着席
次、開幕　濱田敎誨師
次　奠燭　和歌山刑務支所敎誨師
次、結衆入壇
次、讀經
次、敬白文　濱田大阪刑務所敎務主任代理
次、音樂
次、燒香　來賓職員收容者總代
次、結衆退壇着席
次、式辭　辻大阪刑務所長
次、祝辭　若林本派本願寺社會部錄事代讀
次、閉式の辭　山内和歌山刑務支所長
次、結衆來賓職員退場
休憩
次、講演「慈悲と智慧」

本派本願寺社會部長山崎精華氏

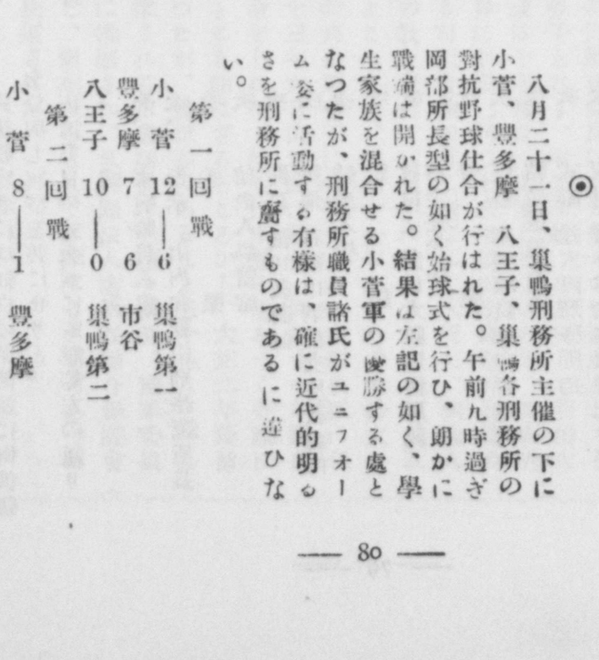
刑政第45巻第9号
矯正図書館

大谷派本願寺連枝裏方殿の巡教

大谷派本願寺函館別院連枝、信正院表方、大谷喬子夫人には去る七月二十五日同派佛教婦人法話會、札幌支部創立三十年紀念大會臨席の爲め同派札幌別院巡教の途次、法務激忙の寸暇を割かれ、女受刑者慰問の爲め、同日正午隨行布教使種村義淵其他數氏を隨へ大通刑務支所訪問、女受刑者一同に對し一場の親教があつた。說話の要旨は『苦惱の人生に處して正しき國民として、力强く生きるの道は彌陀弘誓、念佛の大道に救濟せらるゝの外なし』と晉吐朗々しかも慈愛に充てる和顏愛語を以て說示したるに、受刑者一同其慈容に打たれ、感激の極、雨涙、嗚咽の靡頻りにして未だ曾て見ざるの光景を呈し、谷内刑務所長以下列席の諸員も其法德の感大なるに隨喜讃仰の念を深くした。終つて種村隨行布教師の懇篤なる布演講話あり、收容者一同多大の法雨に浴した。



連枝信正院大谷臺潤師は大谷派本願寺一門中に於て行刑並に社會事業に最も深き理解をし、夙に率先自ら司法保護事業に盡瘁し、今回裏方殿の女刑務所巡教の企圖は蓋し大潤會病院を經營、直接其衝に當れる斯道の重鎭たるは善く人の知る處にして、



夫君連枝の平生に負ふ所少からざるべしと思はれ、行刑敎化上多大の成果を收むるを得たのは斯道の爲め嬉しき極みであつた。

最後に當日巡敎紀念の爲め撮影を爲し散會した。

◉

八月二十一日、巢鴨刑務所主催の下に小菅、豐多摩、八王子、巢鴨各刑務所の對抗野球仕合が行はれた。午前九時過ぎ岡部所長型の如く始球式を行ひ、朗かに戰端は開かれた。結果は左記の如く、學生家族を混合せる小菅軍の壯勝する處となつたが、刑務所職員諸氏がユニフォーム姿に活動する有樣は、確に近代的明るさを刑務所に齎すものであるに違ひない。

第一回戰
小菅 12——6 巢鴨第一
豐多摩 7 6 市谷
八王子 10——0 巢鴨第二

第二回戰
小菅 8——1 豐多摩
八王子不戰勝

決勝戰
小菅 4——2 八王子

朝鮮行刑だより

釜山 村上茂市

私は刑政紙上に於て正木先生の種々なる御高說に接し、深く感銘致しました。而して其の一言一句は、行刑の一部に携る私共に取りまして、實に偉大なる敎訓を賜りたる事を、深く感謝致して居ります。尙ほ先生の益々行刑界に對する御啾身の趣旨を拜しまして、甚だ僭越がましくて恐縮とは存じますが、私の拜命以來經驗致しました在囚の裏面又は心理及私自身の失態等に付、詳細に御報告申上げまして御參考に供し度いと思ふ次第で御座います。私は大正九年五月に朝鮮總督府看守を拜命致しましたが、朝鮮に於ては其の直前迄苦刑の如き苛刑が施行せられて居たと云ふ樣な關係もありましたが在囚の處遇が未だ其の頃は一般に苛酷であつた樣に思ひます。其れかあらずか、在所者に於きましても其の言動が實に野蠻的であり、且つ惡辣であつたのであります。而して新參の看守等に對しては早速メンクルテストを行ひ、其の弱點を摑み、平然違令行爲を爲し、反對に少し頑强な看守と見ると、盛に世辭を竝べ歡心を求めて油斷を爲さしめ、其の裏面に於て犯則を行ふ等巧妙を極め且つ非常に違令行爲が多かつたのであります。當時或る日の事、私が洗濯擔當の交代に行つて見ますと、一名の鮮人受刑者が何事かに不平を抱き作業を爲さゞる爲注意を與へましたら、鮮語を以て何事かを申して居りましたが、其の言たるや實に脅迫的言辭を漏しますので、ムツとして思はず平手を以て彼れの頰を一つ打ちましたら、不意に飛び付いて來まして私の着て居る官服を强か破られましたので、素早く振り離しましたが、又もや組付かんと致しますので、あり合せた木棒を以て打据へやつと取り抑へましたが、遂に彼れは腕の骨が折れて居たのであります。之れ等は全く私が彼れの個性を知らなかつた事に起因する失態でありまして、彼等を處遇する上には第一に彼等の性格を知る事の必要を痛切に感じさせられました。其の後行刑思潮の進步に伴ひまして取扱の如きも溫情的、感化的、又は敎育的に變遷して參りましたので、在所者の言動も漸次從順に成りつゝある樣に思はれますが、其の反面に表裏的行爲の甚しいのには驚がされるのであります。彼等は同囚間に對して一つの義俠的精神を有し、互に之れを生命として居るもの、如く、若

し喧嘩口論を爲すも表面に現れた事實に對する以外の事は、相手方に如何なる不正行爲のある事を知つて居ましても、決して口外せぬのであります。偶々之れを口外する者ある時は、彼等の間に於て之れを密告者として、全囚より忌み嫌はれ、種々なる迫害を受ける事と成つて居るもの丶如く、從つて彼等は看守よりも寧ろ同囚間より忌避せられる事を、恐れて居るのであります。又彼等は勢力を爭ふ事猛烈でありまして、先づ監房に於ては勢力の優勢なる者が、恰も酋長の如き權威を振ひ、他囚に對し殆ど命令的に萬事を指圖し若し其の意に反する者ある時は暴力又は脅迫を以て之を屈伏せしめ、一方弱者連は强者の難題を恐れて、御世辭的追從を爲すの有樣でありまして、益々横暴を極めるのであります。而して其の勢力相對する者ある時は自然之れが二派に別れ、にらみ合の形と成り、遂に喧嘩口論を惹起する事等があります。又彼等の間に美點とも云ふべき行爲は敬老又は長刑者を慰するの念でありますが、其の心念は良とするも其の行爲たるや、實に言語に盡せざるものがあります。余り口外せぬのであります。偶々之れを口外する者ある時は、彼等の間に於て之れを密告者として、全囚より忌み嫌はれ、種々なる迫害を受ける事と成つて居るもの丶如く、從つて彼等は看守よりも寧ろ同囚間より忌避せられる事を、恐れて居るのであります。又彼等は勢力を爭ふ事猛烈でありまして、先づ監房に於ては勢力の優勢なる者が、恰も酋長の如き權威を振ひ、他囚に對し殆ど命令的に萬事を指圖し若し其の意に反する者ある時は暴力又は脅迫を以て之を屈伏せしめ、一方弱者連は强者の難題を恐れて、御世辭的追從を爲すの有樣でありまして、益々横暴を極めるのであります。而して其の勢力相對する者ある時は自然之れが二派に別れ、にらみ合の形と成り、遂に喧嘩口論を惹起する事等があります。又彼等の間に美點とも云ふべき行爲は敬老又は長刑者を慰するの念でありますが、其の心念は良とするも其の行爲たるや、實に言語に盡せざるものがあります。余り口外せぬのであります。偶々之れを口外する者ある時は、彼等の間に於て之れを密告者として、全囚より忌み嫌はれ、種々なる迫害を受ける事と成つて居るもの丶如く、從つて彼等は看守よりも寧ろ同囚間より忌避せられる事を、恐れて居るのであります。又彼等は勢力を爭ふ事猛烈でありまして、先づ監房に於ては勢力の優勢なる者が、恰も酋長の如き權威を振ひ、他囚に對し殆ど命令的に萬事を指圖し若し其の意に反する者ある時は暴力又は脅迫を以て之を屈伏せしめ、一方弱者連は强者の難題を恐れて、御世辭的追從を爲すの有樣でありまして、益々横暴を極めるのであります。而して其の勢力相對する者ある時は自然之れが二派に別れ、にらみ合の形と成り、遂に喧嘩口論を惹起する事等があります。又彼

等の間に美點とも云ふべき行爲は敬老又は長刑者を慰するの念でありますが、其の心念は良とするも其の行爲たるや、實に言語に盡せざるものがあります。余り口外せぬのであります。偶々之れを口外する者ある時は、彼等の間に於て之れを密告者として、全囚より忌み嫌はれ、種々なる迫害を受ける事と成つて居るもの丶如く、從つて彼等は看守よりも寧ろ同囚間より忌避せられる事を、恐れて居るのであります。又彼等は勢力を爭ふ事猛烈でありまして、先づ監房に於ては勢力の優勢なる者が、恰も酋長の如き權威を振ひ、他囚に對し殆ど命令的に萬事を指圖し若し其の意に反する者ある時は暴力又は脅迫を以て之を屈伏せしめ、一方弱者連は强者の難題を恐れて、御世辭的追從を爲すの有樣でありまして、益々横暴を極めるのであります。而して其の勢力相對する者ある時は自然之れが二派に別れ、にらみ合の形と成り、遂に喧嘩口論を惹起する事等があります。又彼

等の間に美點とも云ふべき行爲は敬老又は長刑者を慰するの念でありますが、其の心念は良とするも其の行爲たるや、實に言語に盡せざるものがあります。余り口外せぬのであります。偶々之れを口外する者ある時は、彼等の間に於て之れを密告者として、全囚より忌み嫌はれ、種々なる迫害を受ける事と成つて居るもの丶如く、從つて彼等は看守よりも寧ろ同囚間より忌避せられる事を、恐れて居るのであります。又彼等は勢力を爭ふ事猛烈でありまして、先づ監房に於ては勢力の優勢なる者が、恰も酋長の如き權威を振ひ、他囚に對し殆ど命令的に萬事を指圖し若し其の意に反する者ある時は暴力又は脅迫を以て之を屈伏せしめ、一方弱者連は强者の難題を恐れて、御世辭的追從を爲すの有樣でありまして、益々横暴を極めるのであります。而して其の勢力相對する者ある時は自然之れが二派に別れ、にらみ合の形と成り、遂に喧嘩口論を惹起する事等があります。又彼

裝ひ二日も三日も殆ど喫食せず、夜間は安眠を爲さず、相手に對する面當から遂に本當の病氣を引起す樣な馬鹿者も居ります。又は自暴自棄の態度を採り、敢て違令行爲を爲すとか、其他種々策略を廻す者もあります。又青年者のみの監房に於ては、互に相思と成り交代に鷲姦の情交を爲す者もあります。又彼等は一枚の塵紙一掬の食菜、作業用器具及附屬品等と雖も、之れを他人に與へ又は交換し與へるを以て、同情を寄するものなりと稱し、且つ之れを受くる者は社會に於て千金を惠まれたるが如く喜び、之れが代償として鷲姦を爲さしめる等の行爲があります。而して之れ等の違令行爲が、概ね喧嘩等の原因と成つて居りますが、取調べに對しては、互に其の原因を供述せざる爲、容易に之れが根絶を期するは難事なのであります。又工場に於ても自己の勢力を擴張せんが爲には、種々なる手段を講じ、盛に虚勢を張り、諸願事面接等は勿論、中には診察を受け投藥を受くるに至る迄自己の勢力にあるが如く考へて居る馬鹿者も居ります。又眼鏡及書籍等の購求を爲す等は良の部類にして、中には刑務所の中では悪い程德であると云ふ樣な間違つた考へを以て居る者も多數居るかに感じられます。尤も之れ等の輩は年中刑務所及官吏に對し、不平を抱き、或は所長面接又は情願等と騒ぎ立て、其他出所後に云々等と官吏を脅迫するが如き、殆ど自暴自棄の態度を採る者に對して、從來成る可く事勿れ主義の下に、或る程度迄優遇的取扱がされて居た者等を標準として、考へたものでありまして、厚顔無智の彼等としては、斯く思ふも無理からぬ事とは思料致しますが、同時に兇悪囚に對する取扱を、一層嚴重にするの必要を痛感致します。其の實例の一端を玆に述べて見ますれば、前科數犯を有する內地人某は、常に無智なる同囚間に對し、嘗て自分は十八銀行の支店長

は勿論、中には診察を受け投藥を受くるに至る迄自己の勢力にあるが如く考へて居る馬鹿者も居ります。又眼鏡及書籍等の購求を爲す等は良の部類にして、中には刑務所の中では悪い程德であると云ふ樣な間違つた考へを以て居る者も多數居るかに感じられます。尤も之れ等の輩は年中刑務所及官吏に對し、不平を抱き、或は所長面接又は情願等と騒ぎ立て、其他出所後に云々等と官吏を脅迫するが如き、殆ど自暴自棄の態度を採る者に對して、從來成る可く事勿れ主義の下に、或る程度迄優遇的取扱がされて居た者等を標準として、考へたものでありまして、厚顔無智の彼等としては、斯く思ふも無理からぬ事とは思料致しますが、同時に兇悪囚に對する取扱を、一層嚴重にするの必要を痛感致します。其の實例の一端を玆に述べて見ますれば、前科數犯を有する內地人某は、常に無智なる同囚間に對し、嘗て自分は十八銀行の支店長

たりし事ありとか、床次竹次郎氏の親戚であるとか、盛に自己の虚勢を誇大に吹聽し、官吏に對する態度の如きも實に妙を得て居り、相手に依つて其の態度を變化し、同囚間に對する自己の勢力を失せざる樣、努めて居りましたが、或る夏の罷業遯房時に、一般出役囚に對し、水浴を爲さしめて居る際、時間に余裕なきにも關らず、彼が余りに悠々と爲し、彼一名の爲に幾十名の者が、迷惑を感ずるを以て、係りの看守が注意を與へたる處、一般囚の面前で注意を受けたるを立腹し、暴言を以て之れに報ひ、多囚の前で兇悪の範を示さんとせるを以て、某看守は監房入口に於て、彼れの頰を平手で一つ打つたのであります。處が、彼れは捨臺詞を殘して入房しましたが、丁度其の頃、彼れは瘭癘にて頰より血膿が出、居たのであります。其れを幸として早速瘭癘より血を絞り出し、塵紙で拭ひ、其の血を證據

たりし事ありとか、床次竹次郎氏の親戚であるとか、盛に自己の虚勢を誇大に吹聽し、官吏に對する態度の如きも實に妙を得て居り、相手に依つて其の態度を變化し、同囚間に對する自己の勢力を失せざる樣、努めて居りましたが、或る夏の罷業遯房時に、一般出役囚に對し、水浴を爲さしめて居る際、時間に余裕なきにも關らず、彼が余りに悠々と爲し、彼一名の爲に幾十名の者が、迷惑を感ずるを以て、係りの看守が注意を與へたる處、一般囚の面前で注意を受けたるを立腹し、暴言を以て之れに報ひ、多囚の前で兇悪の範を示さんとせるを以て、某看守は監房入口に於て、彼れの頰を平手で一つ打つたのであります。處が、彼れは捨臺詞を殘して入房しましたが、丁度其の頃、彼れは瘭癘にて頰より血膿が出、居たのであります。其れを幸として早速瘭癘より血を絞り出し、塵紙で拭ひ、其の血を證據

として、急遽看守長面接を願出、蒲團を被つてうんうんと唸つて居たのであります。折柄巡視中の看守長嚴に對し、私は本日某看守から毆られまして、此の通り頰から流血し、痛くて堪えられませんから醫師を呼んで下さいと願ひ、看守の不法を雄辯にまくし立て、告訴する等と脅迫的申立をしたのであります。其の實打たれたのは右頰にて瘭癘は左頰なるを以て、何等出血及痛むに至る理由無きものなるを以て、同房囚一同は非常に心配して居たのでありますが、其の內情を知らざる看守長嚴は彼の誇大なる表情に大變心配せられ、種々彼を慰められたので、其の夜は其儘寢に就きましたが、翌朝早速所長面接を願出、其の上情願をする等と手古摺らしたのであります。其晩某部長は洋手拭を湯に濕して、監房に持參し、濕布をしてやる等、慰撫に努められたので、彼の面目大いに上り、有頂天と成り、一般囚に對しても、是れを見よ、俺

の威には所長以下一同が恐れて居るのだ、此の濕布も所長の命令だ等と、廣言し、愈々兇惡囚の範を示すに至りましたので、厚顏無習なる彼等の間には、益々刑務所の中では惡い程が勝であると云ふ風に、感じるのであります。之れ等は一例でありますが、彼等の個性及心理を攝み得ざるが爲に、一般在囚に對し多大なる惡影響を及す事は、往々にしてある樣であります。又彼等は雜役夫とか其他優位なる作業に就き度い野心を以て、現に其の地位の作業に就て居る者を陷れんと計畫し、他囚を煽動して喧嘩を爲さしむるとか、其他工場の規律を亂すが如き計畫を廻し、其の反面には、擔當看守に對し世辭を竝べ、歡心を求める等、實に巧妙なる手段を以て、自己の地位を上げんとし、遂に工場を攪亂するが如き事もあります。其の他各々自己の目的に向つて策動し、若し其の目的を達する能はざりし時は、他囚に對する面目上、自暴自棄の態度を採り、自己の過去及現在の身分立場等をも顧ず、盛に願事を爲し、轉業又は轉房等と、自由を叫び遂には擔當看守に反感を抱くに至り、實に其の放縱且つ横暴なる心理には、手の施し樣も無い有樣であります。昔て私が耕工場の擔當をして居ります時機織綱工場より二三名の轉入者がありましたが、彼等は元工場の作業であれば、科程外五割を了するにも拘らず耕工では科程も出來ない未熟者で、行狀が惡いが爲に元工場の擔當より願つて、轉業せしめたものゝ如く、彼等は元工場の作業を好んで居りたる爲、轉入早々戒護主任殿の面接を願出、元工場に歸らして下さいと願ひたるも、前刑に於て耕工の經驗ありとの理由にて、不許可と成り、耕工が嫌なる爲に、遂に惡計を廻す樣に成り、彼等は一般囚の中でも勞力優勞なるを奇貨とし、房内に於て他の優良囚を殆ど脅迫的に煽動し、食事の量が少ないと云ふ理由の下に、絕食同盟を謀り、免業日を利用して、朝の洗面又は教誨出場等の多囚衆合する際、監視の隙を見て同工場の重なる者に其の意を含め置き、明朝工場に出役し何喰はぬ顏をして居るを以て、私は全出役囚百二十八名に對し、洗面を爲さしめ配食を終りて喫飯の號令を掛けると同時に、十名の代表者が飯をかゝへて立ち上り、一般の者に對し喰ふなと一言して私の前に參りました。而して食量が少なき爲、所長に面接を願ふと申ますから、喫飯して然る後願ふ事の正しきを懇々と諭すも、頑として聞かず、一般囚も彼等の後難を恐れて之れに雷同し受持囚百二十八名の内、百十一名の絕食者を出したのであります。已むを得ず所長面接の手續を爲し、飯は全部引上げまして作業はするかと訊ねましたら、彼等の云ふ事が面白いではありませんか。食事は吾々喰ふ權利があるのを、權利を放棄するのでありますから、罰せられる事はありませんが、作業は命

ぜられて居るのでありますから、爲さゞれば罰せられますから、作業はしますと實に可愛い處があります。而して（代表者）主謀者十名を引入れ、他の者は全部作業に付けましたが、晝食時迄は何事も無く作業を爲し、愈々晝食と成り配食を終り喫飯の號令を掛けましたら、大半箸を取らんと致して居りましたが、又もや五六名の者が立ち出で、今朝あんなつまらん事をしたのは誠に惡い事と思ひますが、取調中の主謀者も自分丈の事で無く皆の事を思ふて云ふたのでありますから、彼等を救して戴かねば私達のみ喫飯する事は出來ませんと、又もや喫飯せざる爲、朝の絕食組は已を得ず雷同せざるを得ん事と成り、百一名の絕食者を出しましたが、午後になると一般に空腹を覺え、作業の手も衰へ、遂に夕食から全員喫食を致しましたが、其れ迄各工場を通じて平和鄕と云はれた工場が、かゝる失態を招いたのも、やはり彼等の個性の觀察を過てるに、基因するものと思ひます。又中には表面改悛の狀顯著なるが如く裝ひ、其の裏面に於ては意氣相通ずる者達が、出所後の犯罪計畫等に付て、相談し、其の一方が滿期にて出所するや、早速相手方の親族者の名を騙り、公然在所者と信書の發受は勿論、衣類及書籍等の郵送、犯則品の投入、其の他、他人をして親族者の如く裝はしめ領置金品の下渡し、又は差入面會等を乞はしめる等、實に巧妙なる違令行爲が行はれて居るのであります。而して彼等が滿期放免の時は必ず或る場所迄仲間の者達が出迎へ、親分が出所したとか兄弟分が歸つたとか云ふて、十名も十五名もが來て作業賞與金等は幾等戴いても、一夜の内に費消し明日から早速惡事を働かねば食す能はざる樣な者が大半を占めて居る樣であります。併し之れ等の者は、若い内には將來の事等全然考へずして惡事を働き、氣付いた頃には社會が相手にしなく成つて一生を外道に踏み迷ふ樣な者もあるかに感じられます。私の拜命以來滿十二ケ年の間に逃走事故に三回出會しましたが、其の一は外役煉瓦工場でありました。彼等は刑期十ケ月と八ケ月の短期囚の二名一連鎖でありましたが、二三日前其の近所に彼の妻らしき者が來て、盛んに泣いて居たと云ふ事であります。私は丁度裏側の出入口に見張りをして居ましたが、夕方擔當看守の「止め」——といふ號令にあちこちに散在して作業をして居る囚人は、一齊に擔當の下に集合致しますので、自然見張の者も引上げて來る一方、擔當看守が人員の點檢を終ると、全部監内に引上げる事に成つて居たのでありますので、囚人が集合するにつれて私達も引上げましたら、煉瓦竈附近で作業をして居た一連鎖が早くも竈の中に隱れ、私達の引上げるを待ち、雀ねて、反對側の穴から這ひ出し、裏門の横より針金の鐵柵を乘り越え、僅一二分の内に逃走して

終いました。一方擔當看守が人員點檢をして人員不足と云ふので、私達は引上げの途中後歸りをして見ましたが、既に其の時は逃げて居た爲、間も無く社會の人から通知を受け十五分を出ずして逮捕致ましたが、之れ等は從來逃走等の事故が全然無かつた爲に、人員點檢の完全に終らざる内、見張を引上げる習慣に成つて居た事が、大なる過りでありました。私は教誨場の擔當を命ぜられまして各監房より出場する者を整理して前方より列べて居りましたら、教場の入口に鮮人看守が見張つて居りましたが、第二監より入り來たつた鮮人受刑者が俄に腹痛を覺えたと見えまして、入口の看守より教場前の營膳假工場の便所に行くべく許可を受け、便所に行きましたが、入口の看守は後から後からと入り來る囚人に氣を取られて便所に行つたのを忘れて居たと見えまして、全部入場した後迄も便所に行つて居る彼を其儘に、場内に入つたのであります。處が該囚は少し低能でありまして、便所を出ると教場に入らず、教場より百メートル以上も離れた第二監に歸り監房擔當に對し、私は腹が痛くて成りませんから、監房に入れて下さいと願つたのであります。處が監房には交代者が勤務して居りましたが、御前は誰の許可を受て歸つて來たか迄はよかつたのですが、無許可にて歸つて來たと知るや、かんかんに怒り、再び教誨場に行けと、無戒護の儘監外に追出したのであります。そこで少し低能の彼は、再び教誨場に行つたなら又もや叱られると思ひ、一年六月の刑を約一年務めた今日、遂に逃走心を起したのであります。而して第二監の裏側に當る煉瓦塀の處へ女監の板塀が來て、其の板塀の端から針金の鐵柵に成つて居ましたが、其の鐵柵を登り柱の上に立つと煉瓦塀の上に手がとゞくを以て、之れを飛び越えて逃走したのであります。彼は裸體に成つて狂人を裝ふて逃げたのであります。彼は三日の後鐵道自殺を遂げて居りましたが、之れ等は實に皆がぼんやりして居た爲で、御話にも成りませんが、それで居て其の局に當つた者は、常に眞面目な看守ばかりで御座いました。其の三は私には直接關係はありませんでしたが、之れは第三工場と第四工場の二ケ工場より木工各一名宛、朝の就業時の混雜に紛れて、金鎚とか鑿及鋸板切れ二三枚を持つて二名が連れ立つて、營繕大工の如く裝ひ、表門に來たりて門衞の看守に向ひ、後から戒護者が來る樣に見せかけて何處ですが修繕する處はと話しかけ、油斷をさせ不意に金鎚をもつて頭を打ち、門衞看守の倒れるのを見て鍵を奪ひ、門戸を開いて逃げ出したのでありますが、一度倒れた門衞看守はやつと立ち上り、逃走逃走と連呼して追跡せんとする折柄、此の物音に駈けつけた看守連で追跡し、間も無く逮捕致ましたが、此の時の工場擔當は二名

共交代者で鮮人看守でありました。此の逃走せる二名は社會に居る時からの友人で其一方が竊盜せる金を五百圓某所に預けて居ると話して居たとの事でありますから、それを持つて高飛びせんとの目的にて、友人を誘ひ逃走を謀りたるもの、如くでありました。以上の如き體驗を得ましたが、未だ鮮人殊に人生の大半を刑務所内で暮すと云ふ樣な者は、溫情にすぐれば附け上り、苛酷に傾けば反抗的に出で、實に其の教育の難事なる事を深く痛感致ます。尙ほ彼等の心理に不思議な點を見出ましたので申し添へて置きます。彼等は同囚間に於て性的情交の他に一つの戀愛思想をもつて居りまして其の間には再三喧嘩をするのでありますが。而して仲のよい時は作業器具又は附屬品等を幾らでも交換してやつたり、余分に與へたりして居りますが、少し隔意が出來ると、直にそれを取り戻すのであります。丁度子供が玩具を人にやつて居て、少し氣に喰はぬと取り戻すと同じ樣なものであります。大の男が一般社會では一寸見られん藝當で御座います。誠にくだらぬ事を長々と書きましたが、御研究の一部御參考にも成りましたら、幸甚の至りと存じ奉ります。

刑罰用鐵假面

中世時代ヨーロッパ諸國で刑罰用として鐵假面が用ひられたことは史實に殘つてゐるが、墺太利ウキーン博物館には當時の幾多の鐵假面が保存されてゐる、假面のあるものには内面に無數の針が植ゑられてある、また錠によつて囚人の顏をしめつけ甚しい苦痛を與へるものもある、すべてが陰慘な中世紀の暗黑面を物語るものとしてこのコレクションは參觀者の目を覆はしむるものがあると云ふ。

刑政第45巻第9号
矯正図書館

極東問題の過去及現在に就て

歩兵中佐　鈴木貞一氏談

本文は陸軍省軍事課員歩兵中佐鈴木貞一氏講演の大要を筆記したものである。もし誤謬あらばすべて筆記者の責任である。

阿片戰爭の結果として、一八四二年に支那はいはゆる南京條約を締結させられたのであるが、これは、支那が長い間誇つてゐた「中華一の思想に、大動搖を與へた。それから十年後に、例の長髪賊の亂が起つた。洪秀全といふ男が、太平天國の大旆をかゝげて、時の天子に對し反亂を企てたもので、一種の革命行爲と見るべきものであつた。南京を陷れ、太平天國の政府まで作つて、天下に號令するといつたわけで、勢ひ頗る猖獗を極めた。これには支那政府も大に手こずつた。湖南の曾國藩が、有名なゴルドン將軍の力を借りて、僅に平定することを得たのだが、ゴルドン將軍のバックには英米の力があつた。支那の内亂を鎭定するに、支那政府の力では足らずして、外國の力を借るの已むなきに至つた。清朝の社稷にヒビの入つたことは、これで明瞭となつた。

長髪賊の亂の平定しかゝつてゐる時に日本では、英米佛の聯合艦隊から下關を砲撃されて、長州兵が、手鎗を提げ、砲火に立向つてゐた。洪秀全の亂などを目前に見ては、正にさうも思つたであらうが、ともかく卓見といふべきであらう。

日清戰爭の結果、「眠れる獅子」など、買被られてゐた支那が、案外に弱く、獅子でも何でもないといふことが判ると

力を注いだ。

×

明治廿七八年に、日清戰爭があつた。この戰爭の結果、西洋人は、支那が案外に弱く　日本が案外に強いのに吃驚した。

日清戰爭前までは　列國は、日本を、支那の一屬邦位にしか見てゐなかつた。兩國が戰爭を始めたら、無論日本は危ない、と見てゐたのである。これは、いろ〳〵な文獻に徵して見て疑のないことである。尤も外國側の觀察はさうであつたが、日本側の意氣込みは必ずしもさうではなかつた。高杉晉作の如きは、早くも「支那は反亂の上に立つ、この國取るべし」など唱へてゐた。洪秀全の亂などを目前に見ては、正にさうも思つたであらうが、ともかく卓見といふべきであらう。

日清戰爭の結果、「眠れる獅子」など、買被られてゐた支那が、案外に弱く、獅子でも何でもないといふことが判ると列國の極東に對する領土慾は、一時に燃え立つて來た。獨逸は膠州灣を取つた。ロシアは旅順大連へと手を伸ばして來る。英國は威海衞、九龍を手に入れた。しかも香港は、阿片戰爭の代償として、とうに英國のものとなつてゐる。上海も南京條約により、英國の足場として讓渡された。爾來、英國が上海の經營に苦心努力を拂つたことは夥しいもので、恐らく、英國の上海に對する考以上のものがあらうと思ふ。昭和二年に、蔣介石の軍が上海へ乘り込んだ時、英國は日本へ協力を求めて來た。それを日本では拒んだ。恐らく當時の日本の考は、英國の勢力を揚子江から驅逐して、そのあとに日本の商權を張らうとの企みであつたであらう。が、それは商人的打算論である。國家の外交は算盤を忘れてもいかぬが、算盤以上のものがなければならぬと考へる。堂々正義に立脚して敢て移らぬものがなければならぬ。當時私は、公用を帶んで漢口に在つたが　私は、日本のやり方に甚だ不滿を感じたのであつた。日本があの時、英國と上海との關係にも少し深き理解を有つて、英國の爲めに一睥の力をかしてあつたならば、今日滿洲問題に對する日本の國際的立場も、も少し緩和されたものになつてゐはしなかつたかと思ふのである。

×

それはともかく、かやうに列國の手が支那へ伸び、何れも虎視耽々といふわけであつたが、それは極東の禍亂を豫想して、支那領土の分割を開始しやうがためであつた。この趨勢が支那内部に對し何等かの影響を及ぼさぬ筈はない。果せるかな、その後間もなく、明治三十三年の義和團事件が持上つたのである。義和團事件の發生にはいろ〳〵の原因もあらうが、表面の目標とするところは一種の排外運動であつた。何人もいふやうに、支那人には國家心といふやうなものは少いが、ともかく四千年の長い歷史を有つてゐる國であるから、大義名分といふことは相當に尊重してゐる。それだから、支那の軍閥が内爭をするにも、先づ電報戰から始める。それは大義名分を爭ふ手段に外ならない。そんなわけで支那では、苟も國を救ふとか、國權を恢復するとかいふいはゆる大義名分を振りかざして民衆に叫ぶと、民衆は直にこれに引つ張られて行く。義和團事件があんな騷動になつたのもそのためである。列國が支那の實力を見縊り、支那の領土を分割しやうなどいふは、第一中華を以て誇る支那人の自尊心が許さない點もあるが、この中華思想にこだはるところがひとしく大義名分である。

義和團は、列國によつて叩き伏せられてしまつた。しかも當時、この列國協力の圈外に立つて自己の野望を逞くしたのはロシアである。ロシアは義和團事件を機會として、南北滿洲に兵隊を入れはじめた。これは日本にとつては、非常な脅威でなければならない。しかも日本の不用意裡に、ロシアはつひに朝鮮にまで兵隊を入れた。その結果がやがて日露戰爭

となつて、日本とロシアとは地位を顚倒したのである。昨年八月以來日本が滿洲で軍事行爲を開始してゐるのは、その動機なり道義觀念に於ては全く違つてゐるが、しかし、義和團事件後に於けるロシアの立場から想像すると今次の滿洲事件から生ずる國際問題は、今後とも殘さるゝものと覺悟しなければならぬ。三十七八年戰爭前後に於ける外交的展開の跡を見て、私は特にこの感を深うするのである。

×

ロシアが兵を滿洲に入れた當時の歐米の形勢はどうであつたかといふに、義和團事件のあつた明治三十三年は西曆の一九〇〇年であつて、その二年前の一八九八年には、米西戰爭が始つて、その結果米國はいよ〳〵太平洋に向つて乘り出して來た。それと相前後して、歐洲では獨墺、伊の同盟が成立したが一八七〇年の獨佛戰爭を經た後なので、歐洲の天地も一先づそれで安定してゐた。そしてその餘力を提げて、積惡の支那へ向つて、侵蝕して來たのである。

ロシアが、滿洲に於て領土的野望を逞しくしつゝあつた時、英國はこれに對して、「勢力の均衡」といふ手を打つて、その出鼻を抑へやうとした。「勢力の均衡」は、英國の極東政策であつた。英國は、この政策實行の手先きとして、日本を使ひ、米國を引入れやうとした。かくて一九〇二年、即ち明治三十五年に至り日英同盟が締結されたが、日本もこゝに至つて、始めて外交的の手を打つて、ロシアに立向ふことゝなつたのであるが、それは恰も嵐の前の準備時期のやうなもので、その後二年目に日露戰爭が開始されたのである。

ロシアといへば當時、歐洲の恐怖そのものであつた。その恐ろしい大國を、極東の一小國日本が蹴飛ばしたのだから、歐米人は吃驚仰天したのである。列國は今度は、日本の勢威を感じはじめた。日本が餘り强くならぬ中に、何とか日本を抑へつけておかねばならぬと感じ出したのである。獨逸皇帝の黃禍畫などが、この考を煽りはじめた。

×

米國人の著書などを見ると、米人が、いかに日本の南滿發展を氣に病んでゐたかゞよくわかる。で、いろ〳〵の方法で、日本の滿洲發展を制肘しやうとしたのであるが、その中にワシントン會議が開かれて、その結果、日英同盟も名實共に消失してしまつた。そのあとにやつて來たのは、英米の日本抑壓政策であつた。この政策に直面した日本は、そこで日露の握手へと走り、英米に對抗せんとした。即ち明治四十二年に日露の第一協約が出來次で第二、第三と大正七年までは、一方ロシアの復讐に備へつゝも、兩國の提携はつゞき、以て英米の極東壓迫政策の向ふを張つたわけである。

この間に支那では、革命が起きて清朝が仆れてしまつた。支那は前述の如く日清戰役、列國の爪牙のために、あちこちを傷めつけられてゐたが、ともかく清朝の命脈を維持するために、康有爲等のいはゆる變法自疆の革新運動などがあつたが成らず、南方の孫文などは、清朝に望みを絶つて、革命運動を起してゐた。しかも一方、國内に利權回收熱が勃興し、あれやこれやでつひに清朝は亡びてしまつたが、日露戰後六七年間の支那の革命熱は、日本の勃興によつて養はれた點が頗る多いのである。

×

大正四年に一例の廿一ヶ條問題で日支の交渉が行はれた。當時の爲政家のやり方の善惡は別として、支那は、爾來、廿一ヶ條問題を提げて、日本攻撃の材料とした。元來支那人は、日本は陰に陽に支那の革命を助成したといふので、日本に對して非常に好い感情を抱いてゐたのであるが、歐洲戰後は俄然として態度がかはつて來た。それには種々の原因があるが廿一ヶ條問題がその源を作してゐるのである。歐洲戰爭の間にも、日本は極東の安全をと非常に苦心したのであつたが、不幸にして、支那の對日感情は融和しなかつた。由來支那人は力の前には非常に弱い。と同時に、相手が弱いと見るとすぐにつけ込んで來る。そして力の存在が何處にあるかといふことを巧に見てとる。本能的にその急所にタッチする。この本能は、いかなる場合にも忘れぬ自己擁護の本能と相待つて、外國の交渉等に際し巧妙なる外交手腕を發揮する。即ち日支の交渉に當つても、かれ等は、常に列國の動きに眼をつけることを忘れない。日本が袁世凱に對し、廿一ヶ條を叩きつけた時に、袁世凱に對する要求と、英米に對する通牒との間に多少の喰ひ違ひがあつた。その秘密は支那のつけ目であつた。元來支那人一流の夷を以て夷を制すること、支那に對する要求を或る程度讓歩したのでも成功して、日本は英米の制肘により、支那の外交がこゝでも成功したのである。支那は英米のカを巧に利用したのである。

外國の壓迫から日本が一つ讓歩したといふことになると、支那は日本を見くびることになる。爾來、日本のすることなすこと、脆くも支那人のために乘ぜられてゐる。大正七年に於けるラモントの新借款團交渉の如き、日本のやり方はまるで緣日商人と撰ばない。滿洲は特種地域であるといふても、それは單なる地理的關係にすぎないもの、如く取扱はれてゐる。青島問題では、日本は支那の反日熱を恐れて、還附を宣告し、しかも事實上喜んで、早々返還してゐるがその結果は、支那の反日が更に侮日を加へたにすぎない。英國の如きは、威海衞を支那に返す〳〵と言ひふらしながら、容易なことで實行しなかつた。しかもワシントン會議では、日本は、恰も世界の法廷に立たされたもの、如くである。

×

思ふに支那に國民黨が存在し、國民黨が政權を握つてゐる間は、決して排外運動の絕ゆることはあるまい。排外運動は國民黨の存在理由をなすものである。利權回收、領土分割若くは經濟的侵略の排除、これ等は國民黨の表看板であり、

生命である。朝な夕なに、排外を叫んでゐなければ、國民黨の立つ瀬がないのである。蔣介石が廣東から北伐の途に上つたとき、東に日本、西に英國、この兩帝國を向ふに廻し、いはゆる帝國主義打倒の大旆を飜して北伐を開始したのであつた。

一九二四年即ち民國十二年にロシアのヨッフェが極東へやつて來て、いろ〳〵な策動を始めた。ロシアの革命が何等かの形で支那に影響を及ぼすことは想像出來るが、ヨッフェのこの策動が、支那の排外運動に油を注いだことは爭ふべくもない。ヨッフェは上海で孫文とも會見してゐるが、かれの目的は、要するに極東に於て第三インターナショナルの政策を實行せんとするにあつた。即ち、支那から、資本主義國を放逐すれば　その結果その等の資本主義國は、國内に經濟パニックを惹起し、勞資の解決がます〳〵困難となり、やがて革命となるといつた次第の、言はゞ支那を世界革命の道具に使はんとしたのである。國民黨はロシアに近づいて行つた。

國民黨の對内政策も　對外政策と同じく、國内の勢力と勢力とを互に戰はしめて、その間に漁夫の利を占めやうといふのである。民國十三年頃は、直隷派が英米の力をバックにして、權力をふるつてゐた。山東問題等では吳佩孚が、英と結んで日本を制せんとした。その中いはゆる奉直戰が始つた。この戰爭で吳佩孚はつひに沒落したが、張作霖と國民黨とは握手してゐた。國民黨側からいへば、張作霖をダシに使つて、直隷派軍閥を叩きつぶしたわけである。次で民國十五年の秋にいたるや、張霖作と馮國璋との戰爭となる。蔣介石はその機に乘じ、ロシアの支持を得て北伐を實行した。蔣介石はこの時、ロシア――第三インターナショナルの支持によつて、英國の勢力を排除しやうとした。これは先きには、ヨッフェの入智慧後にはボローヂンの進言によるものである。支那では、いかなる軍閥といへども、國權快復といふことをモットーとしなければ、自分の地位が保てない。蔣介石も無論のことであるが、張作霖の如きも、滿洲に於て排日を標榜しなければ、第一自分が失脚するおそれがあるのだ。言はゞ排外は、軍閥維持の護符みたいなものであるが、しかしさすがの蔣介石とても、支那全般的に排外は行へない。そこで資本主義國の利益が正面衝突をする楊子江沿岸に於て、先づ英國にあたらんとした。漢口その他長江沿岸に於ける當時の排英運動は頗る猛烈なものがあつたが、日本も船を支那の兵隊に占領されたといふ如き多少飛ばちりを食つたといふのは、當初の計畫が、日支露と結ぶ筈なのをロシアの宣傳が實は日英兩國に向けられてゐたからである。民國十三年から十四年にかけての香港のストライキも亦ロシアのバックで、資金もロシアから出てゐた。

その後、蔣介石の北伐で、日本軍と衝突して、例の濟南事件を惹起した。當時まで蔣介石は英國と結ばんか、日本と握手せんかと、例の力の存在が何處にあるかを鋭敏に觀察しつゝあつたが、かれは

濟南事件を機會として英米へと方向轉換をした。南京政府は英米接近主義をとつた。英米も亦南京政府を支持しはじめた。歐洲戰後　列國の支那に對する態度は、大體上非常に緩和されたものとなつた。それは、大戰から受けた列國の疲弊をいやすためには、支那四億の民衆の好意を得ることが必要であつた。何とかして、支那の民衆と握手し　これに恩を賣ることが必要であつた。そこに關稅會議が始つて、日本も、支那の好感を得んがために隨分軟く出たが、英米はそれ以上に支那の御機嫌取りにつとめた。この時から支那の關稅自主、利權回收、治外法權等の宿題は　單なる言論から離れて實行可能の狀態に導かれたのである。

×

濟南事件についで、張作霖の爆死事件が起つた。濟南事件を機會に英米に方向轉換して、日本に食つてかゝつてゐた南京政府は、こゝに於てか、益々火の手を擧げはじめた。支那の對外意識は、殆んど日本に向つて集中されたといつてもよかつた。支那は排日運動のために、種々の口實を得たのであつた。二十一ヶ條以來排日口實が重つてゐるので、支那は全國津々浦々に至るまで排日の宣傳をした。いはゆる國恥記念日を大げさに吹聽するは勿論のこと、田舍の小學校の教科書にも排日の文句を入れ、唱歌にも排日の歌を歌つた。

今日支那の要路にある人々は、多くは大正四年當時の、例の二十一ヶ條の排日教育を受けた人々である。だから言はゞ排日はお手のものである。東三省に君臨して隱然一敵國をなしてゐたところの張作霖とても、やはり排日の空氣に反することは出來なかつた　何故なれば、さうしなければかれ自身の地位が保てなくなるからである。

×

日本の近來の國際的地位は甚だ香しからぬものがある。ワシントン會議でもロンドン會議でも共に日本の主張は通つてゐない。此等は支那人をして、日本に對し輕侮の念を抱かしむる動機となつた。而して、支那に排日侮日の空氣の濃厚となるは、列國のつけ目である。彼等のためには良き機會を與ふるものである。日露戰爭後、日本の勞力が隆々として勃興して來たのを長い間不安の眼で見てゐた列國は、機會さへあれば、何とかして日本の出鼻を抑へ付けやうとした。ワシントン會議、ロンドン會議は、その好機會で、彼等はそれに依つて日本を叩き伏せやうとしたのである。支那の排日に加ふるにそれ等の關係があつて、日本の立場は非常に困難なものとなつて來てゐる。

ロシアが、支那の混亂に乘じ、世界革命の火の手をその中に植えつけやうとした。かくて露支兩國の協定が出來たのであるが、列國はロシアを袖にするも、支那にはつらく當らない。從つて支那側から敵視してかゝるのは日本のみといふ有樣である。これは日本のためには實に大問題で、日本は非常なる決心をしなければならぬ。と考へてゐるところへ、窮す

れば通ずで、昨年八月滿洲事件が勃發した。

×

滿洲事件は、鐵道の爆破問題に端を發して發生したものであるが、而しその底流の源を遡れば、由つて來るところは遠いのである。つまり、滿洲事件は、世界の極東政策の行き詰りから發生し來つたものである。私が一昨年北京へ行つた時多年支那の事情を研究してゐる或外國人はいつた。從來列國が支那に對して取つてゐた自由政策は誤つてゐた。支那人に對しては、世界の平和に貢獻せしむるため若くは世界の他の國の人々と共同生活を營ましむるために、自由を與ふべきでなく、再びタガを與ふべきである。しかし世界の種々の原因は容易にそれを許さない、それゆゑに、一大政治家現れて、禍亂と誅求と飢饉との中から、支那人を救はなければならない。而して恐らくその人が出づるであらう、といふのである。西洋人もかやうに考へてゐる。だから滿洲問題は、前にいふ如く、日本對支那の問題に非ずして、歐米の政局、內政若くは日本の內政關係等が混然として相あつまつて、こゝにこの現象を呈するに至つたものである。それ故、滿洲問題の解決さるゝ時は、列國にとつての極東問題が解決された時で、即ち東洋の平和が始めて維持さるゝの時である。從つて滿洲問題の解決は短期間には出來ず、相當長年月を要することである。世間やゝもすれば、早急に解決すべしとの言をなすものあるも、間頭の由つて來るところを考へたならば、さうはいかない。恐らく今後何年かにわたり、滿洲は、幾多內外の危機をはらむことにならう。しかし一歩を誤つたならば、日本は言ふべからざる窮境に立ち至ることとなないとはいへぬ。

×

日本は、ワシントン會議、ロンドン會議等で、三大强國とかいつてゐるが、歐米人の日本に對する考へは、まだ〳〵、日本を世界の第一流國とは認めてゐない。國際聯盟國にもそれが現れて、日本はとかく立場が古しくなる。米國記者のミラードは、世界に於て、世界力と認むべきものは、英、米、露の三ケ國のみでその餘は地方力にすぎない、といつてゐる。それは過言としても、聯盟等が、日本の文化並に實力等に對し、認識不足であることは否めない。英米と同一に看てゐないどころか、ともすると、日本を未だ極東の一小國位にしか見てないのである。或米國人の書いたものを見ると、白人が、黃人を黑人の如くに手馴らし得るまでには、今後恐らく五百年の歲月を要するであらう、などゝいつて、黃人はいつかは白人の前に跪拜するものであるかの如くに決めてゐる。甚だ不愉快な言葉だが、この思想は、今日白人の潛在意識となつてゐる。この潛在意識が陰に陽にはたらいて、聯盟等に於ても、日本を輕んずるのである。

×

しかし一方からいふと、日本が滿洲問題をいかに解決するかによつて、國際政局に於ける日本の地位が、英米に對立する大國として取扱はるゝか否かの問題が決定するのである。日本人は今滿洲問題を試金石としてその分岐點に立つてゐるのである。從つて滿洲問題を完全に解決することは、日本の地位、權威若くは眞價を世界に認定させる所以であつて、この事さへ出來れば、餘のことは双を加へずして自から解決するのである。故に滿洲問題は、實は從來の如く鐵道を布くとか、利權がどうとかといふ問題でないのである。

ワシントン會議、ロンドン會議等で、殆んど國家の形すらなしてゐない支那のためにしてやられ、且つ常住に排日侮日を受けてゐるといふのも、必ずしも支那ばかりをとがめられない。その原因はむしろ日本民族の側に存在する。明治以來日本人の思想を支配してゐたものは、十九世紀に於ける歐洲の巧利哲學であるやうに思ふ。この巧利主義が、大學、中學小學に浸潤して、日本人の思想的水準を甚だ低めてしまつた。その低級な巧利觀が、今日マルクス主義へと轉囘してゐるのは、むしろ當然であらう。

×

神に通ずる心——信仰の力、偉大なるものへ還沒せんとする自我、打算を超越して、正義を把握するの精神、日本人は再びそれ等のものを取り戻さねばならない。何故ならば、それ等のものを取り戻すことは、日本が滿洲問題を完全に解決することである。同時に、日本の國際的地歩を、世界的レベルの上にまで押しあぐることであるからである。日本を內外のこの難局から救ふ唯一つの道は、日本人がこの精進的一大躍進を試むることや紙の上の取引にのみ浮身をやつてゐるやうな從來のやり方を斷然改めかぎり、日本は恐らく今日以上の難局に直面して、動きが取れぬことになるであらう。正しきを踏んで迷はず、不惜命不退轉の勇氣、——過去に誇つてゐたわれわれの民族的勇氣と正義感が油然として、日本人に還つて來た時、日本の前途は光明に輝くのである。

世界大戰に出征したフランスの一クリスチャンの話に、自分は大戰に石ころを抱いて行つた。それで彈丸があたらなかつた、といつた。石ころが彈丸除けの護符になるなど、一寸頼りないやうだが、問題は石ころそのものでなく、石ころを介して、神に通ずるの心である。唯この心あれば、石ころといへども、千枚の楯にもまさるであらう。前にもいつた、上海事件の際、日本が英國の協力申出を拒んだのは、當時日本が小打算に囚はれてゐたからである。もし當時日本が、正しきを踏んで迷はぬ心をはたらかせて、英國を助けてゐたならば、恐らくその行爲は、フランス人の石ころどころのものでない、今日どんなに日本の國難を防ぐ楯になつかもしれないと思ふのである。

刑政第45巻第9号
矯正図書館



海外異聞錄

◎蓄髭を嫌つて罰金二十五弗

世界一の文明國を以て自ら任ずる米國人の間に、髭はあまり歡迎されないが、開拓者たる祖先は立派な髭を生やしてゐたといふので、ワシントン州では八月三日と四日に擧行の開拓記念祭までは、苟くも男子たるものは髭を剃らず、尊い祖先を思はせるやうな髭を蓄へて記念祭を祝ふべし、といふ州令を發したものである。ところが、この州令の網に引つかゝつたのはフランク・マックドウエルと稱するセントラリア市の商人で、或る事件のために法廷に出頭すると、彼もその辯護士ダイサート氏も綺麗に髭を剃つてゐたのである。裁判官は肝腎の事件よりも二人の髭無し面を見てカツとばかり憤慨し「開拓記念祭を擧行するに先立つて髭を剃つて出廷するとは法廷を侮辱するものである」との理由で、マックドウエルに二十五弗、辯護士ダイサートに十弗の罰金を申渡した。しかもその際一理髪師を證人として出廷させ、被告マックドウエルと辯護士の髭を蓄へ得る可能性を明かにさせたものである。そこでマックドウエルは髭を蓄へない譯は「商賣をしてをりますと婦人のお客さまは髭面をお好みになりませんので……」と辯明大いに努めたが、裁判長は承知せず「開拓記念祭を迎ふるに先立つて婦人達はその良人や戀人が髭を生やしてゐなかつたら彼の女達は寧ろ恥辱を感ずるであらう」と突ツ込んだ。マックドウエルとダイサートはその判決を不服として上告することになつた

◎脅迫狀に重刑

例のリンドバーグ第二世の誘拐事件以來、米國には脅迫が甚しく流行し、苟しくも名士富豪と名のつくものは必ずギャング團の脅迫狀に見舞はれるといふ情ない有樣、これがためアメリカのブルジョア連ビク〳〵もので、遂に議會の問題となり、過般ミゾリー州選出下院議員コクラン氏は、脅迫狀を送つた者を嚴重に處罰すべしとする法案を提出し、上院で少しく修正の後これが可決されたのであるが、右法案に對し最近フーヴアー大統領は署名裁下した。その内容は郵便に依つて脅迫し金を請求する者は罰金五千ドル乃至二十年の禁錮刑に處するといふので、可なり思ひきつた重刑なのである。

◎死刑廢止を說く碩學ロ博士

米國で現在實行されてゐる電氣死刑を發明したエー・デー・ロックウエル博士は九十二歳の高齡、醫科學界の泰斗で、今なほ研究に精進しつゝあるが、最近その誕辰を祝するに當り死刑廢止論を唱へて、大いに學界のセンセーションを捲き起した、博士は法の嚴肅を難じ、死刑廢止を强調して大いに氣焰をあげた。即ち曰く「如何に人道的立場からこれを實行するにしても、死刑は結局法の不備を裏書するものである。換言すれば死刑は法律の名目によつて行はれる復讐と呼ばざるを得ない。この問題については將來犯罪者が大いに考慮を必要とするであらう。極刑に處する代りに國家の利益のために犯人を働かせる方法を考究せねばなるまい、今日米國には戰慄すべき罪惡が行はれて居り、ギャング團の横行恐るべきものあるが彼等を一網打盡して極刑に處することよりも、罪惡を漸次少くすることを第一に心掛けねばならない國民の間に暴力が勢ひを得ることは文明國の恥辱である、國民が出來得る限り自由を樂しみ、しかも罪惡を犯さぬやうにすることが法の理想である。この意味において國民に禁酒法を强制するが如きは甚だ面白くない、罪人の取扱ひ方法なども大いに將來改良せねばならぬと思ふ」と

◎親切過ぎる刑務監督官辭職

一女性の身を以てスペインの刑務所監督官の地位にあつたヴイクトリア・ケント女史が辭職した。彼女はアイルランド生れ、その祖父アルフレッド・ケントは英海軍で働いた、ケント女史は曾てスペインに於て最も優秀な辯護士であつた。今度辭職したのは彼女が囚人に對して親切過ぎるといふ非難を受けたゝめである。

◎ラスプチン章紛失

怪僧ラスプチンといへば帝政ロシヤの末期を鮮血で彩つた歷史的人物、そのラスプチンに故ロシヤ皇帝が與へたといふ珍奇な寶石をちりばめたいはゆる「ラスプチン章」は、ベルリンの寶石商によつて秘藏されてゐたが、近頃それが盜まれたといふので、警察が血眼の捜査を試みつゝあるさうだ。

◎婦人刑事出現

ロンドン警視總監トレンチヤード卿は「女は女に逮捕させよ」といふ方針で、今度婦人私服刑事三名を採用し、殺人强盜事件の探偵にも此の婦人刑事を使ふことにしたが、これはロンドン警視廳では始めての試みである、この婦人刑事三名は誰々であるかは嚴秘に付されてゐるが、敎養の高い立派な若い婦人であるとのことで、何れも婦人犯罪者の多いウエストエンド方面に活動せしめるためヴアイン署詰に任命された。この外目下敎習中の婦人刑事が二三十名あるが、特に婦人容疑者と親しくなつて犯罪を自白させる秘術を仕込まれてゐると。

◎ミレーの名畫切らる

パリ、ルーヴル博物館に珍藏されてゐる世界的名畫ミレーの「晩鐘」が剃刀で切られてゐるとの報がパリ中に傳へられ、非常なセンセーションを起したが、犯人は三十一歲の技師で直に逮捕された。警察では犯人だと信じてをり、ルーヴル博物館では修繕方法を講じ得るものと考へてゐる。

刑政第45巻第9号
矯正図書館

選句所感

松穂君の「日盛り」の句、季題と配材とが即かず離れずの所謂不即不離にあるところに餘情が豊かである。季題を生かさうと努力する結果は、ともすれば配材がたゞ傀儡となつて、季題の説明をすることに堕ちたがるものである。配材は内面的に季題に即いて、表面は離れて差支はない。いや、離れた方が句柄が大きく、句境が深く、そして餘情にも富んで来るものである。季題と配材は扶け合つてゐなければならないがそれが表面的に行はれず、常に内面的に行はれてゐることが必要なのである。正午頃から午後三時頃までの日の照りつけ方は格別であつて、一時は風さへもバッタリ絶えてしまう、夏の太陽は眞上に来てゐるから日盛り時分の物の蔭は、自體の足元に小さくなつてゐるのが普通だ。その上地上の反射に消されるので影が極めて薄い。斯うした木蔭にゐる牛である。求めた木蔭は小さいものなので大きい身体をした牛の全體を容れることが出来ず、その尻だけがあわれに木蔭からはみ出して、烈日にじりじりと照りつけられてゐるのである。その情景は牛の體全体が木蔭に入つて休憩してゐるよりも心を惹くものがある。大きい體を持て餘して、しかも默々としてゐるその牛に憐みの情も動く。

□

周匝君の句、一讀爽涼を感じる。暑さを煽つて、心を苛立たせるやうなのが蟬の鳴聲である。あの聲からは涼しさなど普通は感じられない。しかし、山へでも登つて深い木蔭などに聽く場合はまた別種の情趣がある。これは御陵道である。その參道の兩側には年古りたる松が立ち並んでゐる。そして朝から鳴く蟬の聲がその松にこもつてゐるのである。山陵の道は淨らかに朝は靜かであるが、行く々々耳に入る蟬の聲は、その靜けさを一層深いものに思はせる。まだ多くは鳴かぬその聲は、茂り深い老松にこもつて、澄んで落ちて来るのである。物の聲あつて反つて靜けさの深きを思はしめられるのは、聲そのものゝ清澄から来るのである。芭蕉が、羽前山形領立石寺で詠んだ

閑さや岩にしみ入る蟬の聲

の一句の如きも、蟬の聲に反つて深き閑寂さを味つて出来たものである。序に言つておくがこれは芭蕉の傑れた句である。「岩に

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天日盛や木蔭にあまる牛の尻　横手　松穂
地朝の蟬松にしづけし御陵道　大阪　周匝
人雲の峯あつき光りに崩れけり　長崎　あつを
秀逸
筆噛みて玉なす汗を忘れけり（試驗）　横手　松哉
夏帽に瀧の飛沫のかゝりけり　福岡　虎溪
獵祭忌柿まだはやき青さかな　平壤　雄心
谷深く臼彫る杣や時鳥　大曲　刀羅象
西瓜割る母を圍みし子供かな　金澤　若水
佳作
舟下に小蟹の集ふ暑さかな　三重　曲汀
瀧壺にくだる小徑や苔の花　宮崎　旭峰
月落ちて垣根にふえぬ虫の聲　晋州　あらた
水害の泥かぶりたり月見草　飯田　中洲
庭先の草蔭涼し夏の月　三重　愛山
眞晝間の夕立雲や蟬の聲　市谷　雨晴
夏菊や手いれぬまゝに庭の先　飯田　五風
春の蚊の障子明りを飛びにけり　宮城　ひろし
啞蟬の枝うつりする翅音かな　水戸　麗月
伏せ鉢の並べる庭や花柘榴　福岡　楳城
夏帽を脫げば風ある電車かな　同　青水
晝顏や足に燒きつく濱の砂　新潟　孤月
灯の光淋しく更けぬ西瓜番　青森　紫淵
近秋く唐黍畑の風の音　飯田　稻
炎天や刈草匂ふ山の原　飯田　有市
蟬の聲大方やみて山暮るゝ　飯田　史山生
青葉蔭雀動かぬ暑さかな　和歌山　南城
行水の肌の白さや蚊喰鳥　横手　孤兒
門沼の蓼の上飛ぶ螢かな　横手　泰山
炎天や廣き川原に光る砂　飯田　巖
蟬しぐれ窓入る風に一しきり　京都　累山
稻妻やはつきり見えし瀨田の橋　名古屋　花洋
桐の花散る靜かさや朝の道　大曲　呑山
水鄕の有明月やほとゝぎす　大曲　船風

しみ入る」の表現は俳句表現の極致であるおのづから頭の下るのを覺えるのである。

□

あつを君の句、線を太く一氣に詠んだところは、雲の峯に相應しい表現である。斯うした季題にもし柔軟な表現を用ひたら、たとへ配材がよくても句は生きて來ない。入道雲が晝の蒼空に黒く湧き立つて來るさまは、むく〳〵とまるで巨人の立ち上るにも似てゐる。そして見る眼に威壓をさへ感じる。やがて延びるだけ延び、膨れるだけ膨れた雲は靜かに崩れ出した。雨ともならず崩れる雲は、午後の日光に強く光りながら渦巻きのやうな運動を起して頂上の方から形を崩して擴がつて行くのである。その動きにつれて黒い塊からほぐれ出る雲は見るからに暑い光りを含んで光る。そして夏日の寂情を誘ふのである。

□

今月は應募句數の多いにかゝはらず誠に秀句に乏しかつた。これは暑さのせいであらうと思ふ。今や時將に新秋、然して日一日と心身共に快適の秋に入る。秋と共に詩情を新にして大に秀句佳作を寄せられむことを切望する。

鯰埋めて盛り上りたる青葉かな　新義州　不望
煽風機添乳の母の眠りけり　大邱　春葉
里の灯の減りて更けゆく水鷄かな　飯田　榮一
秋近き秩父の晴れや眼のあたり　八王子　蕪菁
盆燈籠開け放ちたる草家かな　宇治山田　象堂
涼しさや船の中より笛の音　大曲　華白
風と共に雲影渡る青田かな　大曲　大鵬
雨乞の今日も空しく歸りけり　平壤　旭水
夜振り火の上に更けたる夜空かな　群山　苔洲
轉寢の腹の上なる團扇かな　秋田　松風
行水の管觸れて搖るゝ糸瓜かな　群山　豊岳
ほしいまゝに青田の風や一軒家　豊夢摩　巴波
秋雨や松に寂しき磯の家　市谷　光庵
水に觸るゝ芦の葉先や行々子　甲府　南枝
潮垂るゝまゝに持ちたり海水着　尾道　濱市
朝霧の晴るゝ林や蟬の聲　横濱　花仙
蕃族の山黒々し天の川　臺南　九穗
朝顏に一坪の庭ありにけり　橘通　靈雪
初嵐吹かれて低く飛ぶ蜻蛉　豊多摩　寒江
照り盛る陽にあわたゞし秋の蟬　金澤　瑞聲
張り物は乾きあがれり蟬時雨　大曲　月舟
秋曉の身に恙ある眼覺めかな　金泉　梅雪

敍任辭令

新潟轉勤　保健技師　佐々木豐茂（山口）
山口轉勤　同　西　周（神戸）

（七月二十六日）

裁判所書記兼司法屬五級俸　司法屬　掛樋松次郎（行刑局）
看守長（巢鴨）七十圓　裁判書記兼司法屬　松崎與三郎

（七月二十八日）

四級俸　看守長　菊　樂　夷（京都）
同　同　山東　登（同）
同　同　石井文太郎（甲府）
同　同　石澤信次（横濱）
五級俸　同　岡本幸次（高知）
同　同　榮田彌三（佐賀支）
同　同　山本己之吉（網走）
同　同　山崎壽馬（松山）
同　同　岡部清四郎（盛岡少年）
同　同　阿部年吉（宮城）
同　同　伊藤勝重（岡崎少年）
同　同　野並勝治（宇和島支）

五級俸　看守長　鈴木英三郎（千葉）
同　同　佐藤備六郎（市谷）
六級俸　同　長谷川己吉（若松支）
同　同　丸尾周一（高松）
同　同　高橋亀治（網走）
同　同　猿渡重雄（鹿兒島）
同　同　上島善助（熊本）
同　同　高橋武雄（横手支）
同　同　田中清一（札幌）
同　同　淺野　孝（豐多摩）
同　同　成瀨定實（新潟）
同　同　藤田利太郎（名古屋）
同　同　寺崎與太郎（山口）
同　同　千野頌晴（松本支）
同　同　水野兼吉（長野）
同　同　島田幸治（市谷）
同　同　磯　德二（千葉）
同　同　金杉　濟（浦賀支）
同　同　吉永聰夫（市谷）
同　同　山田　寬（豐多摩）
同　同　水上友吉（浦和支）
同　同　三角節藏（岡山）
同　同　金田　操（大洲支）

七十圓

七十圓
同　成田助次郎（秋田）
同　高橋敏郎（樺太支）
同　角尾外茂雄（北海少年）
同　神谷勇治（二見支）
同　川畑叶二（廣島）
同　山本茂（松江）
同　布施寛三（豐多摩）
同　高橋又兵衛（秋田）
同　松山憲太郎（市谷）
同　佐々木昇三（函館）
同　梁瀬三男吉（釧路）
同　石川榮市（廣島）
同　佐藤定一（長崎）
同　鬼木長平（大分支）
同　鶴羽菊藏（盛岡少年）

六十七圓
同　江口精之進（札幌）
同　山下兼三郎（三重）
同　宇山宗雄（岡山）
同　瀧澤齊（横濱）

七級俸
同　村岡喜久（神戸）
同　山下直次郎（保世支）

看守長
同　高橋敏郎（樺太支）
同　角尾外茂雄（北海少年）

六十三圓
同　神谷勇治（二見支）
同　川畑叶二（廣島）
同　山本茂（松江）
同　布施寛三（豐多摩）
同　高橋又兵衛（秋田）
同　松山憲太郎（市谷）
同　佐々木昇三（函館）
同　江口精之進（札幌）
同　山下兼三郎（三重）
同　宇山宗雄（岡山）
同　瀧澤齊（横濱）
同　村岡喜久（神戸）
同　山下直次郎（保世支）
同　梁瀬三男吉（釧路）
同　石川榮市（廣島）
同　佐藤定一（長崎）
同　鬼木長平（大分支）
同　鶴羽菊藏（盛岡少年）

七級俸
同　來間義一（小田原少年）
同　有田和一（松山）
同　田中士郎（福岡）
同　複本寧（水戸）
同　木部元雄（釧路）
同　稻葉雄次郎（千葉）
同　山永正（廣島）
同　渡邊末太郎（水戸）
同　高橋作三（白河支）
同　西田剛一（松江）
同　村川利三次（延岡支）
同　雪田幸太郎（八戸支）
同　川口隆（靜岡）
同　大森佐登美（市谷）
同　吉岡董太郎（滋賀）
同　中村鶴松（網走）
同　横柳邊海（高知）
同　金山石政（新潟）
同　岩花辰次（市谷）
同　大坪春治（同）
同　大森忠雄（和歌山支）
同　田代五郎（平戸支）

五十七圓
同　岡田峰吉（沼津支）
同　柏榮樹（網走）
同　矢島國男（大阪）
同　宮城昇（岡崎少年）
同　長谷川幹雄（川越少年）
同　儀間實獲（平良支）
同　山本祐助（大阪）
同　大木清市（佐賀支）
同　齋藤良介（青森）
同　西口龜之輔（大阪）
同　中克己（函館）
同　源數一（汐見町支）
同　黒川武（廣島）
同　西村孝平（網走）
同　岡村保容（巢鴨）
同　堤鐵藏（小菅）
同　小久保義晴（熊谷支）
同　松野岩吉（巢鴨）
同　松本貞男（久留米少年）
同　吉田益雄（小菅）
同　永岡三市（高松）
同　横山和義（市谷）

八級俸
同　芝哲朗（德島）
同　彌永熊雄（巢鴨）
同　川上光治（鹿兒島）
同　鈴木隆夫（豐多摩）
同　西村勇（大阪）
同　福山家隆（松山）
同　今里末作（市谷）
同　浦口市之進（大阪）
同　長谷場正壽（巢鴨）
同　美谷島正男（廣島）
同　綿野靜三郎（大阪）
同　庸三（横濱）
同　川村卓郎（網走）
同　小泉泰衛（釧路）
同　高橋七郎（室蘭支）
同　大島はり（宮津支）
同　宇田象三（行刑局）
同　三宅定男（同）
同　久保田眞太郎（同）
同　瀧澤勝司（同）
同　河西武夫（同）

（七月三十日）
一級俸
檢事兼司法書記官　秋山要（行刑局）

大島支所長　看守長　白濱佐一（八月十二日）

靜岡勤務　高知勤務　帶廣支所長　函館轉勤　名古屋轉勤　静岡轉勤　宇都宮轉勤　京都轉勤　松江轉勤　京都轉勤　鳥取支所轉勤　新潟轉勤　申告勤務　土手町支所長　函館勤務　川越少年所長　函館轉勤　函館少年所長　函館轉勤　函館轉勤　函館轉勤

刑政第45巻第9号
矯正図書館

家庭のページ



料理もいろ〳〵

食用となる蝗

子供づれの散策に取るのも面白い

ちやうど今頃田舎へ行くと稻穗の上や用水堀の眞菰の上をイナゴがピヨン〳〵跳んでをります。田舎ではあまり食べないやうですが、都會の人は好んでこれを食べますし、料理法もいろ〳〵あります。イナゴは早いのは六月末頃から發生いたしますが、一番多いのは八月下旬から十月初旬頃までゝ、ピクニックの折などにこのイナゴ捕りはお子さん達をきつとよろこばせることでせう。イナゴは稻の葉を食べて生きて居るので、稻にとつては害虫で稻田のあるところなら全國到る處に居ります。イナゴの一番おいしいのは產卵前、即ち腹に卵をもつて居る九月下旬頃から十月へかけての稻を刈り取る直前頃ですが雌は脂肪も多く雄よりは美味であり、若いのは肉が少いためまづいので充分成育したものゝ方がよいのです。イナゴ捕りに行くには古手拭を二つ折りにして兩側を縫ひ合せ口の所に直徑一寸、長さ二寸位の竹筒を挿しこんで紐でしつかりくゝつた袋を持つて行くのが便利で、捕かまへたイナゴは竹筒から袋の中へ入れるのです。たくさん居るところへ行けば一升や二升忽ちのうちに捕れるもので一番捕まへやすいのは、朝早くまだ露のあるうちか或は夕刻で、日中はなか〳〵銳敏で捕へようとして手を伸ばすとパツと跳んでしまふ、それにつれて近くに居るのまでピヨン〳〵と跳ぶ關々しいのは葉の裏側に身をひそめて形勢をうかゞつて居るものもある。それはとてもおもしろいもので す、捕へるとよく口から醬油のやうな汁を出しますが別にこれは毒ではなく、それに咬みつくやうなこともないのでお子さん達にも安心であり、おもしろさに思はず日の暮れるのを忘れることがあります。殊に秋も深くなつて好頃になるとちつと葉にとまつたまゝ動かうともしないのでいくらでも捕れるものです。

相當ある榮養價

◇…その料理法二三

イナゴを食用にしたことはかなり古い時代からららしく、東洋ばかりでなく、西洋でも古くから食べてゐたものゝやうです。初めはなんとなく氣持ちの惡いものですが、なか〳〵芳ばしくておいしいものですイナゴの料理法はいろいろありますが簡單でおいしいものを二三記して見ませう。

佃煮＝捕つて來たイナゴを袋のまゝ熱湯に入れて殺し翅と後脚のギザ〳〵の部分を取除き水でよく洗つた上水氣を切つておきます。別に鍋に醬油味淋砂糖（蜂蜜ならば結構です）水を適量加へて火にかけ沸騰したら前のイナゴを入れて水分のなくなるまで煮つめます。天ぷら＝前のやうにして翅と後脚のギザ〳〵した部分を去り衣をつけてかき揚にします。

照燒＝生きたイナゴを一匹づゝ竹串に刺し、水で洗つて照り燒きにします。香ばしくてとてもおいしいものです。

なほイナゴの組成分は百分中水分六八・四〇、蛋白質二五・〇七、粗纖維三・四一、灰分一・二四、その外脂肪も微量あり、榮養價はかなりあるわけです。

玉葱の芽を出さぬ貯藏法

貯藏は無傷の平形のものを選び

玉ネギは大抵發芽するものですから貯藏には困難なものです。發芽しますと心がからになるので食べられません。發芽しなくとも腐りやすいので家庭で澤山買求めておくことは考へものですが、しかし貯藏法がよければこれを防ぐことが出來ます。

圓形のよくしまつた奇麗な玉は永く貯藏がきゝます。丸形のものは割合貯藏が困難ですから貯藏には平形のものを選びなさい、また一般大きい玉より小さい玉が貯藏に堪へます。玉ネギは濕地に作つたものは貯藏力が弱く乾燥地に作つたものは貯藏力が强いやうです。また雨の多い時收穫したものは腐りやすくお天氣の日に收穫したものがよいやうです。

芽を出さぬやうにするには無傷の平形のものを選び數日間日光に干し心まで水氣がなくなつたものを風通しの良い乾燥した涼しい屋內に薄く並べておきます。俵や箱の中に入れておきますと腐りやすいばかりでなく濕氣がこもつて大抵發芽するものです。

貯藏中は時々檢查して腐つたのがあつたらすぐ取除きなさい貯藏中は外皮のかはいた部分は決して除去してはいけません。

家庭科學

便利な覺え書

◇赤靴が簡單に黑靴になる

赤靴が古くなると黑いしみが澤山出來てきたなくなりますが、これを黑く塗りかへる方法をお知らせしませう。まづ水に洗濯ソーダを少量とかしこれを布につけて靴にすり込みます。乾いてから、黑インキをまんべんなく二度塗り後は普通の黑い靴クリームで磨けばこれで立派な黑靴になります。

◇家具の色つやを出す法

白エナメルを塗つた家具は暫くたつと次第に黃色を帶びて來ますがさく酸を少しとかした溫水でふけば何時までも眞白に保つ事が出來ます。又ピアノの象牙のキイは時々牛乳をひたした布でふくとよろいしい。とう製の家具は米をといだ水をつけた布でふけば、常にきれいな色つやを保つ事が出來ます。

◇リボンやレース洗ひ方

リボンやレースの洗つた時にはしぼらないでそのまゝきれいな瓶のまはりにくる〳〵巻きつけて置けば、少しもしはを作らずに乾かす事が出來ます。かうすればアイロンをかけて地を痛める心配はありません。

◇牛乳が腐つたら
夏は牛乳が腐り易くて困りますがちよつとすつぱい臭がする程度に惡くなつたものはそのまゝ捨てゝしまふのはもつ體ないものです。これを布にしめして靴をふけば皮のひゞ割れを防ぐに妙です。

◇戸だなの中のしめり
戸だなの中が濕つてゐると中のものが皆カビてしまつて困ります。藥屋から生石灰か(か性石灰)を買ひ求め箱にいれてこれを戸だなの中にいれて置けばこの生石灰がすつかり濕氣を吸收してしまひます。生石灰が水を吸收して消石灰となりますが、これを鐵製の皿の上にでものせて加熱すれば水分を蒸發して、又もとのカサ〳〵した生石灰に戻りますからうすれば始めの生石灰を何度も繰り返へして使用出來るわけです。

本場の美味い
ライスカレー
印度式の造り方

ライスカレーは印度がこれのお里です。こゝに本場の印度式ライスカレーの造り方を申上げて見ませう、すべてライスカレー料理にはカレー粉の選び方が一番大切ですが、一般家庭向でどこでも求められるものとしては、BC印などが一番よろしいでせう、次に大切なのはバタです。惡いバタを澤山つかつてメリケン粉でドロ〳〵かためたのでは鼻もちもならないでせう。上等のバタにじやが芋の澱粉で少しかたくしたやうなのがよいのです。なほむやみとカレーをきかせて辛くしたのは下品で、ほんとうに味のよいといふのは最初口に入れた時はちよつとあまくて、あとにヒリツと辛い味がするのです。

印度の主婦は家族の口にあふやう十四種類のものを適當に配合して使ひますが、まづこちらでは野菜に鷄などですると しても、だしを取るのに骨は必ず用ひるやうにして下さい。骨は他のどんな調味品にもないよい味を持つてゐるものですから、つくり方はごく簡單ですがまづ鷄肉は骨のついたまゝ一寸位のブツ切として、二百匁とすれば玉葱七十匁じやが芋百匁程の割合で準備し、玉葱は四ツ割にして一分位の小口切りに、じやが芋は皮をむいて二つ位に切つておきます。バタは少し澤山つかつて鷄の約二割四十匁とします。鍋にバタを入れて溶かしたら玉葱を入れてとろ火で暫らく炒ります肉にも色がついて少し骨離れのよくなつたところでカレー粉を茶匙一杯程、鹽、胡椒を適宜に入れ(もし牛乳かヨーグルトでもあればそこで五勺程入れます)その上にお湯を材料の二寸位加へて(水を入れると肉がしまつてかたくなります)

その儘一時間もとろ火で煮てからじやが芋を入れ、それも軟くなつて少し形がくづれておつゆがドロリとして來たらもうよろしいので、これで出來上りましたしかし折角かうしてていねいにつくりあげても、ごはんを盛つた上一面にかけて出したのではいかにも下品です。別の器に入れてスプーンで少しづゝとりわけてかけるやうにします。なほライスカレーの箸やすめには大根に胡瓜、トマトにキヤベツの酢のものなどがよいでせう。それに水かプレンソーダでも添へて食後には熱い蒸しタオルを出されゝばなほ結構でせう。



⊙吾等の任務

名古屋　梅村重義

國の掟の尊嚴さ
犯せる罪の恐ろしさ
諸罪人の胸深く
教へさとして示しなん

犯せる罪の贖ひに
心の胸に鞭打ちて
業に務めにいそしめと
教へさとして導かん

罪の闇路に迷ひ來し
彼等の魂を明き陽の
光りのもとに還さんは
吾等が重き任務ぞや

世に入れられず世を呪ひ
罪と汚れに戰のける
邪心を拂ひ身を清め
強く正しき人とせん

再び罪の子となるな
再び闇に迷ふなと
行手に光さしそへて
正しき道を示しなん

聖者の德と慈母の愛
罪に汚れし胸の血を
いざ美しく清めなん

人の踏むべき大道と
人としなすべき業務め
教へさとして導きて
まことの人となさんかな

劍持つ手に愛の鞭
罪と汚れを打ち拂ひ
世をも人をも救ふべき
任務は重し吾が肩に

(了)

⊙時局が收容者に及ぼした影響に就て

滋賀　黒田巖

曩に本省訓令を各刑務所に發し、收容者敎化の一助として時局に關し、即ち主として日支紛爭の原因竝に其の情況等を認識せしめ、以て皇國の前途を察し、延ひては自己の反省及び將來の覺悟を鞏固ならしめんと圖られしは、眞に時宜を得たる良策なりしと只管敬服の情に耐えざる處なり。

而して今吾人は其の企に對する成績、即ち時局が收容者の心に如何なる影響を及せしかを、其の見聞せし範圍に於て玆に記せんと欲す。

彼等收容者は、或は機關紙に依り、或は講話に依り、或は映畫に依りて時局を知るに及び、殊に皇軍苦戰の情況、敵軍の暴戾、竝に聯盟の態度等を識り、今や皇國一大危機に遭遇しつゝあるを認識すると同時に、彼の爆彈三勇士を始め、幾多の忠勇美談と、一般國民が或は恤兵金に或は國防獻金に、或は勞力の奉仕に所謂擧國一致して重大なる時局に善處しつつある情況を聞きて、如何に多くの收容者が、自己の現狀を顧み而して良心を鞭撻したるかは、即ち、擧つて所得金を割き恤兵獻金方を申出し事實、竝に時局に關する彼等の感想を徵し見るも、將た又轉換不能と目されたる頑冥なる思想犯人が、時局に刺戟されて舊の國粹精神に復歸したる實例等を以て、察知し得べきものと言はざる可らず。

何故ならば之れをしも一つの僞善、單なる模倣として輕々に看過せんには、餘りにも大なる彼等の感激を視察し得たればなり。而して又、今一入此の感を深からしむる所以は、刑務作業能率向上の一事なり、彼の軍需品製作當時は恰も力行週間前後なりしと雖も、軍需品製作者は深夜業及び免業當日就業を命ぜらるるも誰一人不服を申出づる者なく鞠躬如として眞に不眠不休事に當り、其の誠意傍視する者をして淚ぐましさを感ぜしめたり。其の他一般作業と雖も之れに刺戟せられ、爲めに刑務作業の能率に就き、相當の自信を當局者に抱かしめたるは疑を容るるもの無からんと思考す。

されば收容者をして時局を認識せしめたるには教養感化上相當益する處ありたりと斷ずるも敢て支障なからんと吾人は思料するものなり。

更に又、彼等既に國禁を犯し人道に背きたる惡徒と雖も猶、胸底一脈の愛國心あるを認め、之れを巧に把握し以て將來教化の資に供さんか、其の成績大いに期して待つ可きものあらんと信ず。

⊙看守の人格と受刑者の改善

大阪　川端美紅

進んだ今日の明るい行刑の第一線に立つ刑務官吏殊に我々看守は飽くまで嚴然たる官吏であり亦一面情ある紳士でなければならぬ。狂暴凶の多くを扱ひ然して之等の者を導きやがて健全なる心身を保持せしめて、社會に完全に復歸させんとする極めて重大なる責務を獲得してゐるのである。

いつの「刑政」だつたか覺えはなけれど、行刑の實際の體驗を語る或同僚の言葉に「受刑者の改善に最大の效を奏するものは、敎誨でもなければ信書接見看守長典獄でもなかつたまさしく我々看守の高潔なる人格より他に何等見出すを得ない」とあつた。余は敢へてこれを無條件に承認するものにあらざるも眞實受刑者の改善は本人の性質性格家族及敎誨信書

接見に俟つものありといへども、直接彼等に接する我々看守の人格の高潔と否とに依りて左右する事實のあまりにも多きを知り得るのである。

然らば人格とは何！高潔とは何！

今更饒舌を要せずと雖も、我々日常勤務に於ける最高の條件なるを熟知し更らに人格の高潔に就き再考と研究——然して之れが養成と向上のために、格段の努力を要すべきを感得させずにおくまい。

極端に例せば「何故役人に對して頭を下げないか」これ等は絕體的の野暮である、今一步進めて考ふるならば、いやしくも一國の官吏として、刑務官吏として彼等の改善につとむる我々に於て斯様なる言語は徹底的に之を排したきと共に、彼等が自然眞實心底から頭を下げ尙ほ敬慕させずにおかぬだけの人格と情が望ましいのである。言ひ換ふれば言語を以て要求するより人格の高潔に依りて此の念を喚起させねばなるまい。徒らに言語のみの巧妙は決して彼等を改善指導する適切なるものでなきを知りたいのである。

これに依りて行刑は初めて彼等を改善する事が出來、かくして理想的の今日の明るい行刑を標榜する當局の趣旨と期待に副ひ得ることが出來得るのである。

⊙行刑と看守

山口　白無垢鐵架

近代行刑思想に於て其の目的が犯人の改善作用殊に敎育に重きを置かねばならぬとする以上は、直接受刑者に接する看守の任務もまた單に戒護者たるのみに過ず、作業指導者として、敎誨師としての責務の一部をも負擔せねばならぬ、何となれば犯人に社會性を賦與する事は日常起居の間に於て常に習練せしめねばならぬからである。

行刑の目的を達するには其の理論と、之に合致した處遇とに依て其の效果を期待せねばならぬ。今や應報刑思想より、目的刑主義へと轉換せんとする過渡期に際して假令一看守と雖も、之が理念を充分に解せず、上司の意圖に反したる處遇を行はんには極めて、不自然な變態的な結果を招致して、上司の有效適切なる意圖も水泡に歸せしむる虞れがある。例へば敎育刑主義を盲目的愛撫行刑に陷らしめ受刑者に對し阿諛便佞、また機嫌取行刑に誤解せしむる事等無き樣充分の理解を與へねばならぬ。殊に改善困難を豫想せらるゝ思想犯人の處遇に就ては特に上司の意圖に基き充分なる理解を持つて對せざる限りは、徒に彼等の輕侮の的となり改善作用に支障を來し、延いては行刑の威信を失墜するの虞がある。

行刑の問題が人と人との關係であり、敎育刑主義が是認せらるゝなれば、敎育者としての責務の一部を負擔する看守は犯人の犯罪的缺陷に對して反對の正義心又は道義心を以て對するのみにては敎化價値の多くを期待する事は出來ぬ、少く共被敎育者即ち犯人に對し敎育者たる地位にある以上は、社會生活に於ける總ての知識に於て對等乃至は對等以上を必要

刑政第45巻第9号
矯正図書館

とし、且敎化技術とも云ふ可き彼等に對する處遇方法に付考究を要するのである此の意味に於て目的刑主義の先決問題は先づ行刑の前線に立つ看守の素質の向上と、健康の保持即ち明るい氣分で生氣に滿ちた看守をして犯人に接しせしむるに依て行刑の效果を多く期待する事が出來るのである。

前者の解決策としては、看守採用當時に於て行刑其のものに對する理解と職務上の基礎敎育を充分ならしむる爲に敎育制度の改善を必要とする。現行敎習制度に依る時は此の點に相當の缺陷を有するのであり尙各刑務所毎に採用試驗を行ひ極めて少數の人員に對して敎習を施す事は繁雜なる手數を要するのである。故に全國刑務所を三區乃至は四區に分ち敎習期間を六ケ月以上に延長して統一ある敎習を施し、然る後各所屬刑務所に於て實務敎習を行ふを可とするのである。此の制度に依る時は特に專門の講師を求る事も容易であるからである。

受刑者は多く暗い氣分を有するものである。之に對する看守が過勞に依り疲勞し生氣に乏しき態度で接する事は、明るい行刑が强調さるゝ今日其の結果に支障を來すものであらう。故に刑務官吏は眞に明るいなごやかな性質を持たねばならぬ、然しながら現在の刑務官にはその明るさが足りない、それはその生活環境と勤務關係がそうさせるのであらう。故に勤務狀態を緩和し其れに依りて、健康保持上疲勞回復を計り又は修養研學の機會を與へる必要がある。近時行刑の目的が積極的に進化しつゝあるに際して、行刑前線にある看守の勤務狀態のみは依然として舊習をその儘に踏襲し來り何等の積極的改善の跡を見ず極めて自然の推移にのみ依りて其の向上心の如きも誠に退嬰的な觀がある。惟ふに一ケ月一回乃至二回の休日のみにて早朝より深夜に至る間嚴格なる規律の下に收容者の前に其の師表とならねばならぬ激務にある看守に對してより多き修養と研學を求る事の困難なるは肯定出來得るであらう。

今や我が行刑界は其の目的の上に優秀なる刑務官吏を求むる事に急なる時、看守は自己向上を計らなければならぬがまた當局の英斷は速に看守敎養の向上に就ての施設と、之に伴ふ看守勤務狀態の改善を急務とされねばならない。　終

⊙人に接するに就て

昊高井生

釋迦如來の敎の中に人はかならず五法を具へて親友を成すとあり朋友に對して

第一、愛敬の精神を以て交際する事

第二、密事を相告ぐお互に人は完全なものでない缺點を密かに相告げて忠告し合ふこと

第三、勸善相すゝむること

第四、俱艱を相逢ふこと

第五、貧賤を輕んせず

私共は常に以上五法の敎へを以て互に接したなれば何時とはなしに所謂魂と魂と觸れあつて自己以外に自己を見出した

强い平和な生活を產み出さるゝと思ひます私共の最も行ひ易く又行ひ難きは第四の俱艱相ともにするこれが仲々難問であります。お互に嬉しいことの花見や面白い活動寫眞等は相共に樂しむもこれに反して悲しいこと艱儀なことになると人間薄情なものの多い世の中であります或はこれが人の本性かも知れません人の世がすさびはてたといふのは私共があまりに目已にのみ忠實な精神がこれを蒔いたのではないでせうか、私共はモット〳〵慈悲の精神同情の心を喚び起して喜びを共にし又悲しみことに對しても共にすゝり泣いてやる精神を持ちたいものと思ひます私共がよく世間が薄情と云ひ友達があてにならないと憤慨する事前に私共は人に對して慈悲同情辛苦を共にするといふ程の美はしい心を持つて居るかを先づ反省して見ねばなりませんでせう。第五の貧賤輕んぜず輕薄な人のよくやることでありますが自分より收入の少ない人に少しでも汚ない衣服を着てゐると愛敬の精神を忘却してしまふ收入や服裝で人の魂を左右すべきものでなければ評價すべきものでもありません私共は常に慈悲同情愛敬の心を以て人に接し人に惠まれ人に惠むところに人から盡さるゝの結論を覺知せると共に私共は更に困苦にたゝかひ此の勝利者であらねばなりません故に與へられたる物質上の不足を補ひすべてに對し之を忍從したとへ人より馬鹿と云はれても「何んです」と彈ね返へす小勇よりも之れを押へ得るの大勇が望ましい私共は常に堅固なる一大家庭の人であらねばならぬ故に尊父と仰ぐ所長あり慈母とたよる看守長あり兄と親しむ部長あり朝な夕なに力とたのむ同僚ありこの一身同體より成り出づる强き正しい一丸を以て邁進し平和なる大家庭を作り以て行刑界將來の爲めに努力すべきである。　（終）

⊙犯罪者と骨相人相

編岡　頭山生

余は行刑の道に專念する無學非才の研究徒に過ぎない。近頃受刑者の多數に接觸するの好機を得たる關係上、湧然として興味を感じて來たものがある。それは犯罪者の骨相、人相といふ非科學的なる研究に於てゞある。余の此興味に先鞭をつけたるものに、法醫學敎授のロンブローゾの犯人定型說がある。ロンブローゾの犯罪者定型說に關して一言せば、ロンブローゾは多くの犯罪者の身體的特徵を研究して犯罪者は通常人に比較すると特異な身體的特徵を有する事を主張した。例令ば生來的犯罪者は原始的野人的形態を示すもので額は狹くて後退し顎は突出し、耳朶は屈曲し顏面若くは頭蓋骨は不均齊で頭蓋骨の分量は少く兩手きゝであると云ふが如きである。余等日常幾多の受刑者に接觸し、自由自在に其の個性を見出し敎化遷善に盡瘁すべきは當然の義務である。然らば如何にして受刑者の個性を見出し適宜の方法により行刑の目的を達せんとするか。世界行刑思潮は「Classification System」分類制度の確立へと急いではゐる。けれど必ずしも科學者の

矯正図書館

手にのみ一任して然る可き問題であるか吾等が母の體内より産れ出でて後人と人との間に生活してゐる以上、人間本能的に他人の個性發見の智識を具備してゐるのではあるまいか。小兒と雖も芝居や活動寫眞に登場する人物に對する批評眼はある。惡人と善人とは立派に見分け得る如く、俳優は扮裝してゐるのである。然らば古來惡人には惡人にふさはしき人相骨相があるのではないか。此等の原理が必ずしも全部受刑者に適用されるものとは信じない。がマンテガサ氏が「人は人相學的な判斷術を修得する以前に或程度に於て即ち人に仍てその程度の差こそあれ太陽の下に生れた人間は皆生れながらにしてこの人相判斷術を有してゐるものである」

との言葉を想起するのである。古代から英雄と云はれた人物は直ちに部下の材能を發見して適材を適所に用ゐて居る。現代人でも大實業家になつた男は大概この人間判斷術には長じてゐるのである。斯樣に觀じ來れば一片の人相骨相の學問も吾等行刑學徒に取つて、無意味な研究問題ではないのである。寧ろ行刑學徒の研究の領野であるに相違ない。今試みに人相骨相に關してウエルス氏の說明を引用して二、三の參考に供したいと思ふ。

一、破壞性が發達すると出齒になる獅子や虎や狼は上顎が發達して居る。俗に出齒鰐と云はれた强姦殺人犯人によつて周知の如くこの破壞性の發達に男女性の發達の過大を俱ふと强姦的傾向を帶ぶる事になるわけである。尙諧謔性の發達した額の禿げ上つた人物については犯罪上詐欺や强迫などは行ふが殺人等の凶惡な犯罪は行はない傾向が有ると云ふことがあるが——

二、歐洲に於ける犯罪型の梗概

犯罪人の顏は或人が云ふが如く必ず醜で有らなければならない事もないが然し醜でないとも云へない。男女共に美性を缺いで居る。何となれば彼等の容貌は不規則であり格構が惡く且つ顏色がよろしくない。犯罪者の人相は警察及刑事專門家の見るところでは三種に分つ事が出來る。(イ)墮落者の顏　(ロ)惡人や惡黨仲間と交際し壞遇的に惡性を帶びて來た顏　(ハ)遺傳的に犯罪傾向を帶びたダーヴインの進化論退化論的の容貌の不格構と不調和の顏でそれに正反對の二つがある　(A)小型のもので(B)、大型のものである。余は玆で人相骨相の說明　せんとするものではない。只此の神祕的人間本能の直感力により、合理的に他人の個性發見が出來ることを研究すると共に行刑上多少なりと益する樣諸兄の研究を乞ふ次第である。

昭和七年六月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of June, 1932

	越月入監	出監	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増 前月比較	増 前年比較	減 前月比較	減 前年比較
受刑者	5,098	4,398	43,354	42,624	42,134	730	1,220		
被疑者	1,590	1,658	210	278	220			△ 68	△ 10
刑事被告人	3,517	3,459	5,123	5,065	4,818	58	305		
勞役場留置者	1,354	1,275	860	781	717	79	143		
兒	5	4	7	6	10	1		△ 3	
總計 男	11,268	10,502	48,752	47,986	47,097	766	1,955		
總計 女	296	262	802	768	802	34		—	
總計 計	11,564	10,764	49,554	48,754	47,899	800	1,655		

備考　內鮮人受刑者男1,884人　女5人　被疑者男15人　刑事被告人男192人　女7人アリ

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

國名		受刑者	被疑者	刑事被告人	計
中華民國	男	128	—	13	141
	女	—	—	—	—
北米合衆國	男	—	—	—	—
英吉利	〃	—	—	—	—
露西亞	〃	—	—	1	1
	〃	—	—	—	—
ポルトガル	男	—	—	—	—
伊太利	〃	—	—	—	—
露西亞	〃	—	—	1	1
	〃	—	—	—	—
總計	男	129	—	14	143
	女	—	—	—	—

昭和七年六月末日在監者人員表

The Number of the Inmates during the Month of June, 1932

備考　×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			労役場留置者 Prisoners in "Roekijo" (Place of labour in lieu of fine or penalty imposed)			乳児 Bebies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	922	—	922	—	—	—	—	—	—	—	—	—	922	—	922
市谷 Ichigaya	96	7	103	×39 1,205	×1 43	×40 1,248	95	1	96	—	—	—	1,435	52	1,487
豊多摩 Toyotama	1,335	—	1,335	×1 301	— 2	×1 303	14	—	14	—	—	—	1,651	2	1,653
巣鴨 Sugamo	2,197	—	2,197	—	—	—	3	—	3	—	—	—	2,200	—	2,200
横濱 Yokohama	731	—	731	×2 161	— 2	×2 163	13	—	13	—	—	—	907	2	909
千葉 Chiba	968	—	968	×2 78	×1 3	×3 81	6	—	6	—	—	—	1,054	4	1,058
水戸 Mito	461	—	461	— 91	— 3	— 64	26	1	27	—	—	—	548	4	552
宇都宮 Utsunomiya	517	183	700	×1 31	— —	×1 31	7	—	7	—	—	—	556	182	739
前橋 Maebashi	978	—	978	— 43	— 1	— 44	23	1	24	—	—	—	1,044	2	1,046
静岡 Shizuoka	945	—	945	×1 88	— 2	×1 90	12	—	12	—	—	—	1,046	2	1,048
甲府 Kofu	488	—	488	— 34	— 2	— 36	13	—	13	—	—	—	535	2	537
長野 Nagano	740	—	740	×1 75	— 4	×1 79	13	—	13	—	—	—	829	4	833
新潟 Niigata	607	—	607	×1 33	— —	×1 33	11	—	11	—	—	—	652	—	652
京都 Kyoto	829	116	945	×4 143	— 4	×4 147	17	1	18	—	1	1	993	122	1,115
大阪 Osaka	3,769	3	3,772	×31 540	— 23	×31 563	117	6	123	—	—	—	4,457	32	4,489
神戸 Kobe	1,535	—	1,535	×7 208	— 3	×7 211	27	—	27	—	—	—	1,777	3	1,780
奈良 Nara	704	—	700	— 18	— 2	— 20	13	—	13	—	—	—	735	2	737
滋賀 Shiga	500	—	500	— 22	— —	— 22	2	—	2	—	—	—	524	—	524
徳島 Tokushima	651	14	665	×2 20	×1 1	×3 21	17	—	17	—	—	—	609	16	706
高松 Takamatsu	1,063	—	1,063	×1 39	— 1	×1 40	7	1	8	—	—	—	1,110	2	1,112
高知 Kochi	686	5	691	— 40	— —	— 40	9	—	9	—	—	—	753	5	740
名古屋 Nagoya	1,778	6	1,784	×9 194	×1 9	×10 203	37	1	38	—	—	—	2,018	17	2,035
三重 Mie	725	—	725	×2 38	— 3	×2 41	9	—	9	—	—	—	774	3	777
岐阜 Gifu	718	1	719	×2 31	— 3	×2 34	10	—	10	—	—	—	761	4	765
金沢 Kanazawa	812	—	812	×1 86	— 2	×1 88	9	—	9	—	—	—	908	2	910

矯正図書館
刑政第45巻第9号

廣島 Hiroshima	1,505	76	1,581	×13 200	— 5	×13 205	24	—	24	1	—	1	1,743	81	1,824
山口 Yamaguchi	766	—	766	× 1 37	— —	× 1 37	21	1	22	—	—	—	825	1	826
岡山 Okayama	1,016	2	1,018	× 42 100	— 3	×42 103	41	—	41	1	—	1	1,200	5	1,205
松江 Matsue	870	—	870	× 2 54	— 2	× 2 56	10	1	11	—	—	—	936	5	939
松山 Matsuyama	731	—	731	× 3 64	— 4	× 3 68	20	—	20	—	—	—	818	4	822
長崎 Nagasaki	1,200	81	1,281	× 4 97	— 3	× 4 100	9	—	9	—	1	1	1,310	85	1,395
福岡 Fukuoka	2,002	—	2,002	× 6 149	— 2	× 6 151	38	—	38	—	1	1	2,195	3	2,198
熊本 Kumamoto	836	—	836	× 6 34	× 1 2	× 7 36	2	—	6	—	—	—	882	3	885
鹿兒島 Kagoshima	570	—	570	× 3 42	— 14	× 3 56	6	—	7	—	—	—	622	14	636
宮崎 Miyazaki	795	—	795	× 3 104	— 6	× 3 110	7	—	12	—	1	1	914	7	921
沖繩 Okinawa	261	11	272	— 34	— 1	— 35	12	—	7	—	—	—	302	12	314
宮城 Miyagi	1,280	40	1,320	— 83	— 5	— 88	7	2	26	—	1	1	1,387	48	1,435
秋田 Akita	733	—	733	× 2 67	— 2	× 2 69	24	12	31	—	—	—	821	14	835
青森 Aomori	291	1	292	× 2 32	— 1	× 2 33	16	1	25	—	—	—	349	3	352
札幌 Sapporo	1,215	33	1,248	× 4 171	— 7	× 4 178	18	—	18	—	—	—	1,408	40	1,448
函館 Hakodate	463	5	468	— 26	— 1	— 27	2	1	3	—	—	—	491	7	498
網走 Abashiri	577	—	577	— 5	— —	— 5	2	—	2	—	—	—	584	—	584
釧路 Kushiro	228	—	228	× 1 23	— —	× 1 23	9	—	9	—	—	—	261	—	261
小田原(少年) Odawara (for juvenil delinquents)	337	—	337	— 1	— —	— 1	2	—	2	—	—	—	340	—	340
川越(同) Kawagoe(ditto)	267	—	267	— —	— —	— —	—	—	—	—	—	—	267	—	267
姫路(同) Himeji (ditto)	616	—	616	— 31	— 3	— 34	7	—	7	—	—	—	654	3	657
岡崎(同) Okazaki(ditto)	193	1	198	× 5 42	— 1	× 5 43	5	—	5	—	—	—	250	1	251
岩國(同) Iwakuni(ditto)	353	—	353	— 9	— —	— 9	—	—	—	—	—	—	362	—	362
久留米(同) Kurume (ditto)	415	—	415	— 17	— —	— 17	3	—	3	—	—	—	435	—	435
盛岡(同) Morioka(ditto)	204	—	204	— 24	— 1	— 25	8	1	9	—	—	—	263	2	283
北海(同) Hokkai (ditto)	172	—	172	— —	— —	— —	1	—	1	—	—	—	173	—	173
八王子(同) Hachioji(ditto)	114	—	114	× 1 11	— 1	× 1 12	—	—	—	—	—	—	126	1	127
總計 Sum Total	42,770	584	43,354	× 205 4,946	× 5 177	× 210 5,123	829	31	860	2	5	7	48,752	802	49,554

矯正図書館

司法書記官 正木亮先生著

全訂改版 監獄法概論

四六判 總布裝 全一册 定價 壹圓參拾錢 送料 內地十四錢 滿鮮廿四錢

行刑の問題は最近特に重要なる時事問題である。著者正木先生は曩に本書を發表し、行刑上の基本問題につき、法律と政策との見地からその蘊蓄を傾け天下に聲名を馳せられた。今や最近における斯學發達の成果を採り容れて、全訂再版を發表せらる。新讀者は勿論、舊版讀者に對しても、必讀の書たることを信ず。敢て江湖に推す所以である。

全訂改版成る

行刑上の諸問題

菊判上製全一册 金貳圓 送料內地十四錢

行刑に關する從來の考へ方は如何にして受刑者に苦痛を與へるかといふことであつた。之に反して現代の問題は、受刑者をなつて來た。かくて行刑の問題は重大なる社會問題と考へられねばならなくなつた。本書はソヴイエット・ロシアの勞働改善法を機緣として、かかる新しい立場から考究せられた實會に新しい監獄學である。著者は曩にプラーグの國際行刑委員に日本委員として出席せられ、その多年の國際的見聞と主張とを歐米の實際的見聞によつて檢證し、以て本書を發表せらるるに至づた。本書が新しい行刑の實際と理論とを知らんとする者にとつて缺くべからざる所以である。

東京 一橋 神田 振替 東京 三七〇番 有斐閣

法學志林

第三十四卷 第八號
昭和七年八月一日發行

法律的消極主義……牧野英一
□社會學的方法と教育刑主義
價値權の純粹型……石田文次郎
プラグマテイズムと刑法理論……武藤文雄
□バウンドの刑法思想について
ラートブルツフの法律哲學……木村龜二
□その「法律哲學」第三版を讀む
法史瑣談……宮下嘉三郎
新刊批評及思潮概觀
□法律における「認識せられたるもの、認識」(牧野英一)
□社會法の理念と法律的多元論(木村龜二)
□アメリカのリンチについて(武藤文雄)
判例民事十六件 刑事十五件 行政四件
歐文
□近代法における技術化と倫理化(牧野英一)(佛文)

東京 法政大學發行

法律新報

第二百九十九號
昭和七年八月十五日發行
每月三回五の日發行

〔法律新報〕漫言(上、山內主筆)
〔論說〕獨逸和議法の下に於ける見解及實際と我が和議法(六、法學博士齋藤常三郎)▲抵當權を他の債權の擔保となすの意義(辯護士齋藤巖)▲辯護士法をめぐる問題(一一、辯護士森馥)
〔雜報〕辯護士生活の回顧(其の一九、法學博士原嘉道氏談)▲破產法運用に關する座談會(四)▲東京公證人會定期總會▲蚊涙錄(七〇、辯護士森馥)▲東京區裁判所執達吏役場分離意見(六)▲新潟辯護士會の金錢債務臨時調停法案反對決議▲其他
〔漫錄及文苑〕夏の京都(二、辯護士江見立花)▲昨夏輕井澤に避暑の折(司法省河淵榮養)
〔判例〕例により大審院以下各裁判所判例滿載

東京丸の內仲通三號館
發行所 法律新報社
定價一部 金貳十錢 送料五厘

刑政第45巻第9号　　矯正図書館

正義

帝國辯護士會誌
昭和七年九月號
定價金五拾錢

○決議
金錢債務臨時調停法案に對する本會決議
○論說
國家の爲め悲しむべき『金錢債務臨時調停法』…小齋甚治郎
商法改正要綱に對し反對すべき點（六）……高窩喜八郎
○記事
司法官辯護士會長合同協議會報告……鵜澤總明
司法官會同に於ける小山法相、林檢事總長、和仁大審院長の訓示
司法事務協議會決定事項
○時評
齋藤内閣の無能——滿蒙對策の確立——滿洲の法權——思想犯取締に就て——問題となる豫審調書——債務調停法——立石院長の妥當性判斷
○資料
土地共同收益に關する研究（一七）……田多井四郎治
松木勝喜代共譯
法曹瑣談（二四）……山崎佐
○漫錄
佐渡から會津へ……石川時之助

東京市麹町區西日比谷町一番地
帝國辯護士會發行
振替 東京七二三九〇番

法曹會雜誌

第十卷　第九號
昭和七年九月一日發行
定價金五十錢

○刑の執行猶豫制度の適用に關於ける法定條件と相當條件（一）……判事　前野　茂
○不特定物賣買に於ける賣主の擔保責任と債務不履行の責任……判事　川添清吉
○資本逃避防止法及之に基く省令に就いて……司法書記官　佐藤藤佐
○醵業婦の收益により生活する者（soutenear）の取締に就いて（一）……司法省調査課
○法律關係性質決定に關する問題（二・完）……判事　吉田常次郎
○戸籍關係法令考（三）……書記長　前田牧郎
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答
○判例要旨　○戸籍事務協議會決議

司法省構内　法曹會
振替 東京一五六七〇番

編輯餘錄

□ 編輯を了へて直ぐ飛び出したのでこの餘錄は今北海道にひない驛附近の山中に於て書かれて居るわけである。編輯子は今北海道行刑の視察に出かけて來て居るが、今廣漠たる平野をよぎり大森林を横斷するにつれてかのオーストラリヤやシベリヤの流刑を追想することが深い。

□ 流刑は何故に十九世紀末を最後として刑事制度より姿を消さうとして居るのか。流刑は何故に當時非難されたやうに非人道であるのか。この大平野、この大森林を背景とするに於てどこに流刑に非難すべきところが認められよう。

□ 流刑の非難すべきは只囚人の人としての存在を顧みなかつた結果に外ならないのである。若しも、この北海道に於て、或は樺太に於て或は又他の新なる土地に於て彼の生活權を保障しつつ、彼の家庭を考慮しつつ、開墾行刑をなすに於ては現在のせせこましい内地流の行刑をなすよりより意義の深いことでなくてはならぬのである。

□ 編輯子は今日の刑事政策に背いて流刑制度の復活を主張したい、只今日の流刑には囚人の生活と家庭のことが特に考慮さるべきといふ條件が付せらるるのみである。

□ 練習所受驗生の答案しらべが濟んだ。受驗生諸君の行刑論の著しい進歩の跡がそれによつて認められる。今はただその進歩せる理論を只實行に移して貰ひ度いのみである。

□ 汽車はいましんとく驛に停車して居る。これより帶廣まで約一時間の行程。

昭和七年八月十五日北海道に於て
——あき羅——

定價　一冊（稅共）　金二十五錢
　　六冊（稅共）　金一圓五十錢
　　十二冊（稅共）　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

註文規定
●御註文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇九九番刑務協會とすること
●御註文の際は必ず送附先明記のこと從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和七年八月廿八日印刷納本
昭和七年九月一日發行

東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三四番地
印刷人　竹田益平
東京府南葛飾郡南綾瀬町小菅三四番地
印刷所　刑務協會印刷部
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四、三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第45巻第9号

矯正図書館

45e Année n° 9 Septembre 1932

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

S. Shiono

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Kimura, K. — De la réglementation légale de l'exécution des peines — à propos du problème du Congrès de Palerme.

Ogonuki, S. — Du travail pénitentiaire.

Nakao, B. — De l'évasion.

Mouvement des idées à l'étranger :

Brandstätter, Ein Beitrag zur Strafvollzugsbeamtenfrage.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)
près le Ministère de la Justice
Tokio